

三原市人権問題市民意識調査報告書

三原市生活環境部人権推進課

令和8（2026）年3月

三原市人権問題市民意識調査報告書

目 次

第Ⅰ章 実施の概要	1
第Ⅱ章 標本の構成	2
第Ⅲ章 調査結果の分析及び考察	
1. あなた自身の人権に対する考え方	6
2. さまざまな人権問題について	13
3. 差別に対する考え方について	87
4. 人権啓発について	91
第Ⅳ章 調査のまとめ	97
第Ⅴ章 資料	
1. 自由記述	100
2. 調査票	107

第Ⅰ章 実施の概要

1. 調査目的

この意識調査は、三原市民の様々な人権問題に対する意識を把握し、人権問題解決のための基礎資料を得て必要な市政の政策に反映するために行った。

2. 調査期間

令和7年（2025）年10月10日から10月31日までを調査期間とした。

3. 調査対象者

三原市内に居住する16歳以上の方から2,000人を無作為に抽出し、調査対象者とした。（16歳以上人口70,799人、令和7（2025）年9月1日現在）

4. 調査方法

郵送調査とWEB調査を併用した。なお、調査票は、三原市人権施策推進協議会及び三原市人権行政推進協議会と県立広島大学講師の手島洋によって検討し、作成した。また、集計・分析については、県立広島大学講師の手島洋に委託した。

5. 調査結果の分析

調査結果のまとめは、単純集計を行った。単純集計結果の一覧には回答者数と百分比（％）、グラフには百分比（％）のみを記載した。

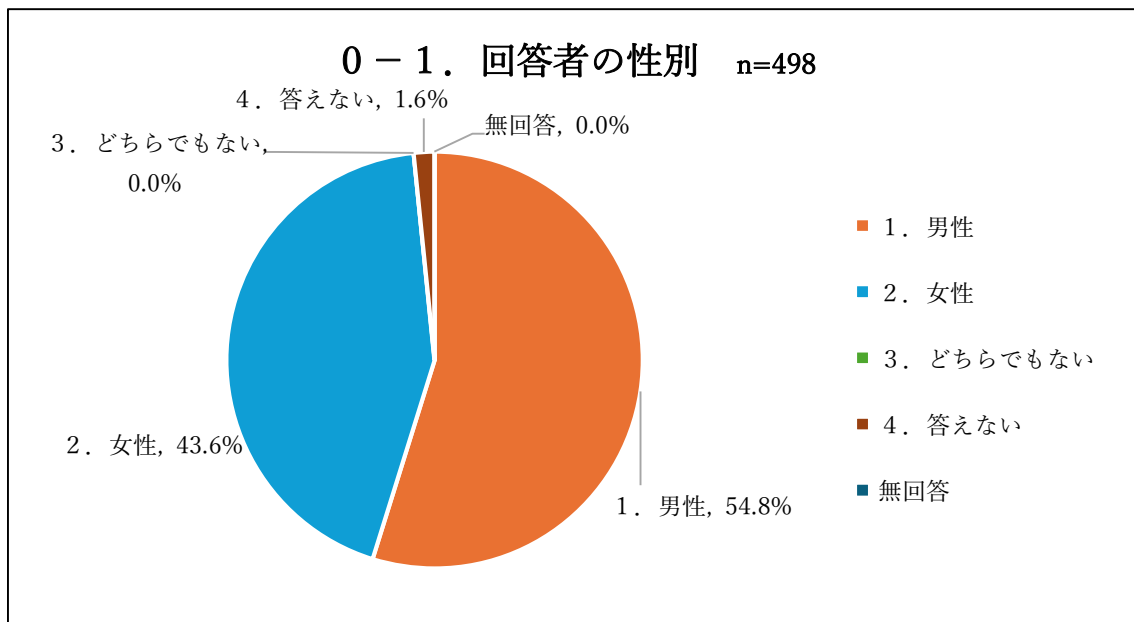
6. 回収状況と回答率

調査依頼した標本数2,000のうち回答があったものが501で、このうち有効回答数が498（うち、郵送の回答が354、WEBの回答が144）で、回答率は、24.9%だった。

第Ⅱ章 標本の構成

1. 回答者の性別

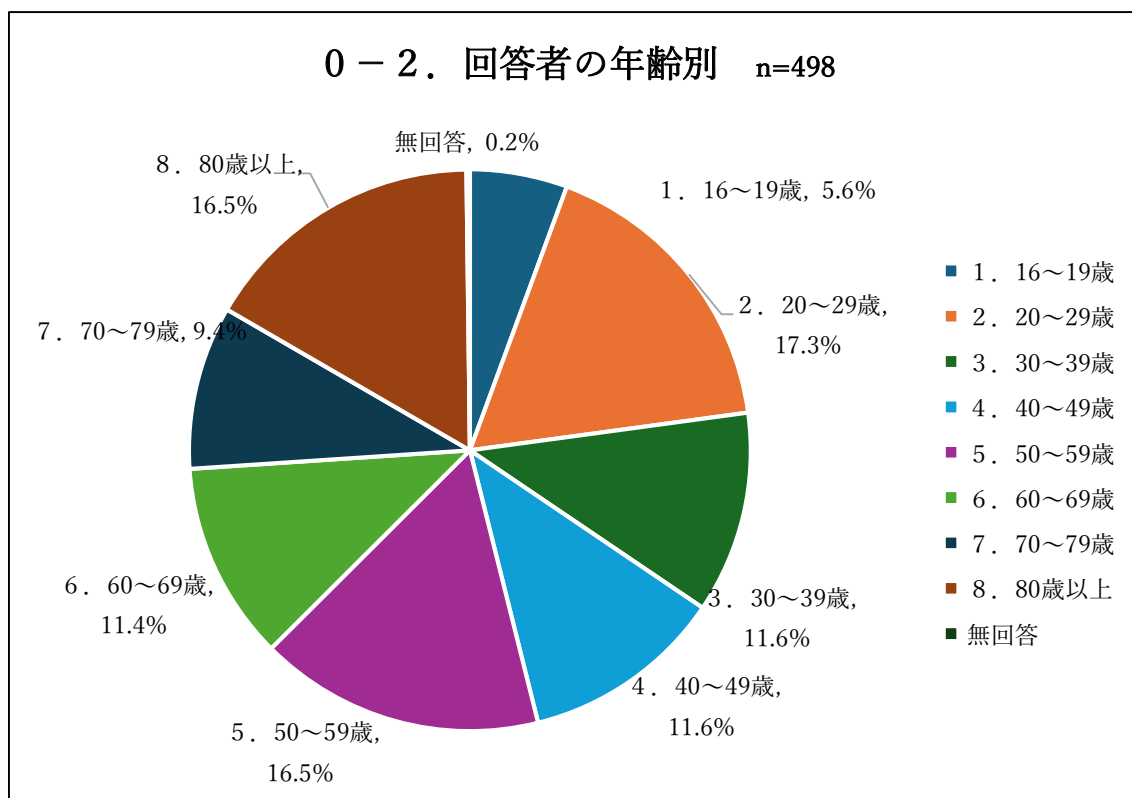
回答者の性別構成比では、「男性」が 54.8%、「女性」が 43.6%、「答えない」が 1.6%、「どちらでもない」及び「無回答」は 0.0%で、「男性」が「女性」よりも 11.2 ポイント高くなっていた。



項目	男性	女性	どちらでもない	答えない	無回答
回答数	273	217	0	8	0
割合	54.8%	43.6%	0.0%	1.6%	0.0%

2. 回答者の年齢別

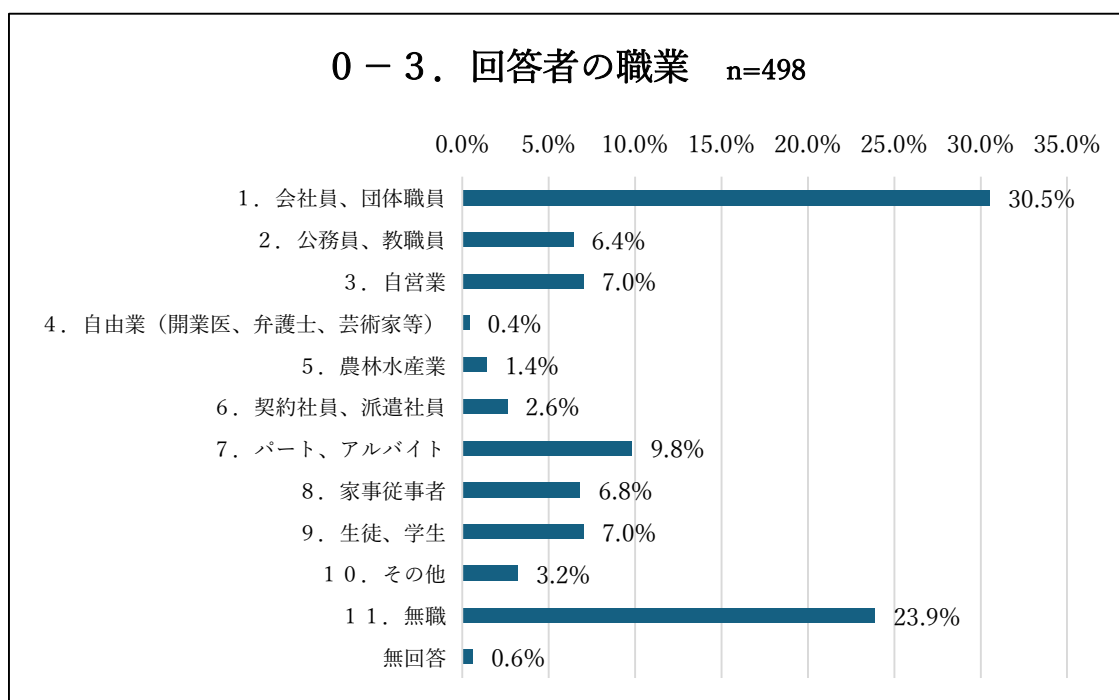
回答者の年齢別構成比では、最も高いのが「20～29 歳」が 17.3%、次いで「50～59 歳」及び「80 歳以上」が各 16.5%、「30～39 歳」及び「40～49 歳」が各 11.6%と続いている。



項目	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
回答数	28	86	58	58	82	57	47	82	1
割合	5.6%	17.3%	11.6%	11.6%	16.5%	11.4%	9.4%	16.5%	0.2%

3. 回答者の職業別

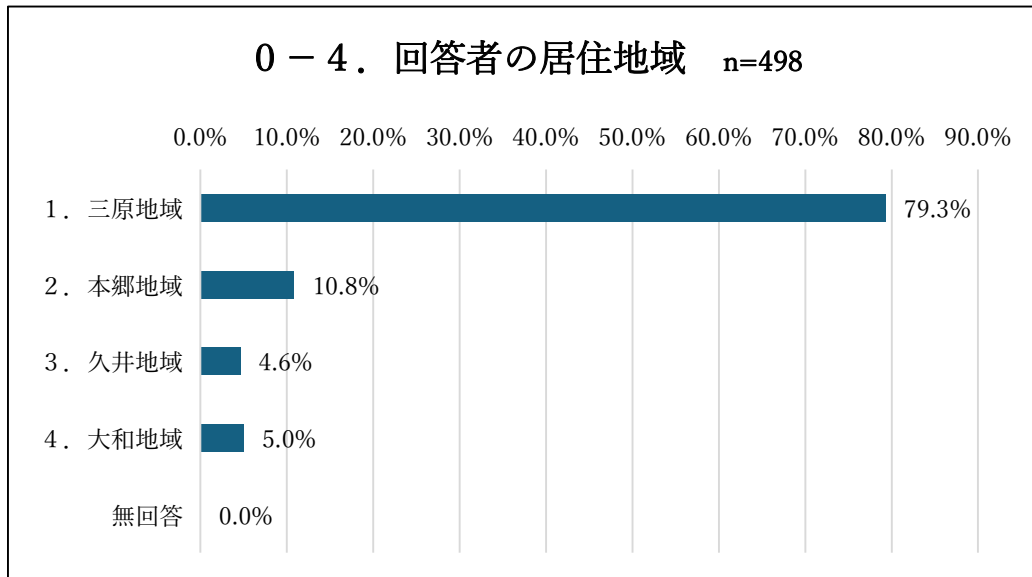
回答者の職業構成比では、最も高いのは「会社員、団体職員」が30.5%、「無職」が23.9%、「パート、アルバイト」が9.8%、「自営業」及び「生徒・学生」が7.0%などであった。反対に、最も低いのは「自由業（開業医、弁護士、芸術家等）」0.4%の実数2人、次いで「農林水産業」1.4%で実数7人であった。



項目	会社員、団体職員	公務員、教職員	自営業	自由業（開業医、 弁護士、芸術家等）	農林水産業	契約社員、 派遣社員
回答数	152	32	35	2	7	13
割合	30.5%	6.4%	7.0%	0.4%	1.4%	2.6%
項目	パート、アルバイト	家事従事者	生徒、学生	その他	無職	無回答
回答数	49	34	35	16	119	3
割合	9.8%	6.8%	7.0%	3.2%	23.9%	0.6%

4. 回答者の地域別

回答者の地域構成比では、最も高いのは「三原地域」の79.3%だった。



項目	三原地域	本郷地域	久井地域	大和地域	無回答
回答数	395	54	23	25	0
割合	79.3%	10.8%	4.6%	5.0%	0.0%

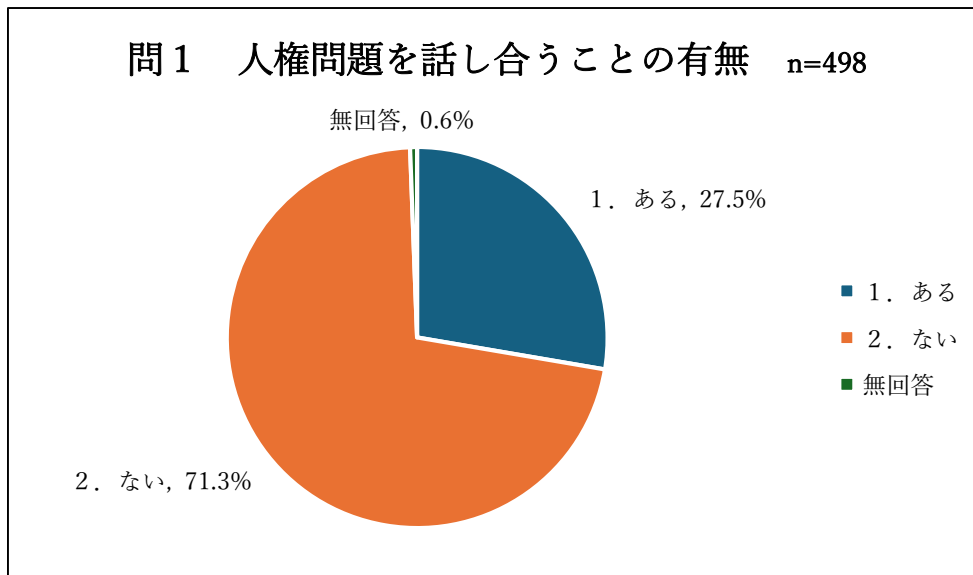
第Ⅲ章 調査結果の分析及び考察

1. あなた自身の人権に対する考え方

(1) 人権問題の話題

問1 あなたは、この1年間で誰かと人権問題について話し合うことがありましたか。(○は1つ)

人権問題について話す機会があったかどうかについて聞いたものである。



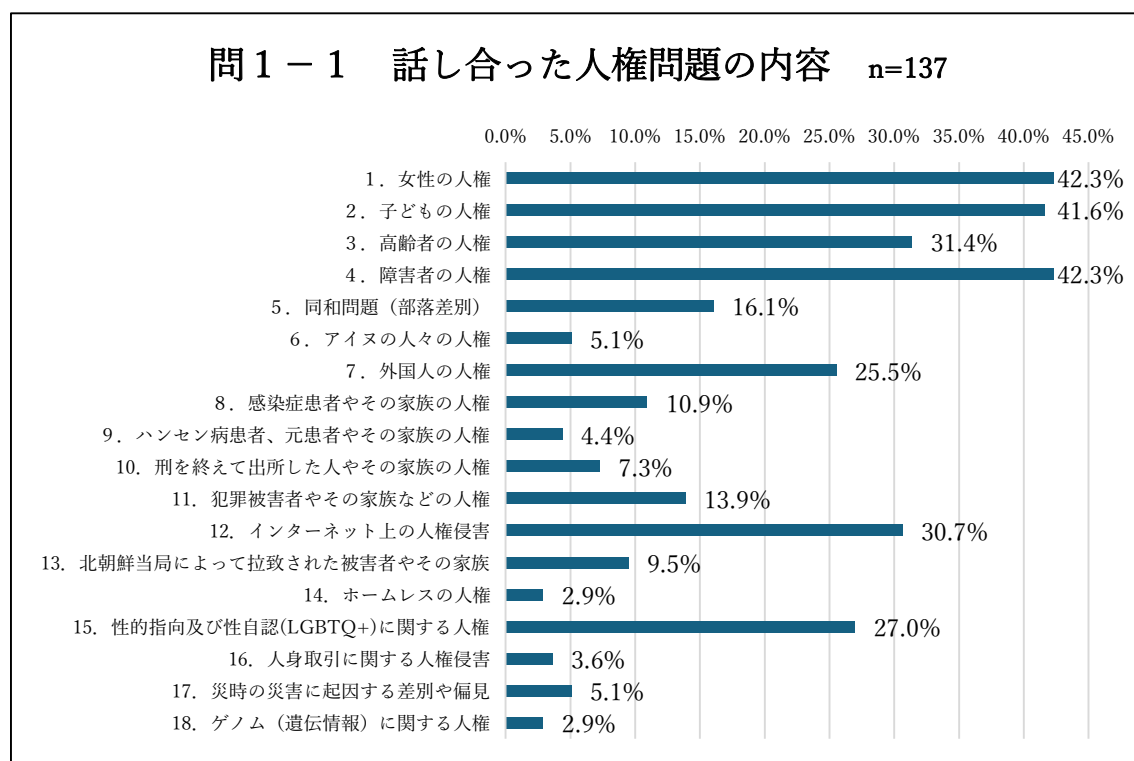
項目	ある	ない	無回答
回答数	137	355	3
割合	27.5%	71.3%	0.6%

誰かと人権について話し合うことがあったかどうかに対し、「ある」は27.5%で4分の1程度を占め、反対に「ない」が71.3%と7割以上を占めていた。人権について、日常生活の中で話されている機会は多くはない現状がわかった。

(2) 人権問題の話題の内容

問1－1 <人権問題について話し合ったことがある人のうち>話し合った内容は何か。(〇はいくつでも)

前問で話し合ったことがあると回答した人を対象にして、話し合った人権問題の内容を聞いたものである。



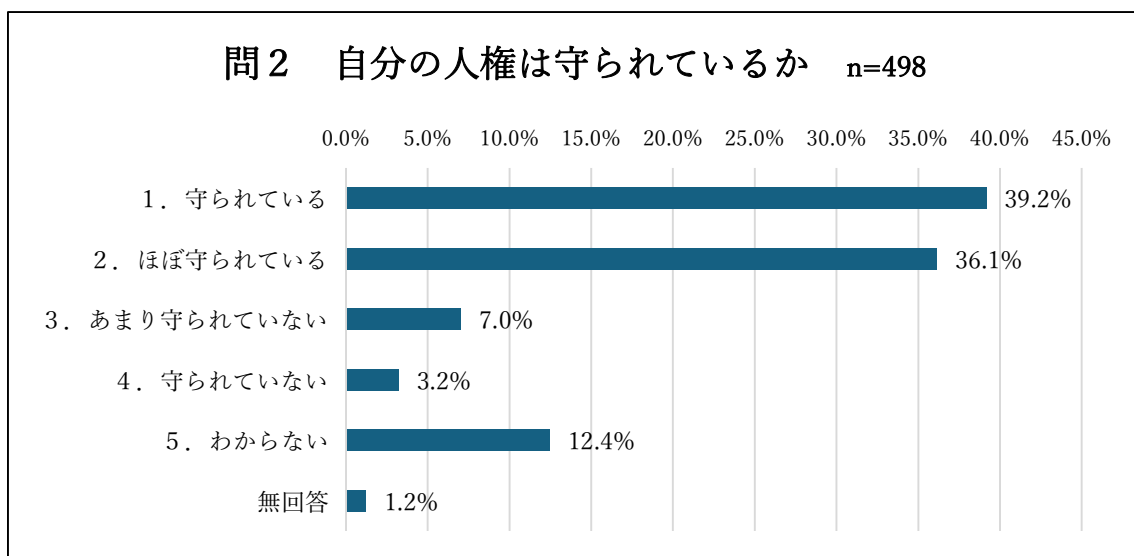
項目	回答数	割合	項目	回答数	割合
女性の人権	58	42.3%	刑を終えて出所した人やその家族の人権	10	7.3%
子どもの人権	57	41.6%	犯罪被害者やその家族などの人権	19	13.9%
高齢者の人権	43	31.4%	インターネット上の人権侵害	42	30.7%
障害者の人権	58	42.3%	北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族	13	9.5%
同和問題（部落差別）	22	16.1%	ホームレスの人権	4	2.9%
アイヌの人々の人権	7	5.1%	性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人権	37	27.0%
外国人の人権	35	25.5%	人身取引に関する人権侵害	5	3.6%
感染者患者やその家族の人権	15	10.9%	災時の災害に起因する差別や偏見	7	5.1%
ハンセン病患者、元患者やその家族の人権	6	4.4%	ゲノム（遺伝情報）に関する人権	4	2.9%

最も多かった内容は、「女性」及び「障害者」の各 42.3%だった。これに次いで、「子ども」の 41.6%、「高齢者」の 31.4%、「インターネット」の 30.7%が続いた。人権問題として話されたのは、社会福祉制度の対象者に関するものや女性、インターネットなど多くの市民の日常生活に頻出する要素についての内容が多くみられた。

(3) 人権は守られているか

問2 あなたの人権は守られていると思いますか。(○は1つ)

自分自身の人権は守られているかどうかの意識について聞いたものである。



項目	守られている	ほぼ守られている	あまり守られていない	守られていない	わからない	無回答
回答数	195	180	35	16	62	6
割合	39.2%	36.1%	7.0%	3.2%	12.4%	1.2%

あなたの人権は守られているかという問いに対し、「守られている」は39.2%で「ほぼ守られている」の36.1%と合すると守られていると思っているのが75.3%と回答者の約4分の3を占めていた。多くの市民は、自らの権利は比較的に守られていると感じていることがわかった。

三原市で8年前の平成29(2017)年度に行った「三原市人権問題市民意識調査」(以下、「前回調査」という)とこの結果を比較すると、「守られている」と「ほぼ守られている」を合せた割合は79.0%で、若干減少していた。

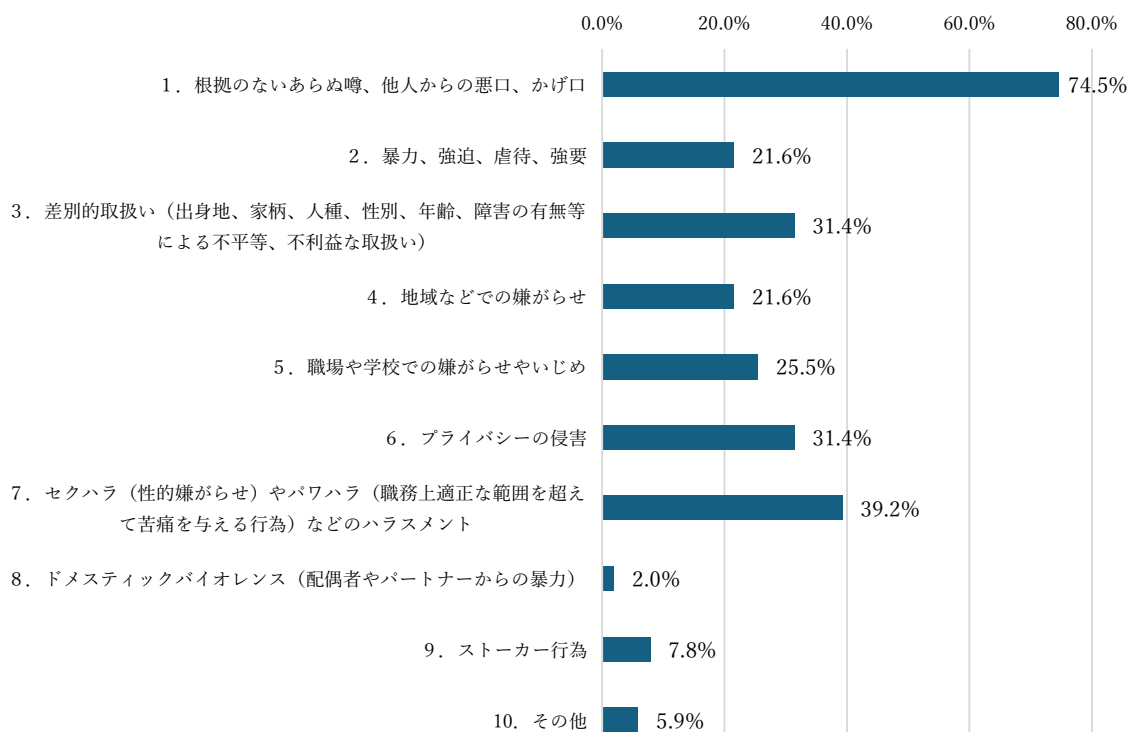
内閣府が令和4(2022)年度に行った「人権に関する世論調査」(以下、「内閣府調査」という)でも類似の質問項目があり、「あなたは、今までに、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。」に対して71.0%が「ない」と回答しており、今回の調査と似た傾向が見られた。

(4) 人権が守られていない理由

問2－1 <人権が守られていない及びあまり守られていないと回答した人を対象に>その理由として思い当たるものは何ですか。(〇はいくつでも)

人権は守られていないとの回答について、その理由を聞いたものである。

問2－1 人権が守られていないと考える理由 n=51



項目	回答数	割合	項目	回答数	割合
根拠のないあらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	38	74.5%	プライバシーの侵害	16	31.4%
暴力、強迫、虐待、強要	11	21.6%	セクハラ（性的嫌がらせ）やパワハラ（職務上適正な範囲を超えて苦痛を与える行為）などのハラスメント	20	39.2%
差別的取扱い（出身地、家柄、人種、性別、年齢、障害の有無等による不平等、不利益な取扱い）	16	31.4%	ドメスティックバイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力）	1	2.0%
地域などでの嫌がらせ	11	21.6%	ストーカー行為	4	7.8%
職場や学校での嫌がらせやいじめ	13	25.5%	その他	3	5.9%

最も多かったのは、「根拠のないあらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」の74.5%で、これに「セクハラ」の39.2%、「差別的取扱い」及び「プライバシーの侵害」の各31.4%、「職場や学校での嫌がらせやいじめ」の25.5%と続いている。

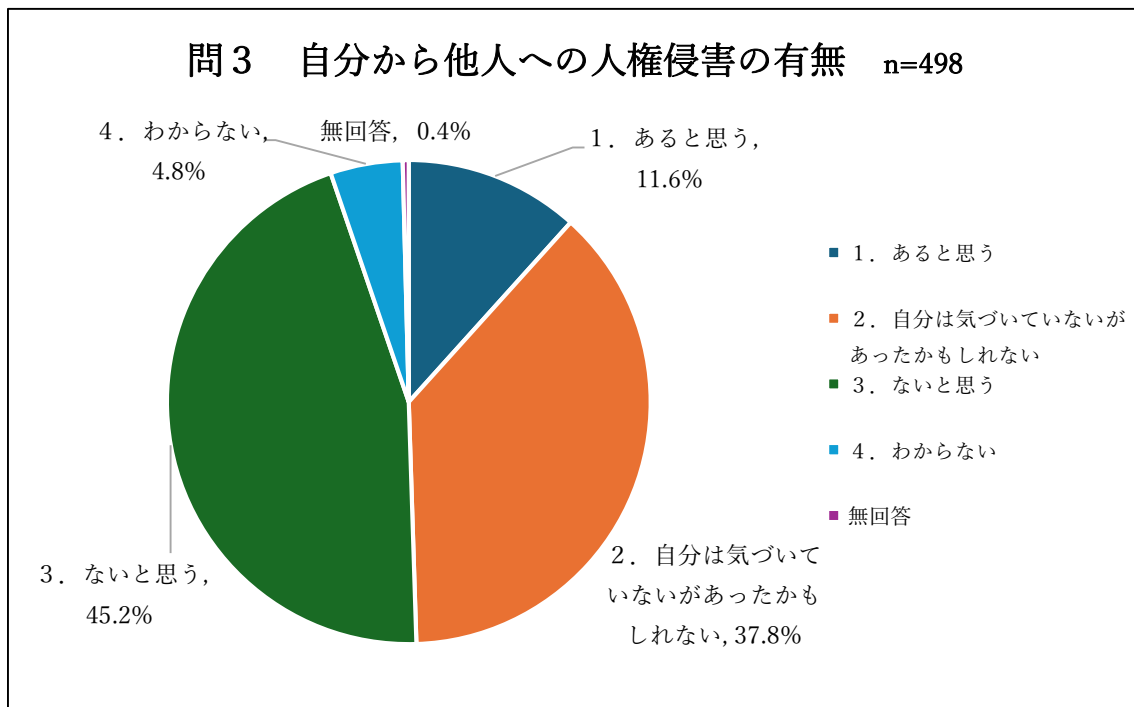
また、三原市で前回調査とこの結果を比較すると、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が46.9%、「差別待遇（人種、信条、性別等により不平等、不利益な取扱いをされた）」が29.7%、「プライバシーの侵害」が29.7%、「職場や学校での嫌がらせやいじめ」が26.6%と、「セクハラ」が前回調査の7.8%だったのに比較して上昇している以外は、同様の項目が上位となった。ただ、「根拠のないあらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」は、前回調査で46.9%だったのに対し、今回は74.5%と大きく上昇していたことは特徴的だった。

内閣府調査では、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が54.4%で最も多く、これに「職場での嫌がらせ」の30.1%、「名誉・信用のき損、侮辱」の22.9%が続いていた。

(5) 他人の人権を侵害した経験

問3 あなたは他人の人権を侵害したり、差別をしたりしたことがありますか。(○は1つ)

他人の人権を侵害したことがあるかどうかを聞いたものである。



項目	あると思う	自分は気づいていないが あったかもしれない	ないと思う	わからない	無回答
回答数	58	188	225	24	2
割合	11.6%	37.8%	45.2%	4.8%	0.4%

他人に対する人権侵害の意識について、「あると思う」との回答が 11.6%、「自分は気づいていないがあったかもしれない」との回答が 37.8%で、これらを合すると 49.4%になる。自分が他人の人権を侵害しているとの考えは、あるとないが拮抗していることがわかった。

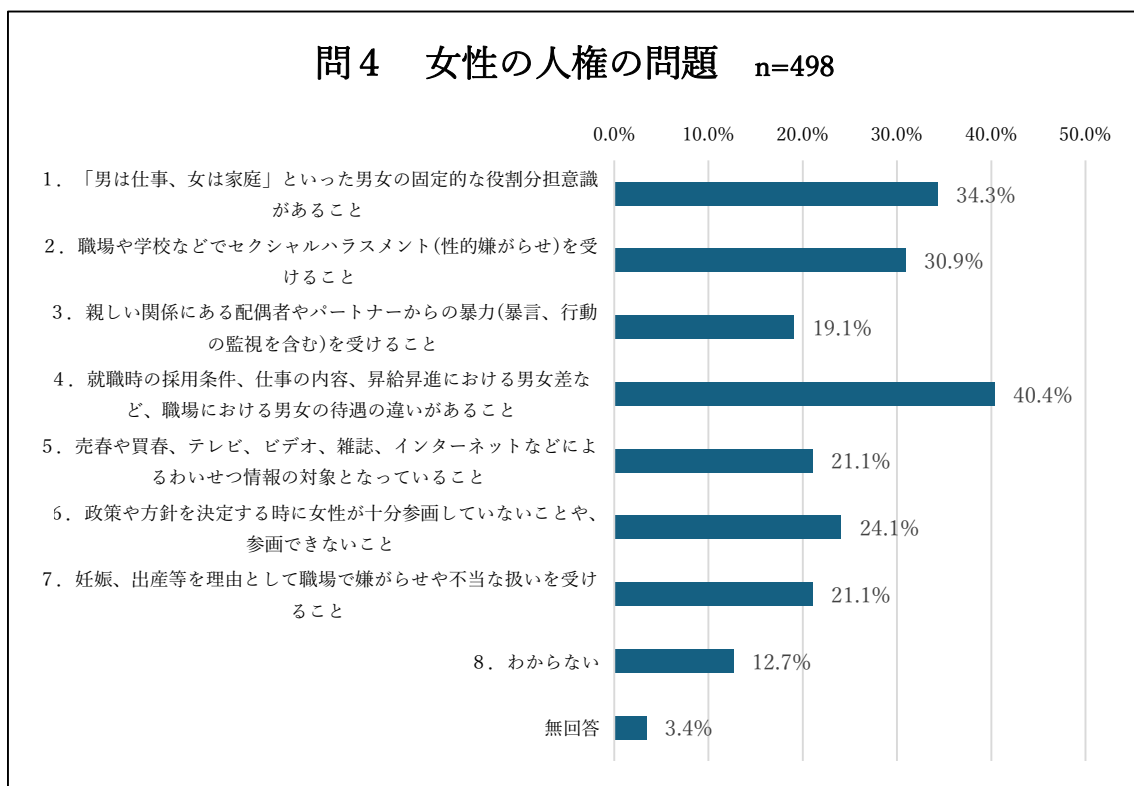
前回調査では同様の項目でこれらの合計が 43.8%だったので、今回は 5.6 ポイント増加していることになる。特に「あると思う」の回答は、前回調査で 6.0%だったものが、今回は 11.6%と約 2 倍に増加している点は注目できる。

2. さまざまな人権問題について

(1) 女性の人権

問4 あなたは、女性の人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

女性の人権の問題について、聞いたものである。



項目	回答数	割合
「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識があること	171	34.3%
職場や学校などでセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)を受けること	154	30.9%
親しい関係にある配偶者やパートナーからの暴力(暴言、行動の監視を含む)を受けること	95	19.1%
就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違いがあること	201	40.4%
売春や買春、テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ	105	21.1%

情報の対象となっていること		
政策や方針を決定する時に女性が十分参画していないことや、参画できないこと	120	24.1%
妊娠、出産等を理由として職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること	105	21.1%
わからない	63	12.7%
無回答	17	3.4%

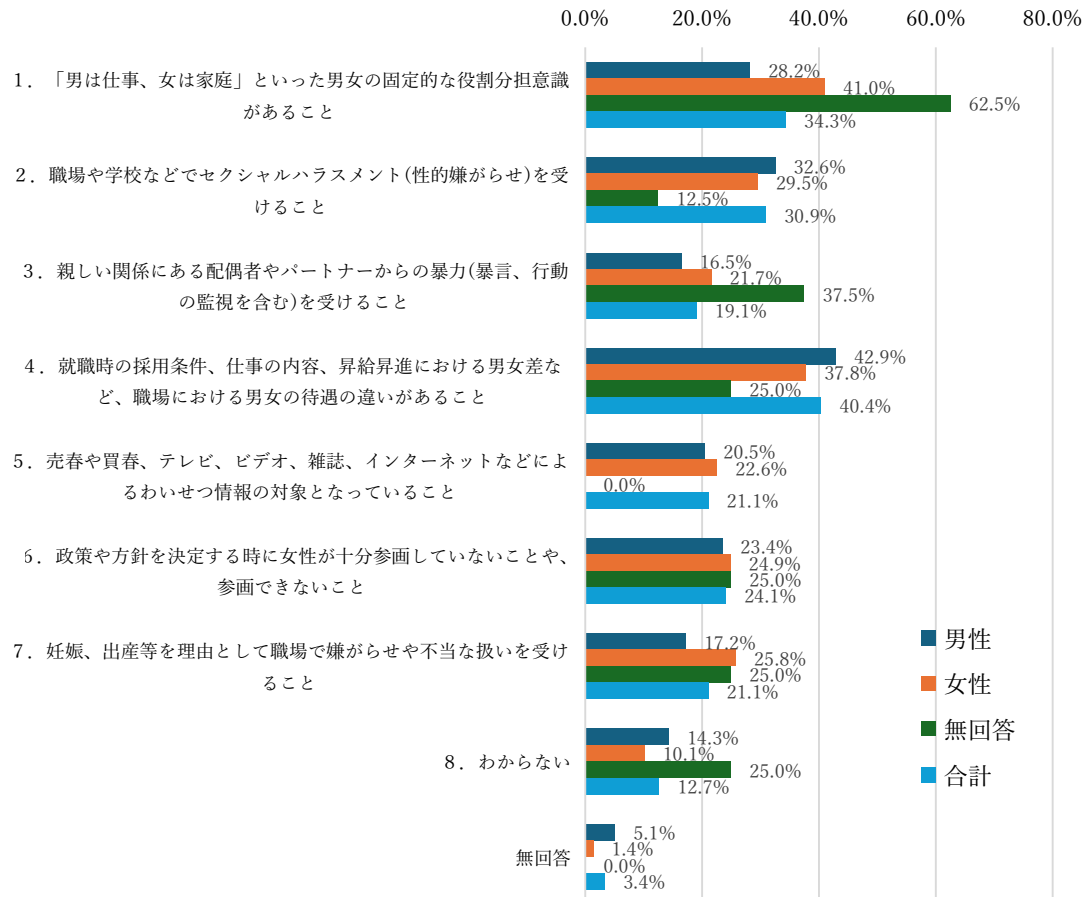
女性の人権について、最も問題ととらえられたのは「職場における男女の待遇の違いがあること」の40.4%だった。次いで、「男女の固定的な役割分担意識があること」の34.3%、「セクシャルハラスメントを受けること」の30.9%が多かった。

前回調査で最も問題ととらえられたのは「家庭内での家事や育児の分担の割合が高い」の56.1%、次いで「採用、昇給、昇任などにみられる男性との差」の38.5%だったので、今回の調査と比較すると第1位と第2位の順が逆となっている。家庭内の役割分担意識について、前回より21.8ポイントも減少しており、市民の日常生活の中での男女の役割の意識の変化があることがうかがえた。

内閣府調査では、『家事は女性』など男女の固定的な役割分担意識に基づく差別的取扱いを受けることが47.0%で最も多く、これに「セクシャルハラスメント」の42.0%、「女性が管理職になりにくいなど職場において差別待遇を受けること」の39.0%が続いた。今回調査の結果とは、男女の役割の意識について三原市民の方が少なく、差があることがわかった。

問4 女性の人権の問題（性別別）

男性 n=273 女性 n=217 無回答 n=8 合計 n=498



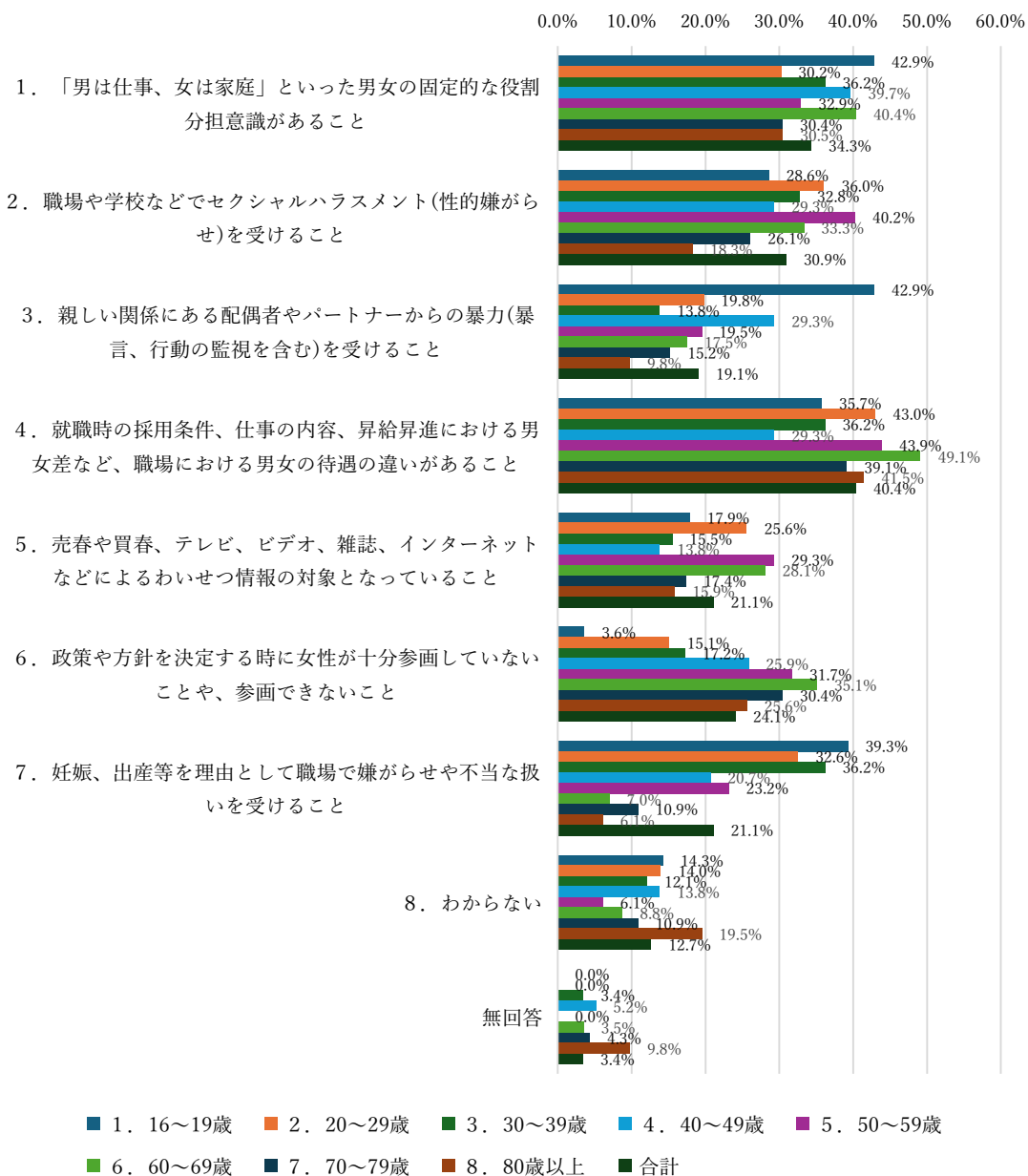
項目	男性	女性	無回答	合計
「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識があること	28.2%	41.0%	62.5%	34.3%
職場や学校などでセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)を受けること	32.6%	29.5%	12.5%	30.9%
親しい関係にある配偶者やパートナーからの暴力(暴言、行動の監視を含む)を受けること	16.5%	21.7%	37.5%	19.1%
就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違いがあること	42.9%	37.8%	25.0%	40.4%
売春や買春、テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報の対象となっていること	20.5%	22.6%	0.0%	21.1%
政策や方針を決定する時に女性が十分参画していないことや、参画できないこと	23.4%	24.9%	25.0%	24.1%
妊娠、出産等を理由として職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること	17.2%	25.8%	25.0%	21.1%
わからない	14.3%	10.1%	25.0%	12.7%
無回答	5.1%	1.4%	0.0%	3.4%

性別で分けて見ると、男女で差異が目立つのは、「男女の固定的な役割分担意識があること」で全体では34.3%だったものが男性は28.2%であるのに対し女性は41.0%があげている。また、「妊娠、出産等を理由として職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること」が全体では21.1%だったものが男性は17.2%だったのに対し女性が25.8%であり8.6ポイントの差が見られた。

問4 女性の人権の問題（年齢別）

合計n=498 10歳代n=28 20歳代n=86 30歳代n=58 40歳代n=58 50歳代n=82

60歳代n=57 70歳代n=46 80歳以上n=82 ※無回答はn=1なので非掲載

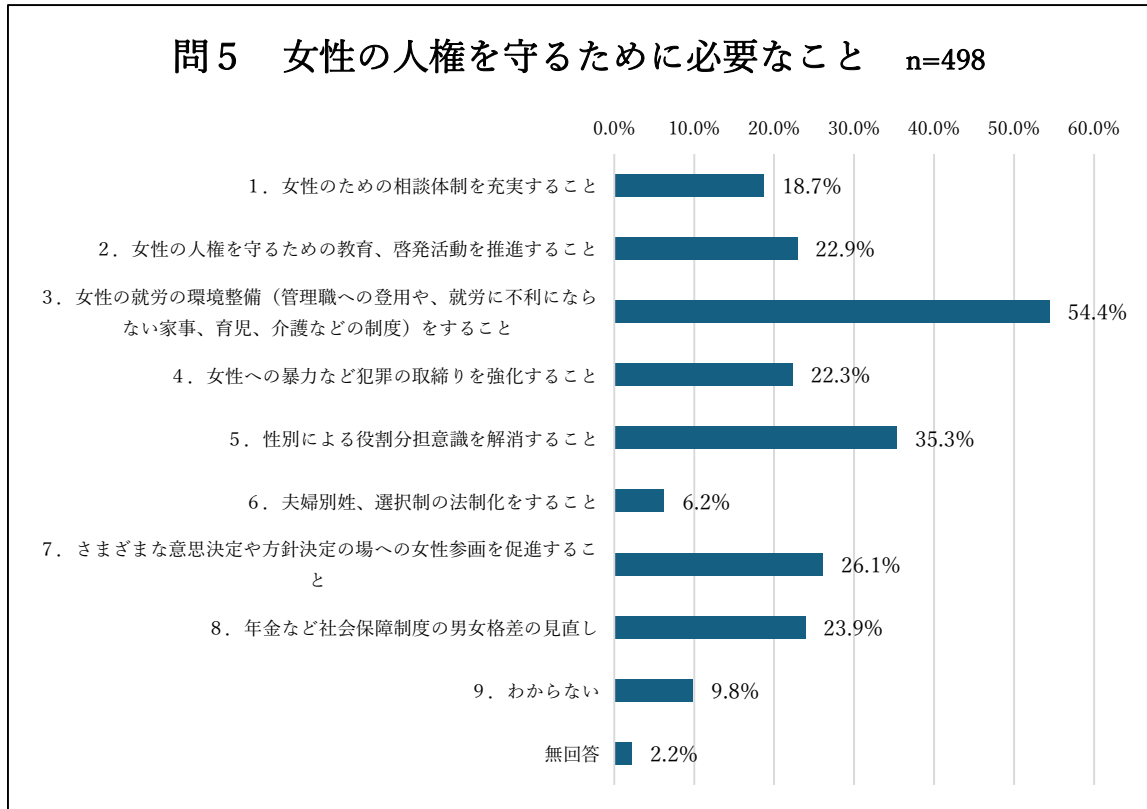


項目	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳以 上	合 計
「男は仕事、女は家庭」といった男女の 固定的な役割分担意識があること	42.9 %	30.2 %	36.2 %	39.7 %	32.9 %	40.4 %	30.4 %	30.5 %	34.3 %
職場や学校などでセクシャルハラスメン ト(性的嫌がらせ)を受けること	28.6 %	36.0 %	32.8 %	29.3 %	40.2 %	33.3 %	26.1 %	18.3 %	30.9 %
親しい関係にある配偶者やパートナーからの 暴力(暴言、行動の監視を含む)を受けること	42.9 %	19.8 %	13.8 %	29.3 %	19.5 %	17.5 %	15.2 %	9.8% %	19.1 %
就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差な ど、職場における男女の待遇の違いがあること	35.7 %	43.0 %	36.2 %	29.3 %	43.9 %	49.1 %	39.1 %	41.5 %	40.4 %
売春や買春、テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどに よるわいせつ情報の対象となっていること	17.9 %	25.6 %	15.5 %	13.8 %	29.3 %	28.1 %	17.4 %	15.9 %	21.1 %
政策や方針を決定する時に女性が十分参 画していないことや、参画できないこと	3.6% %	15.1 %	17.2 %	25.9 %	31.7 %	35.1 %	30.4 %	25.6 %	24.1 %
妊娠、出産等を理由として職場で嫌がら せや不当な扱いを受けること	39.3 %	32.6 %	36.2 %	20.7 %	23.2 %	7.0% %	10.9 %	6.1% %	21.1 %
わからない	14.3 %	14.0 %	12.1 %	13.8 %	6.1% %	8.8% %	10.9 %	19.5 %	12.7 %
無回答	0.0% %	0.0% %	3.4% %	5.2% %	0.0% %	3.5% %	4.3% %	9.8% %	3.4% %

年齢別で分けて見ると、年代の高低による著しい傾向はあまり見られなかったが、「政策や方針を決定する時に女性が十分参画していないことや、参画できないこと」で年代が上がるにつれて回答割合が上がっていることと、「妊娠、出産等を理由として職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること」で年代が下がるにつれて回答割合が上がっていることがみられる。

問5 あなたは、女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

女性の人権を守るために必要なことを聞いたものである。



項目	回答数	割合
女性のための相談体制を充実すること	93	18.7%
女性の人権を守るための教育、啓発活動を推進すること	114	22.9%
女性の就労の環境整備（管理職への登用や、就労に不利にならない家事、育児、介護などの制度）をすること	271	54.4%
女性への暴力など犯罪の取締りを強化すること	111	22.3%
性別による役割分担意識を解消すること	176	35.3%
夫婦別姓、選択制の法制化をすること	31	6.2%
さまざまな意思決定や方針決定の場への女性参画を促進すること	130	26.1%
年金など社会保障制度の男女格差の見直し	119	23.9%
わからない	49	9.8%
無回答	11	2.2%

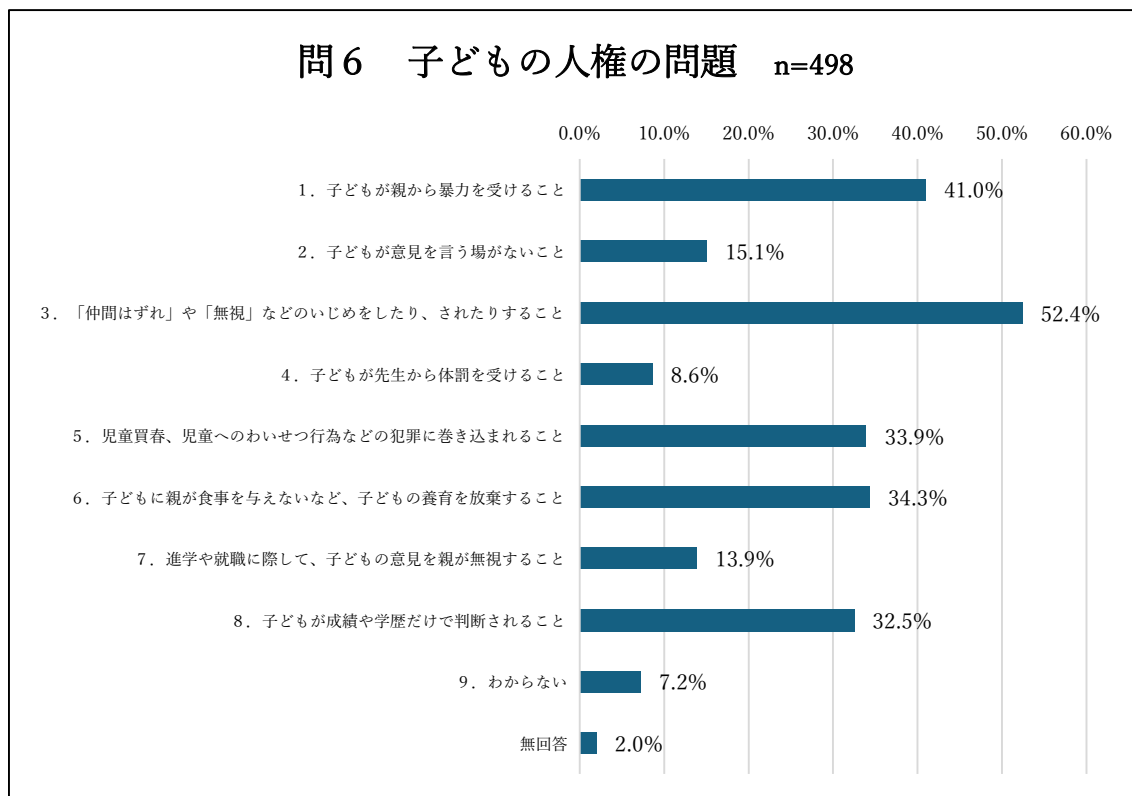
女性の人権を守るために必要なこととして最も選ばれたのは、「女性の就労の環境整備」の 54.4%だった。次いで、「性別による役割分担意識を解消すること」の 35.3%、「さまざまな意思決定や方針決定の場への女性参画を促進すること」の 26.1%が選択された。

前回調査で最も多かった「女性の就労の環境整備」は今回も最も多かったが、選択した割合は 64.4%から 54.4%と 10.0 ポイント減少している。「性別による役割分担意識の解消」は、前回調査で 38.5%だったのが、今回の調査では 35.3%に 3.2 ポイント減少していた。

(2) 子どもの人権

問6 あなたは、子どもの人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

子どもの人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
子どもが親から暴力を受けること	204	41.0%
子どもが意見を言う場がないこと	75	15.1%
「仲間はずれ」や「無視」などのいじめをしたり、されたりすること	261	52.4%
子どもが先生から体罰を受けること	43	8.6%
児童買春、児童へのわいせつ行為などの犯罪に巻き込まれること	169	33.9%
子どもに親が食事を与えないなど、子どもの養育を放棄すること	171	34.3%
進学や就職に際して、子どもの意見を親が無視すること	69	13.9%
子どもが成績や学歴だけで判断されること	162	32.5%
わからない	36	7.2%
無回答	10	2.0%

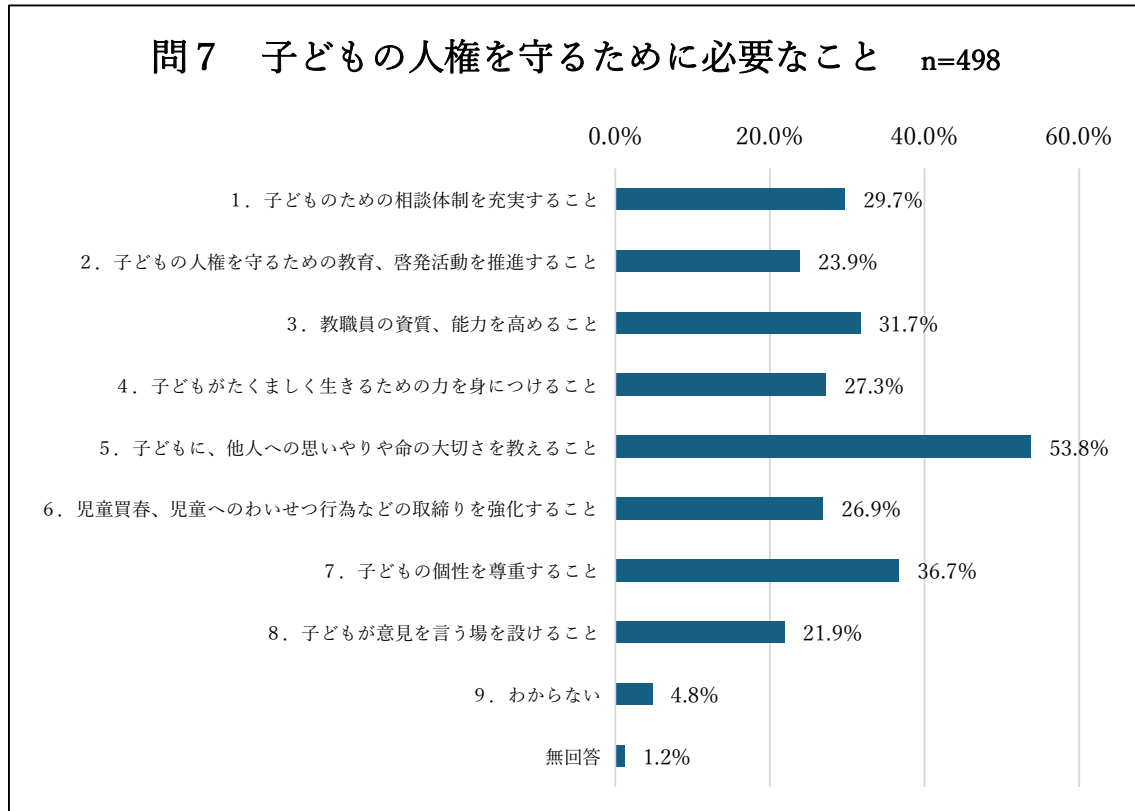
子どもの人権の問題では、最も多く選ばれたのが「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、されたりすること」の 52.4%で、次いで「子どもが親から暴力を受けること」の 41.0%、「子どもに親が食事を与えないなど、子どもの養育を放棄すること」の 34.3%と続いていた。

前回調査では、最も多く選ばれたのが「仲間はずれや無視などのいじめをしたり、されたりすること」の 66.5%で、次いで「子どもが意見を言う機会を奪うこと」の 42.4%、「児童買春、児童ポルノ等の犯罪」の 33.5%、「進学や就職に際して、子どもの意見を親が無視すること」の 33.3%と続いていた。今回調査と同様にいじめに関する内容が最も多く、その次には子どもが意見を言う機会を奪うこと、児童買春・児童ポルノ等の犯罪と続いていた。

内閣府調査でも最も多かったのが「いじめを受けること」の 65.2%で、これに続いて「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついているのに何もしないこと」の 56.0%、「虐待を受けること」の 53.9%だった。今回の調査と同様にいじめや虐待に対する問題意識の高さがうかがえる。

問7 あなたは、子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

子どもの人権を守るために必要なことを聞いたものである。



項目	回答数	割合
子どものための相談体制を充実すること	148	29.7%
子どもの人権を守るための教育、啓発活動を推進すること	119	23.9%
教職員の資質、能力を高めること	158	31.7%
子どもがたくましく生きるための力を身につけること	136	27.3%
子どもに、他人への思いやりや命の大切さを教えること	268	53.8%
児童買春、児童へのわいせつ行為などの取締りを強化すること	134	26.9%
子どもの個性を尊重すること	183	36.7%
子どもが意見を言う場を設けること	109	21.9%
わからない	24	4.8%
無回答	6	1.2%

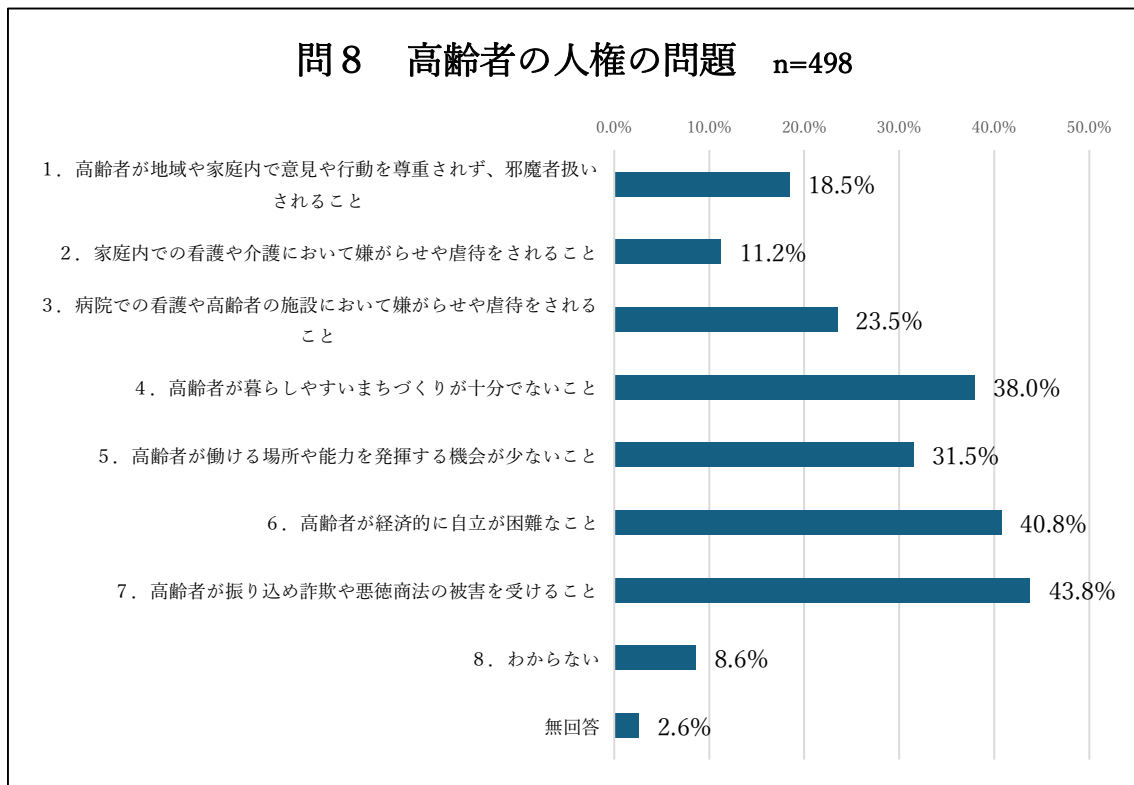
子どもの人権を守るために必要なことは、「子どもに、他人への思いやりや命の大切さを教えること」が 53.8%で最も多く、次いで「子どもの個性を尊重すること」の 36.7%、「教職員の資質、能力を高めること」の 31.7%、「子どものための相談体制を充実すること」の 29.7%が続いていた。

前回調査では、「子どもに他人に対する思いやりを教えること」が 69.2%で最も多く今回の調査と同様の結果だったが、これに続く「子どもの個性を尊重すること」は前回調査にない項目だったが多く回答されていた。

(3) 高齢者の人権

問8 あなたは、高齢者の人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

高齢者の人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
高齢者が地域や家庭内で意見や行動を尊重されず、邪魔者扱いされること	92	18.5%
家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待をされること	56	11.2%
病院での看護や高齢者の施設において嫌がらせや虐待をされること	117	23.5%
高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと	189	38.0%
高齢者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと	157	31.5%
高齢者が経済的に自立が困難なこと	203	40.8%
高齢者が振り込め詐欺や悪徳商法の被害を受けること	218	43.8%
わからない	43	8.6%
無回答	13	2.6%

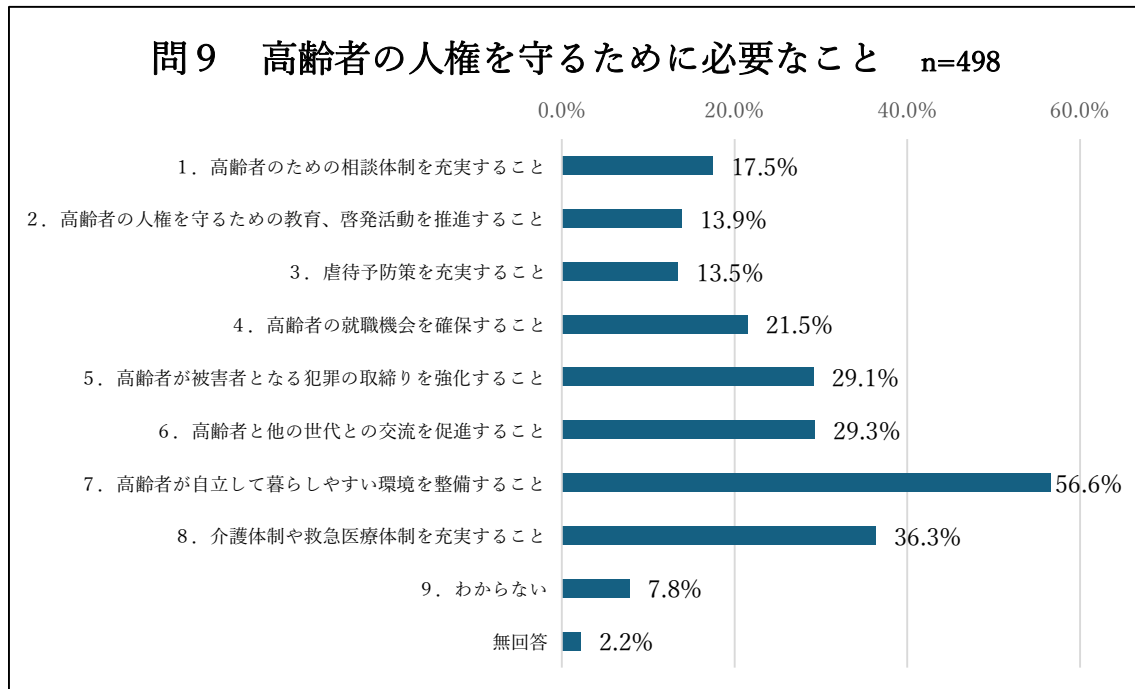
高齢者の人権問題について、最も多く選ばれたのは「高齢者が振り込め詐欺や悪徳商法の被害を受けること」の 43.8%だった。これに次いで、「高齢者が経済的に自立が困難なこと」の 40.8%、「高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと」の 38.0%、「高齢者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」の 31.5%が続いていた。高齢者が直面する詐欺に関する問題意識が高いことと、経済的な課題意識も高いことがわかった。

前回調査と比べると、4 番目に多かった振り込め詐欺などの被害の項目が最も多くなった点に変化しているが、その他の経済的自立が困難なことや暮らしやすいまちづくりが十分でないことなどが多い点は同様の傾向がみられる。ただ、前回調査では 22.9%だった「働く場が十分でないこと」が、今回の調査では 31.5%に増えていた点は注目される。

内閣府調査では、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が 44.7%で最も多く、次いで「病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」の 33.6%、「高齢者が邪魔者扱いされること」の 31.7%が続いた。今回の調査で多くあげられていた経済的な課題意識は、全国調査ではそれほど高くなかった。

問9 あなたは、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

高齢者の人権を守るために必要なことを聞いたものである。



項目	回答数	割合
高齢者のための相談体制を充実すること	87	17.5%
高齢者の人権を守るための教育、啓発活動を推進すること	69	13.9%
虐待予防策を充実すること	67	13.5%
高齢者の就職機会を確保すること	107	21.5%
高齢者が被害者となる犯罪の取締りを強化すること	145	29.1%
高齢者和其他の世代との交流を促進すること	146	29.3%
高齢者が自立して暮らしやすい環境を整備すること	282	56.6%
介護体制や救急医療体制を充実すること	181	36.3%
わからない	39	7.8%
無回答	11	2.2%

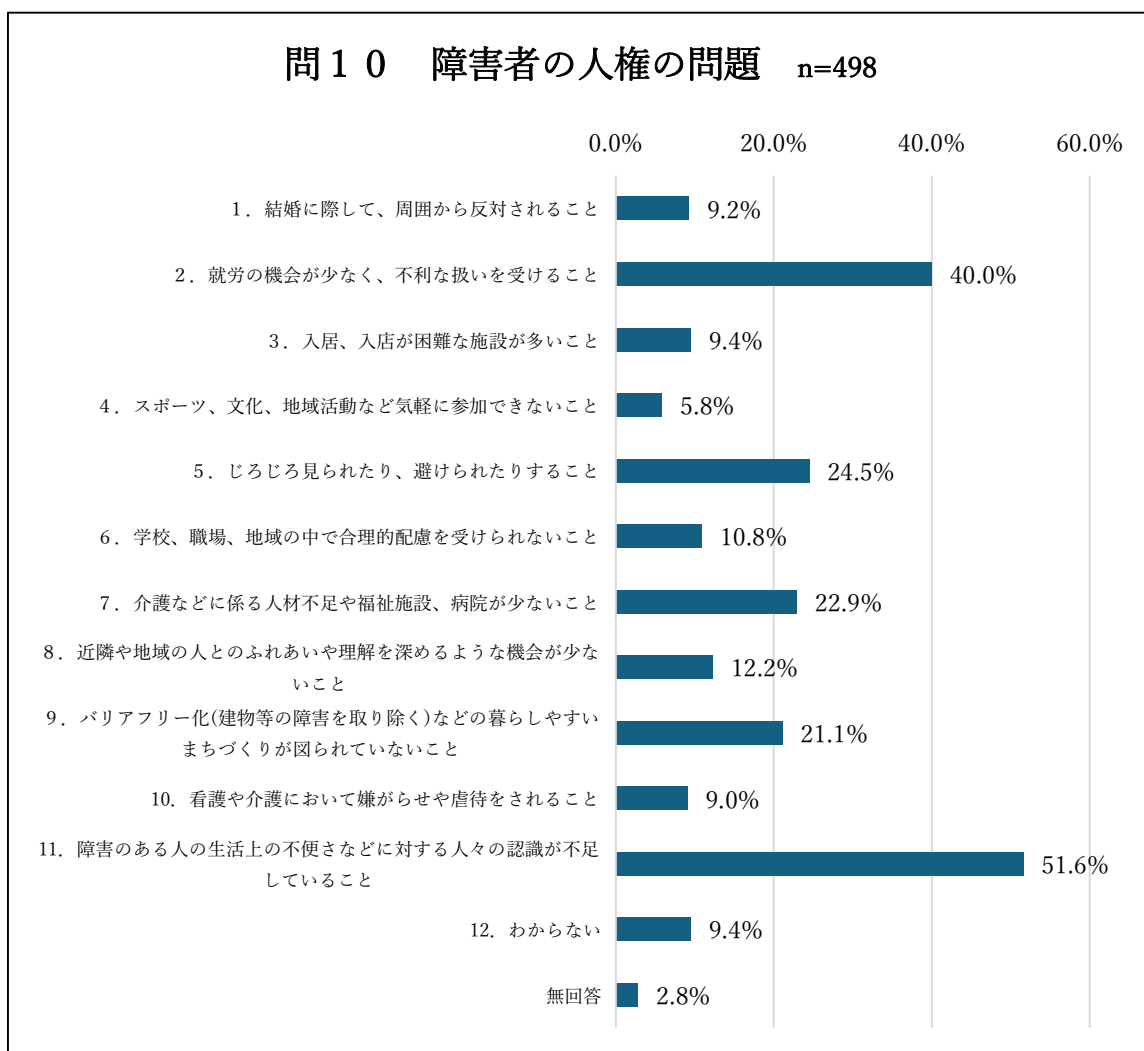
高齢者の人権を守るために必要なことについては、最も多く選ばれたのは「高齢者が自立して暮らしやすい環境を整備すること」の 56.6%で、これに続く「介護体制や救急医療体制を充実すること」の 36.3%と大きく差が開いた。高齢者の生活に直結する内容が多く選ばれていたことがわかる。

前回調査でも、今回の調査と同様に「自立して生活できる環境の整備」が最も多かったが、その割合は 47.0%だったのに対し今回調査では 56.6%と 9.6 ポイントも増加している。

(4) 障がいのある人たちの人権

問10 あなたは、障がいのある人たちの人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

障害者の人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
結婚に際して、周囲から反対されること	46	9.2%
就労の機会が少なく、不利な扱いを受けること	199	40.0%
入居、入店が困難な施設が多いこと	47	9.4%
スポーツ、文化、地域活動など気軽に参加できないこと	29	5.8%
じろじろ見られたり、避けられたりすること	122	24.5%
学校、職場、地域の中で合理的配慮を受けられないこと	54	10.8%
介護などに係る人材不足や福祉施設、病院が少ないこと	114	22.9%
近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと	61	12.2%
バリアフリー化(建物等の障害を取り除く)などの暮らしやすいまちづくりが図られていないこと	105	21.1%
看護や介護において嫌がらせや虐待をされること	45	9.0%
障害のある人の生活上の不便さなどに対する人々の認識が不足していること	257	51.6%
わからない	47	9.4%
無回答	14	2.8%

障害者の人権問題について最も多く選ばれたのは、「障害のある人の生活上の不便さなどに対する人々の認識が不足していること」の51.6%で、次いで多かった「就労の機会が少なく、不利な扱いを受けること」の40.0%とともに群を抜いて多くの回答があった。障害者の生活の支障に対する市民の認識について問題意識が多くあげられていた。

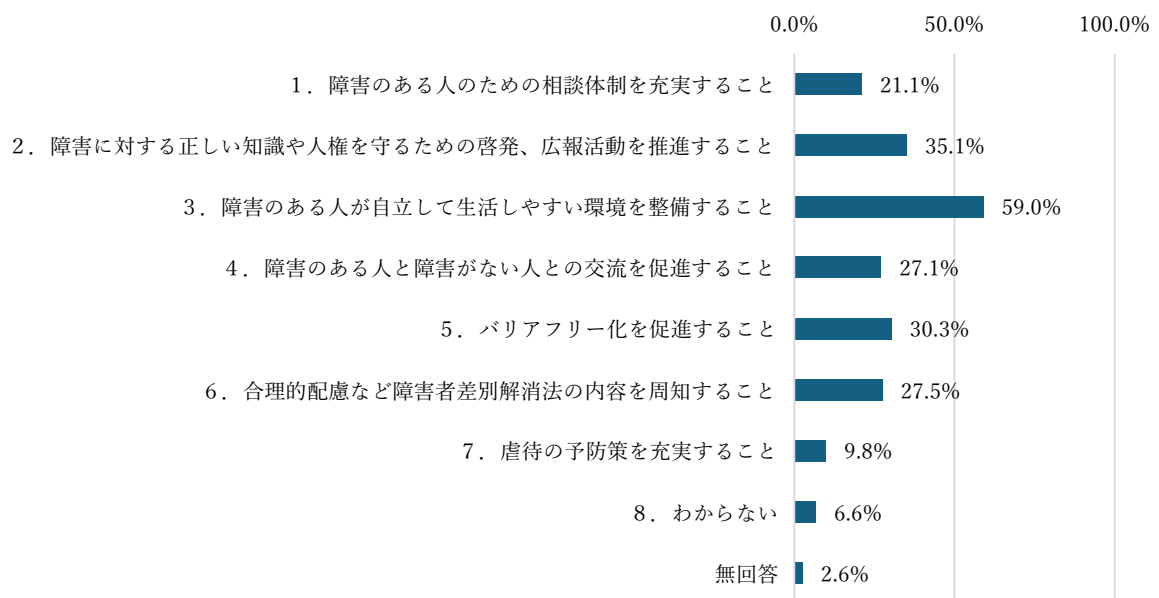
前回調査では、「就職、職場で不利な扱いを受けること」が47.4%、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が37.4%と今回の調査でも回答の多かったものが前回も選ばれていた。

内閣府調査で最も多かったのは、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」の43.3%で、これに「じろじろ見られたり、避けられたりすること」の40.7%、「差別的な言葉を言われること」の38.9%が続いていた。今回の調査が障害者の生活の支障に関する内容が多かったのに対し、内閣府調査は障害者に対する虐待や偏見に関する内容が主となっていた。

問11 あなたは、障害のある人たちの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

障害者の人権を守るために必要なことを聞いたものである。

問11 障害者の人権を守るために必要なこと n-498



項目	回答数	割合
障害のある人のための相談体制を充実すること	105	21.1%
障害に対する正しい知識や人権を守るための啓発、広報活動を推進すること	175	35.1%
障害のある人が自立して生活しやすい環境を整備すること	294	59.0%
障害のある人と障害がない人との交流を促進すること	135	27.1%
バリアフリー化を促進すること	151	30.3%
合理的配慮など障害者差別解消法の内容を周知すること	137	27.5%
虐待の予防策を充実すること	49	9.8%
わからない	33	6.6%
無回答	13	2.6%

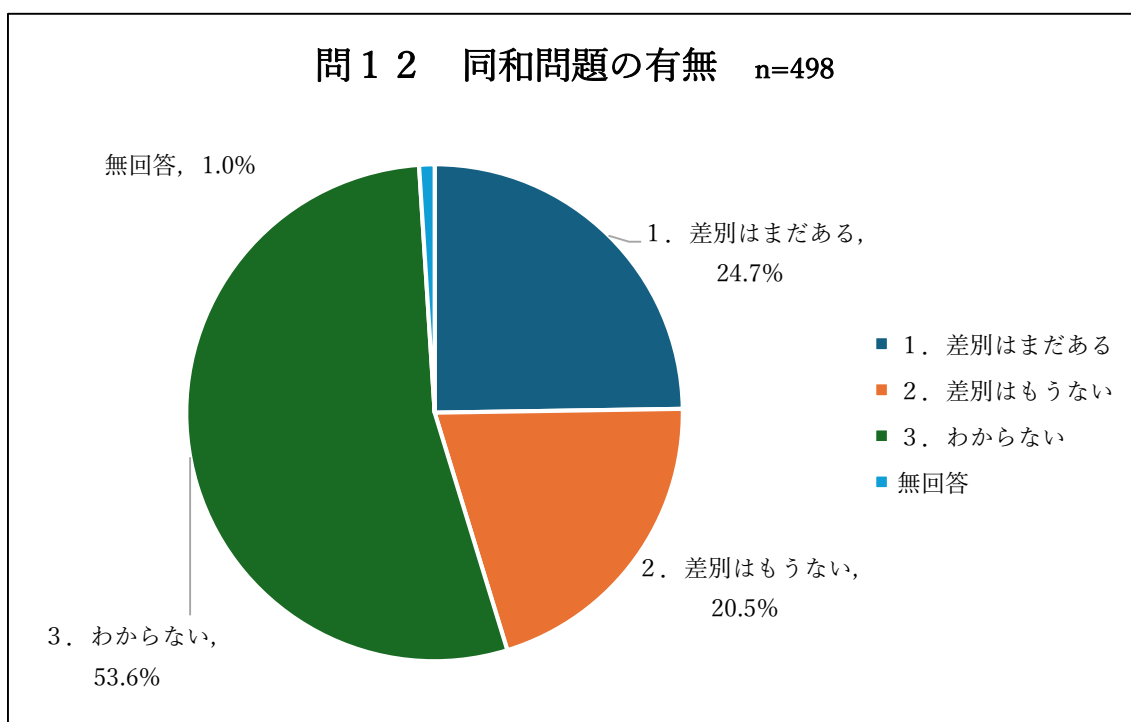
障害者の人権を守るために必要なこととして最も多く選ばれたのは、「障害のある人が自立して生活しやすい環境を整備すること」の 59.0%だった。これに続いて、「障害に対する正しい知識や人権を守るための啓発、広報活動を推進すること」の 35.1%、「バリアフリー化を促進すること」の 30.3%が多かった。前問の回答の傾向に呼応するように、障害者の生活のしやすさに関する回答が多かったのが特徴的だった。

前回調査と比較すると、最も多かったものから 3 つまでは今回の調査と同様の結果となっており、各項目の回答の割合も前回調査と近い数字であった。

(5) 同和問題

問 1 2 あなたは、現在、同和問題(部落差別)があると思いますか。(○は1つ)

この設問は、同和問題の有無についての意識を聞いたものである。



項目	1. 差別はまだある	2. 差別はもうない	3. わからない	無回答
回答数	123	102	267	5
割合	24.7%	20.5%	53.6%	1.0%

同和問題があると思うかの問については、「わからない」という回答が53.6%で最も多く半数以上を占めていた。これに続いたのは、「差別はまだある」が24.7%、一方で「差別はもうない」が20.5%と差別の有無はあまり差がない回答であった。

前回調査と比べてみると、前回も最も多かった「わからない」の51.5%とほぼ同様の結果を示していた。この「わからない」以外の回答は、今回調査とは同じ選択肢ではないので今回の調査と単純には比較できないが、前回調査の

「差別はない」の回答が 17.6%だったことと比較すると、差別はないとの考えがわずかながら増加している点は注目されるべきである。

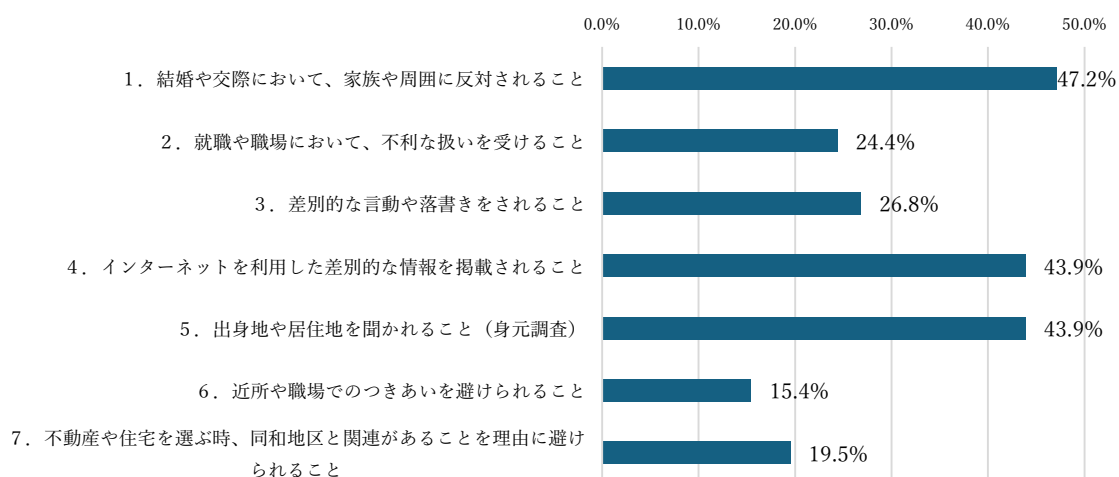
前回の調査と同様に、「わからない」との回答が多く、同和問題に対する不明確であいまいな意識が多くみられることが明らかとなった。

問 1 2 — 1 「差別はまだある」と答えた方にお聞きします。どのような問題があると思いますか（〇はいくつでも）

差別があると回答した人を対象にして、具体的にどのような差別の問題があると考えているのか聞いたものである。

問 1 2 — 1 差別がまだあると考える問題の内容

n=123



項目	回答数	割合
結婚や交際において、家族や周囲に反対されること	58	47.2%
就職や職場において、不利な扱いを受けること	30	24.4%
差別的な言動や落書きをされること	33	26.8%
インターネットを利用した差別的な情報を掲載されること	54	43.9%
出身地や居住地を聞かれること（身元調査）	54	43.9%
近所や職場でのつきあいを避けられること	19	15.4%
不動産や住宅を選ぶ時、同和地区と関連があることを理由に避けられること	24	19.5%

前の質問項目で「差別はまだある」と回答した回答者（全体の 24.7%）に対し、どんな同和問題の内容があると考えているのかを聞いたものである。回答の中で目立って多かったものは、「結婚や交際において、家族や周囲に反対

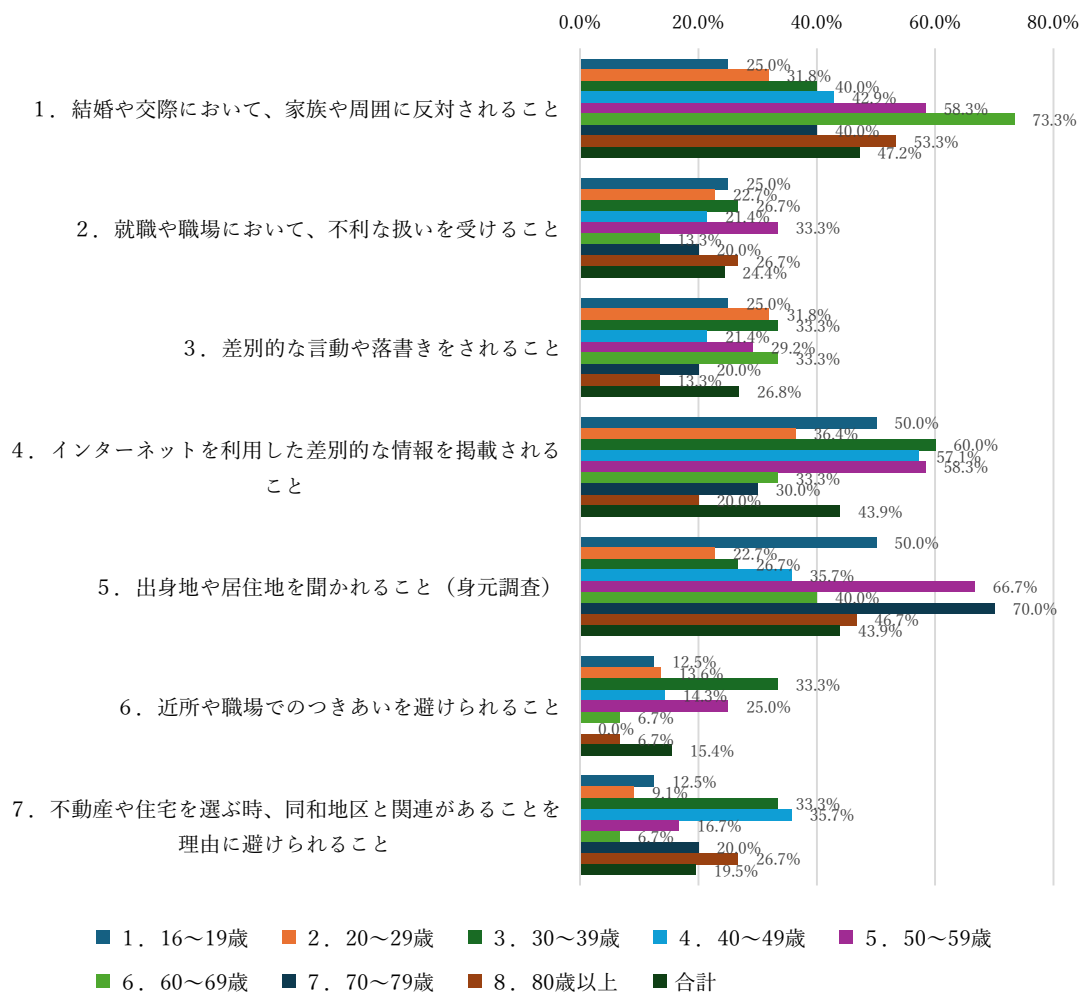
されること」の 47.2%、「インターネットを利用した差別的な情報を掲載されること」の 43.9%、「出身地や居住地を聞かれること（身元調査）」の 43.9% の 3 つの項目だった。これ以外の項目は、上記の 3 つの項目と約 20 ポイント以上も下回る回答割合だった。

前回の調査では、「わからない」以外の具体的な内容の回答の中で最も多かったのが「結婚に際して周囲が反対すること」の 26.2%だった。次いで「自分には差別意識はないので、関係のない問題だと思うこと」の 20.5%、「差別的な言動をされること」の 18.3%が続いていた。結婚への差別に関する内容が減少する一方で、インターネットなど近年のコミュニケーション手段に関する差別に関する視点が拡大していることが特徴的と言える。

内閣府調査で部落差別・同和問題を聞いたことがあると回答した人が身の回りで見聞きした人権問題をあげてもらった設問では、「交際や結婚を反対されること」が 40.4%で最も多く、次いで「差別的な言葉を言われること」の 32.3%が続いていた。今回の調査で多くあがっていたインターネットでの差別的な情報の発信は、内閣府調査では第 5 位であり高い割合ではなかった。

問 1 2 - 1 差別がまだあると考える問題の内容 (年齢別)

合計 n=123 10歳代 n=8 20歳代 n=22 30歳代 n=15 40歳代 n=14
50歳代 n=24 60歳代 n=15 70歳代 n=10 80歳以上 n=15



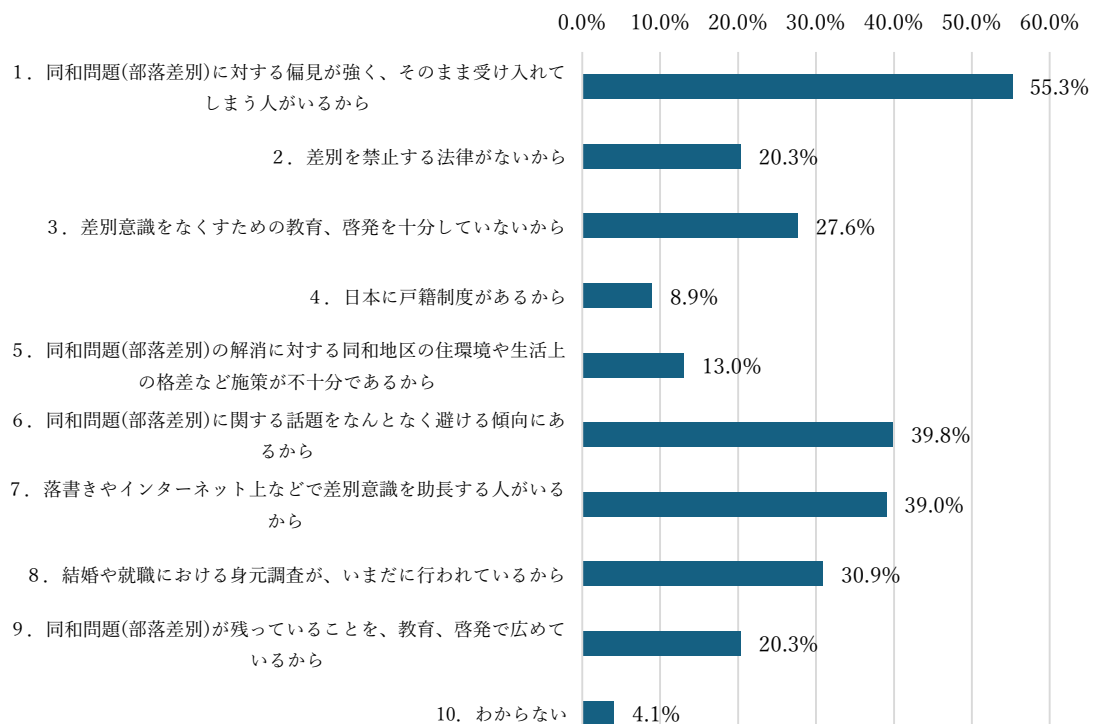
	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	合計
結婚や交際において、家族や 周囲に反対されること	25.0 %	31.8 %	40.0 %	42.9 %	58.3 %	73.3 %	40.0 %	53.3 %	47.2 %
就職や職場において、不利な 扱いを受けること	25.0 %	22.7 %	26.7 %	21.4 %	33.3 %	13.3 %	20.0 %	26.7 %	24.4 %
差別的な言動や落書きをされ ること	25.0 %	31.8 %	33.3 %	21.4 %	29.2 %	33.3 %	20.0 %	13.3 %	26.8 %
インターネットを利用した差 別的な情報を掲載されること	50.0 %	36.4 %	60.0 %	57.1 %	58.3 %	33.3 %	30.0 %	20.0 %	43.9 %
出身地や居住地を聞かれるこ と（身元調査）	50.0 %	22.7 %	26.7 %	35.7 %	66.7 %	40.0 %	70.0 %	46.7 %	43.9 %
近所や職場でのつきあいを避 けられること	12.5 %	13.6 %	33.3 %	14.3 %	25.0 %	6.7% %	0.0% %	6.7% %	15.4 %
不動産や住宅を選ぶ時、同和地区と関連があ ることを理由に避けられること	12.5 %	9.1% %	33.3 %	35.7 %	16.7 %	6.7% %	20.0 %	26.7 %	19.5 %

年代別に見ると、年代が上がるほど回答割合があがるのは「結婚や交際において、家族や周囲に反対されること」で、反対に年代が下がるほど回答割合があがる傾向がみられるのは「インターネットを利用した差別的な情報を掲載されること」だった。

問 1 2—2 「差別はまだある」と答えた方にお聞きします。同和問題(部落差別)が、今もあるのはなぜだと思いますか。(〇はいくつでも)

差別があると回答した人を対象にして、同和問題が今なおある理由についての考えを聞いたものである。

問 1 2—2 同和問題が今もあると考える理由 n=123



項目	回答数	割合
同和問題(部落差別)に対する偏見が強く、そのまま受け入れてしまう人があるから	68	55.3%
差別を禁止する法律がないから	25	20.3%
差別意識をなくすための教育、啓発を十分していないから	34	27.6%
日本に戸籍制度があるから	11	8.9%
同和問題(部落差別)の解消に対する同和地区の住環境や生活上の格差など施策が不十分であるから	16	13.0%
同和問題(部落差別)に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから	49	39.8%

落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから	48	39.0%
結婚や就職における身元調査が、いまだに行われているから	38	30.9%
同和問題(部落差別)が残っていることを、教育、啓発で広めているから	25	20.3%
わからない	5	4.1%

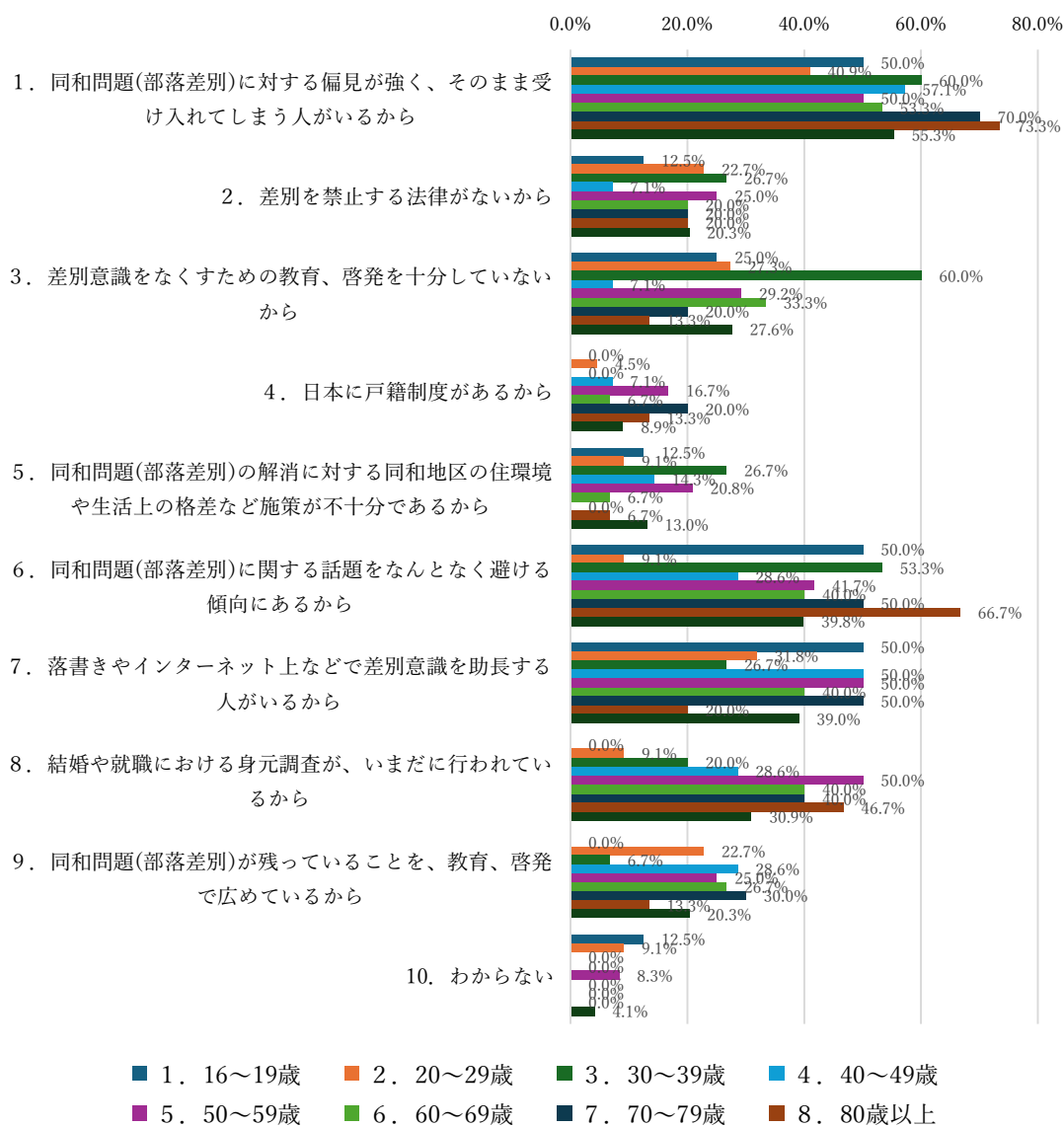
前の質問項目で「差別はまだある」と回答した回答者（全体の 24.7%）に対し、同和問題が今もある理由の考えを聞いたものである。回答の中で最も多かったのは、「同和問題(部落差別)に対する偏見が強く、そのまま受け入れてしまう人がいるから」の 55.3%だった。これに続いて、同和問題(部落差別)に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから」が 39.8%、「落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから」が 39.0%だった。今回の調査の回答からは、同和問題の話題が日常会話の中で避けられつつも、偏見を受動的に受け止め理解している点に差別がまだある理由として考えられていることがわかった。

前回調査では、「差別意識をなくすための教育・啓発が不十分であるから」が 53.5%、「同和問題に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから」が 47.9%、「同和地区出身者に対する偏見が強く、市民の人権意識が低いから」が 46.5%だった。

内閣府調査では、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」が 60.9%で最も多く、次いで「部落差別・同和問題の知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」の 43.8%、「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」の 27.6%と続いていた。今回の調査と同様に同和問題に対する国民の無意識で受動的な偏見の理解が世代間で再生産されている傾向が伺える。

問 1 2 - 2 同和問題が今もあると考える理由 (年齢別)

合計 n=123 10歳代 n=8 20歳代 n=22 30歳代 n=15 40歳代 n=14
50歳代 n=24 60歳代 n=15 70歳代 n=10 80歳以上 n=15

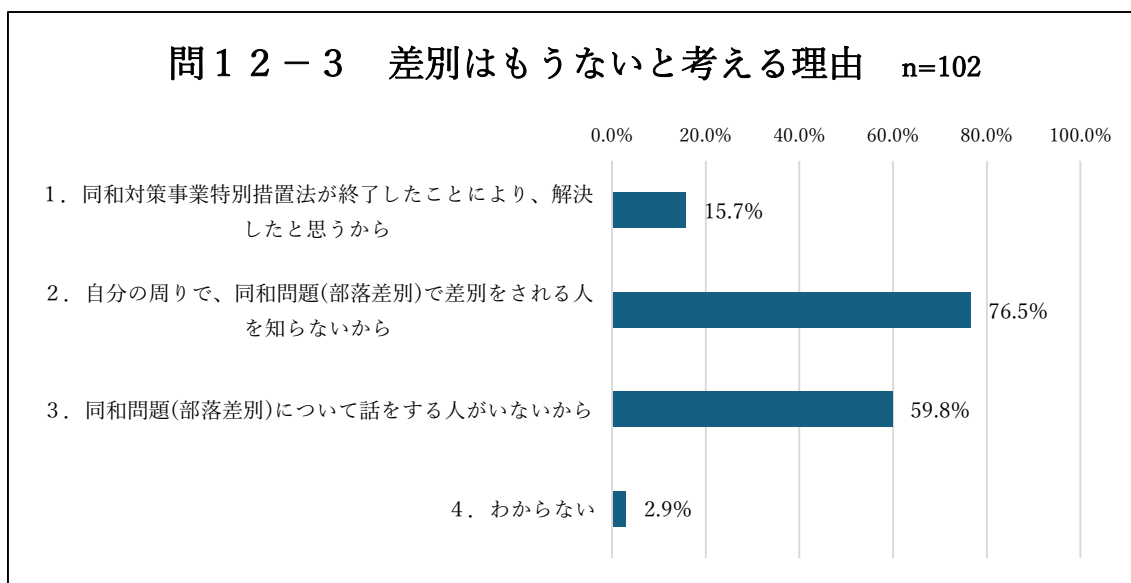


	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	合計
同和問題(部落差別)に対する偏見が強く、そのまま受け入れてしまう人があるから	50.0 %	40.9 %	60.0 %	57.1 %	50.0 %	53.3 %	70.0 %	73.3 %	55.3 %
差別を禁止する法律がないから	12.5 %	22.7 %	26.7 %	7.1% %	25.0 %	20.0 %	20.0 %	20.0 %	20.3 %
差別意識をなくすための教育、啓発を十分していないから	25.0 %	27.3 %	60.0 %	7.1% %	29.2 %	33.3 %	20.0 %	13.3 %	27.6 %
日本に戸籍制度があるから	0.0% %	4.5% %	0.0% %	7.1% %	16.7 %	6.7% %	20.0 %	13.3 %	8.9% %
同和問題(部落差別)の解消に対する同和地区の住環境や生活上の格差など施策が不十分であるから	12.5 %	9.1% %	26.7 %	14.3 %	20.8 %	6.7% %	0.0% %	6.7% %	13.0 %
同和問題(部落差別)に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから	50.0 %	9.1% %	53.3 %	28.6 %	41.7 %	40.0 %	50.0 %	66.7 %	39.8 %
落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人があるから	50.0 %	31.8 %	26.7 %	50.0 %	50.0 %	40.0 %	50.0 %	20.0 %	39.0 %
結婚や就職における身元調査が、いまだに行われているから	0.0% %	9.1% %	20.0 %	28.6 %	50.0 %	40.0 %	40.0 %	46.7 %	30.9 %
同和問題(部落差別)が残っていることを、教育、啓発で広めているから	0.0% %	22.7 %	6.7% %	28.6 %	25.0 %	26.7 %	30.0 %	13.3 %	20.3 %
わからない	12.5 %	9.1% %	0.0% %	0.0% %	8.3% %	0.0% %	0.0% %	0.0% %	4.1% %

年代別に見ると、年代が上がるほど回答割合があがるのは「同和問題(部落差別)に対する偏見が強く、そのまま受け入れてしまう人があるから」だった。年代が下がるほど回答割合があがる傾向は、特にみられなかった。

問 1 2—3 「差別はもうない」と答えた方にお聞きします。同和問題(部落差別)はないと思う理由は何ですか (〇はいくつでも)

差別がもうないと回答した人を対象にして、同和問題がもうないとする理由についての考えを聞いたものである。

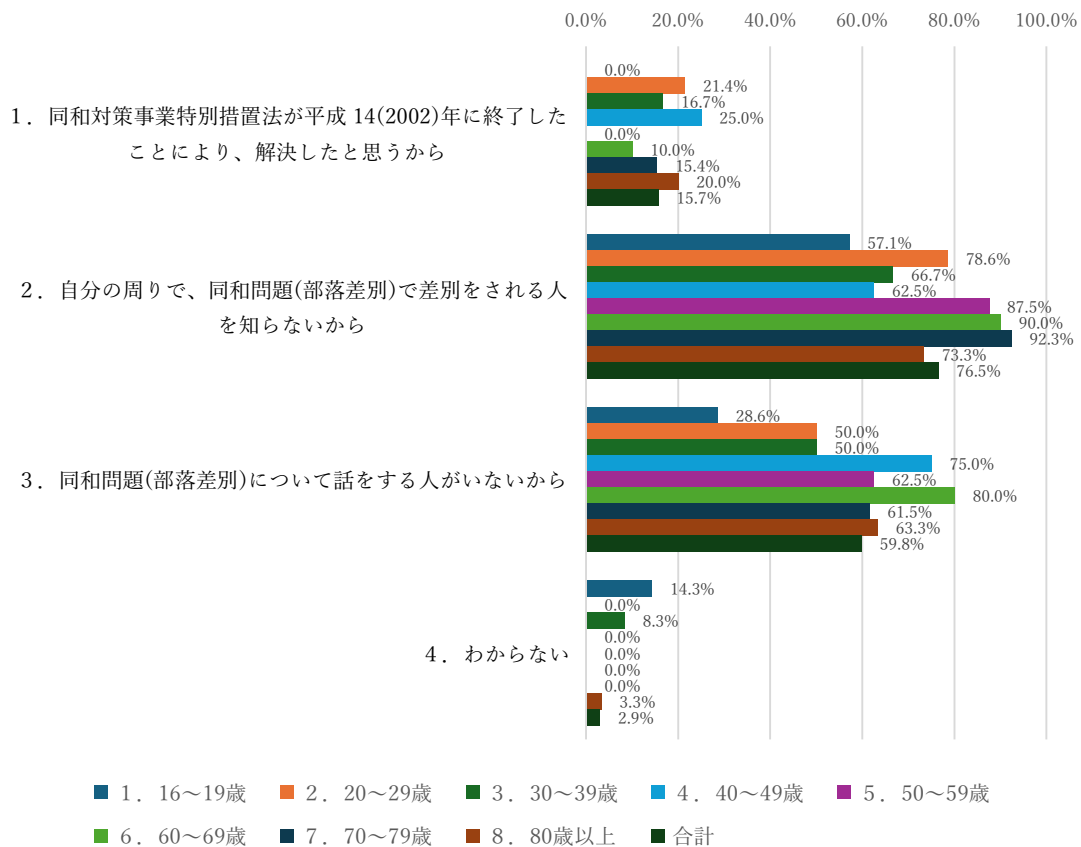


項目	回答数	割合
1. 同和対策事業特別措置法が終了したことにより、解決したと思うから	16	15.7%
2. 自分の周りで、同和問題(部落差別)で差別をされる人を知らないから	78	76.5%
3. 同和問題(部落差別)について話をする人がいないから	61	59.8%
4. わからない	3	2.9%

同和問題がもうないとする理由で最も多かったのは、「自分の周りで、同和問題(部落差別)で差別をされる人を知らないから」の76.5%で、これに「同和問題(部落差別)について話をする人がいないから」の59.8%が続いている。同和問題をもうないとの考えは、同和対策事業特別措置法の終了よりも、自らの身近な話題にならなくなっていることの影響が大きいと考えられる。

問 1 2 - 3 差別はもうない考える理由 (年齢別)

合計 n=102 10歳代 n=7 20歳代 n=14 30歳代 n=12 40歳代 n=8
50歳代 n=8 60歳代 n=10 70歳代 n=13 80歳以上 n=30

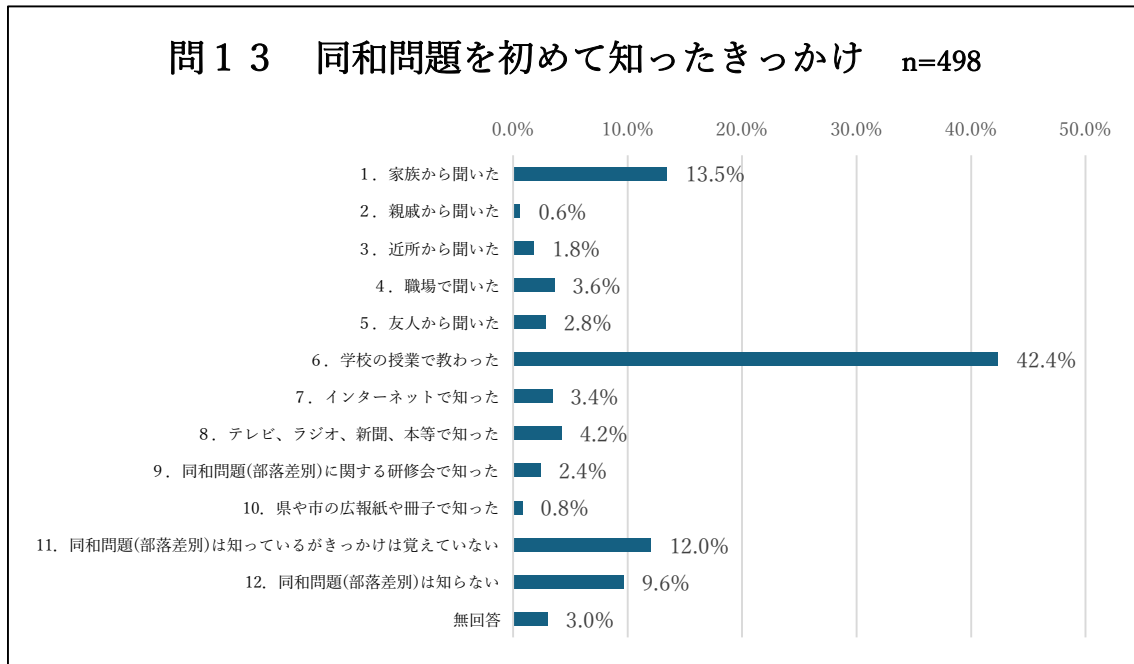


	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	合計
同和対策事業特別措置法が平成 14(2002)年に終了したことにより解決したと思うから	0. 0%	21. 4%	16. 7%	25. 0%	0. 0%	10. 0%	15. 4%	20. 0%	15. 7%
自分の周りで、同和問題(部落差別)で差別をされる人知らないから	57. 1%	78. 6%	66. 7%	62. 5%	87. 5%	90. 0%	92. 3%	73. 3%	76. 5%
同和問題(部落差別)について話をする人がいないから	28. 6%	50. 0%	50. 0%	75. 0%	62. 5%	80. 0%	61. 5%	63. 3%	59. 8%
わからない	14. 3%	0. 0%	8. 3%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	3. 3%	2. 9%

年代別にみると、全体に年代が高い方が多くの人が多く選択しているが、特に「自分の周りで、同和問題(部落差別)で差別をされる人を知らないから」と回答した人は、60歳代と70歳代の9割以上になっていることが特徴的だった。

問 1 3 あなたが、同和問題(部落差別)について、はじめて知ったきっかけは何ですか。(○は1つ)

同和問題を最初に知ったきっかけについて聞いたものである。



項目	回答数	割合
家族から聞いた	67	13. 5%
親戚から聞いた	3	0. 6%
近所から聞いた	9	1. 8%
職場で聞いた	18	3. 6%
友人から聞いた	14	2. 8%
学校の授業で教わった	211	42. 4%
インターネットで知った	17	3. 4%
テレビ、ラジオ、新聞、本等で知った	21	4. 2%
同和問題(部落差別)に関する研修会で知った	12	2. 4%
県や市の広報紙や冊子で知った	4	0. 8%
同和問題(部落差別)は知っているがきっかけは覚えていない	60	12. 0%
同和問題(部落差別)は知らない	48	9. 6%
無回答	15	3. 0%

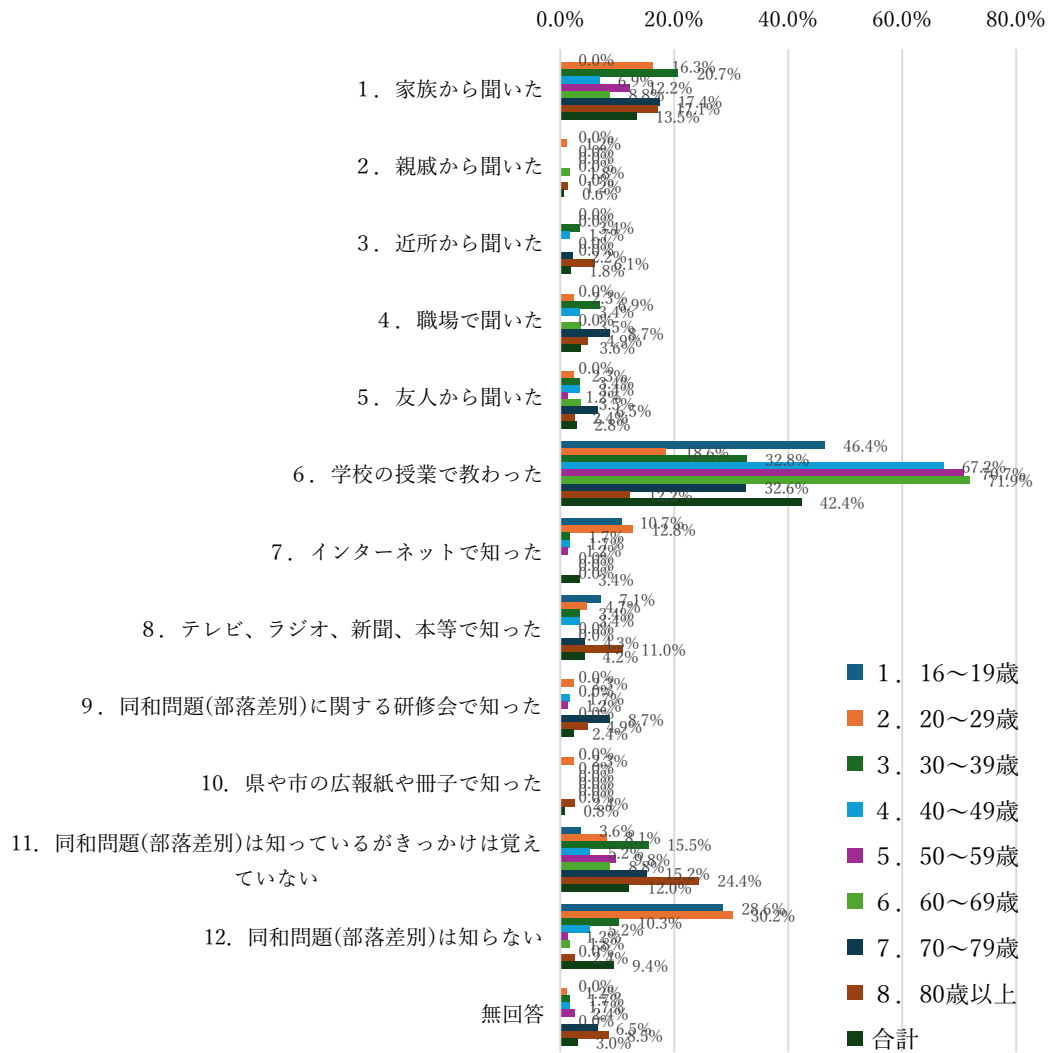
同和問題を最初に知ったきっかけで最も多かったのは、「学校の授業で教わった」が42.4%で突出して多く、次いで多かった「家族から聞いた」の13.5%と大きな差があった。また、「きっかけは覚えていない」や「同和問題を知らない」の回答もそれぞれ12.0%、9.6%と少なくない割合だった。

内閣府調査では、「学校の授業で教わった」が27.8%で最も多く、次いで「祖父母、父母、兄弟などの家族から聞いた」が16.3%、「テレビ・ラジオ・新聞・本で知った」が15.5%と続いた。今回の調査も同様の回答の傾向があり、同和問題を知る最大の機会が学校教育であることが明らかになった。

問 1 3 同和問題を初めて知ったきっかけ（年齢別）

合計 n=498 10歳代 n=28 20歳代 n=86 30歳代 n=58 40歳代 n=58

50歳代 n=82 60歳代 n=57 70歳代 n=46 80歳以上 n=82

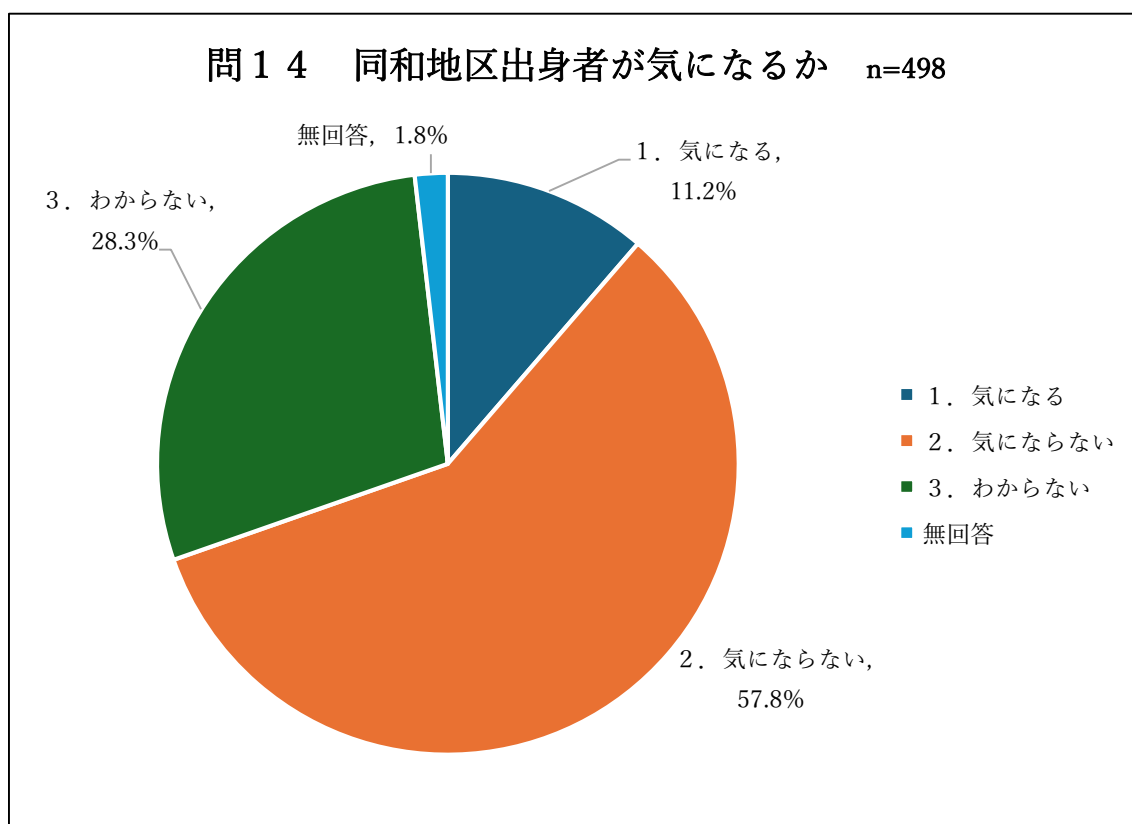


	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	合計
家族から聞いた	0.0%	16.3 %	20.7 %	6.9%	12.2 %	8.8%	17.4 %	17.1 %	13.5 %
親戚から聞いた	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	1.2%	0.6%
近所から聞いた	0.0%	0.0%	3.4%	1.7%	0.0%	0.0%	2.2%	6.1%	1.8%
職場で聞いた	0.0%	2.3%	6.9%	3.4%	0.0%	3.5%	8.7%	4.9%	3.6%
友人から聞いた	0.0%	2.3%	3.4%	3.4%	1.2%	3.5%	6.5%	2.4%	2.8%
学校の授業で教わった	46.4 %	18.6 %	32.8 %	67.2 %	70.7 %	71.9 %	32.6 %	12.2 %	42.4 %
インターネットで知った	10.7 %	12.8 %	1.7%	1.7%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%
テレビ、ラジオ、新聞、本 等で知った	7.1%	4.7%	3.4%	3.4%	0.0%	0.0%	4.3%	11.0 %	4.2%
同和問題(部落差別)に関す る研修会で知った	0.0%	2.3%	0.0%	1.7%	1.2%	0.0%	8.7%	4.9%	2.4%
県や市の広報紙や冊子で知 った	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.8%
同和問題(部落差別)は知っ ているがきっかけは覚えて いない	3.6%	8.1%	15.5 %	5.2%	9.8%	8.8%	15.2 %	24.4 %	12.0 %
同和問題(部落差別)は知ら ない	28.6 %	30.2 %	10.3 %	5.2%	1.2%	1.8%	0.0%	2.4%	9.4%
無回答	0.0%	1.2%	1.7%	1.7%	2.4%	0.0%	6.5%	8.5%	3.0%

年代別に見ると、「学校の授業で教わった」と回答した人は40歳代から60歳代が特に多く、1970～1990年頃に中高生で同和教育を受けた世代が回答していることが伺える。

問14 あなたは、交際相手や結婚相手が同和地区出身者であるか気になりますか。(○は1つ)

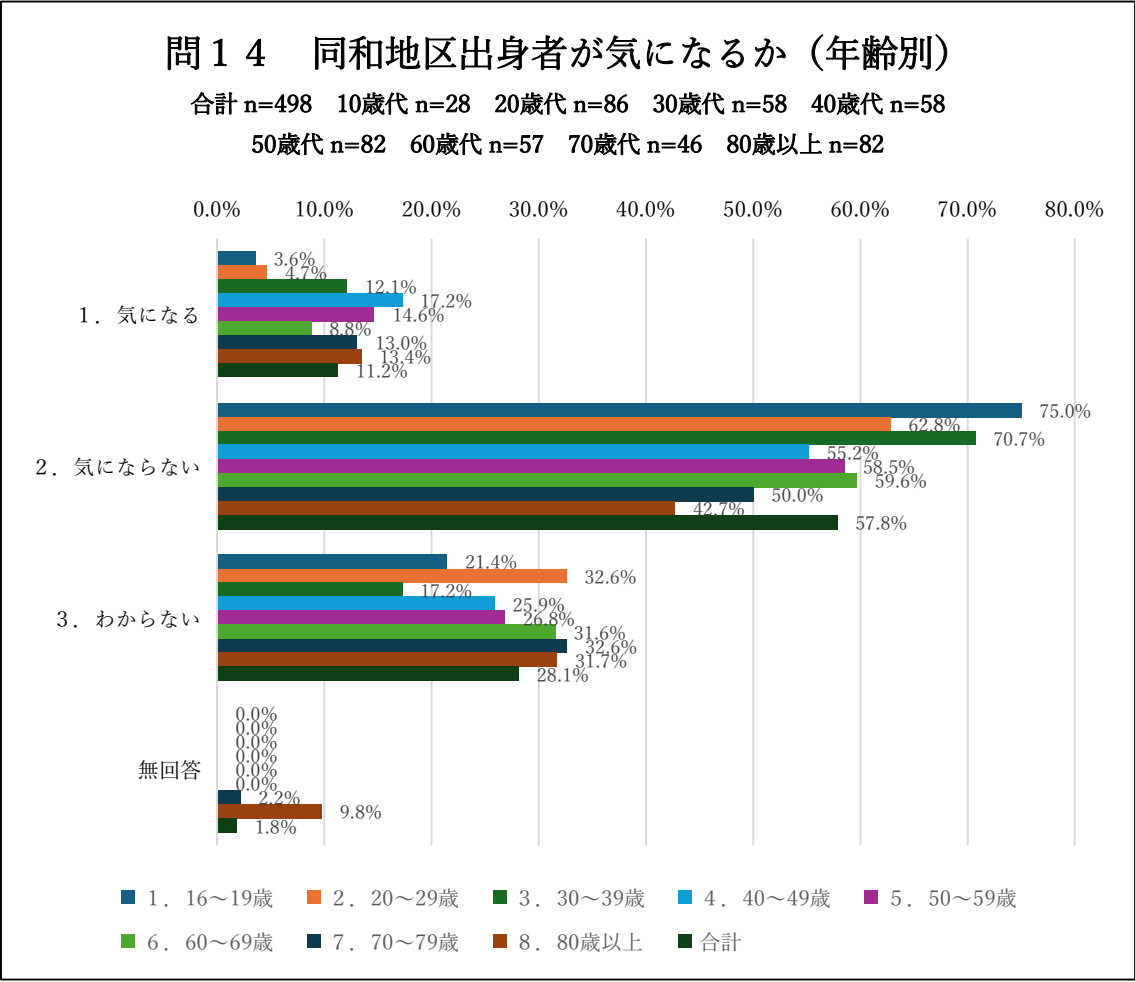
同和地区出身者について身近な人になる際に気になるかの意識について聞いたものである。



項目	1. 気になる	2. 気にならない	3. わからない	無回答
回答数	56	288	141	9
割合	11.2%	57.8%	28.3%	1.8%

同和地区出身者について身近な人になる際に気になるかは、「気にならない」が57.8%で、「気になる」の11.2%に比べて大きな差があった。ただ、「わからない」も28.3%あり、どちらも言えない回答も少なからず存在することも分かった。同和問題の理解があいまいである一方で、あいまいだからこ

その同和問題自体を気にしない意識が広がっている（「同和問題をよく知らないから、気にならない」）ことも伺わせるといえる。

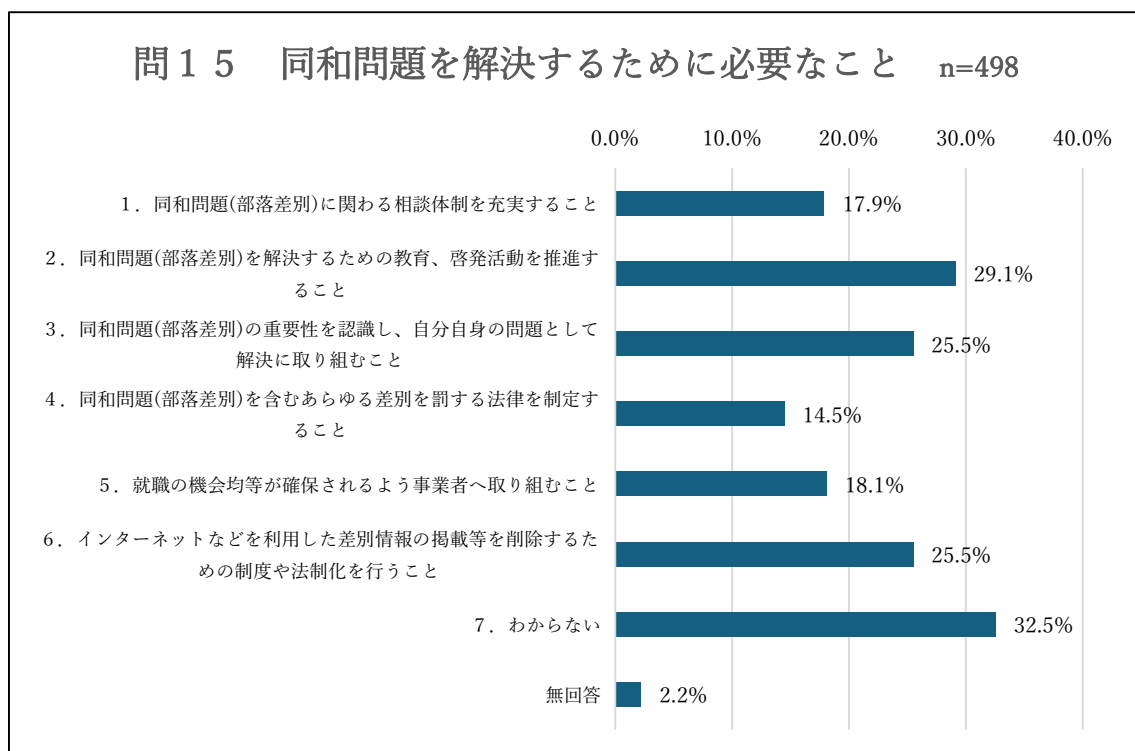


	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
気になる	3.6%	4.7%	12.1%	17.2%	14.6%	8.8%	13.0%	13.4%	11.2%
気にならない	75.0%	62.8%	70.7%	55.2%	58.5%	59.6%	50.0%	42.7%	57.8%
わからない	21.4%	32.6%	17.2%	25.9%	26.8%	31.6%	32.6%	31.7%	28.1%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	9.8%	1.8%

年代別に見ると、「気にならない」の回答は年代が下がるにつれて多くなっている。反対に「わからない」は、年代が上がるにつれて回答の割合が上がっている。

問 1 5 あなたは、同和問題(部落差別)を解決していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

同和問題の解決のために必要なことを聞いたものである。



項目	回答数	割合
同和問題(部落差別)に関わる相談体制を充実すること	89	17.9%
同和問題(部落差別)を解決するための教育、啓発活動を推進すること	145	29.1%
同和問題(部落差別)の重要性を認識し、自分自身の問題として解決に取り組むこと	127	25.5%
同和問題(部落差別)を含むあらゆる差別を罰する法律を制定すること	72	14.5%
就職の機会均等が確保されるよう事業者へ取り組むこと	90	18.1%
インターネットなどを利用した差別情報の掲載等を削除するための制度や法制化を行うこと	127	25.5%
わからない	162	32.5%
無回答	11	2.2%

同和問題の解決のために必要なこととして最も多く回答者に選ばれた項目は、「わからない」の 32.5%だった。具体的な内容についての回答で最も多かったのは、「同和問題(部落差別)を解決するための教育、啓発活動を推進すること」の 29.1%で、これに続いて「同和問題(部落差別)の重要性を認識し、自分自身の問題として解決に取り組むこと」と「インターネットなどを利用した差別情報の掲載等を削除するための制度や法制化を行うこと」が各 25.5%だった。同和問題の解決のための啓発や教育の重要の理解は一定の程度は見られるとともに、インターネットの影響は多くの関心がみられることがわかった。

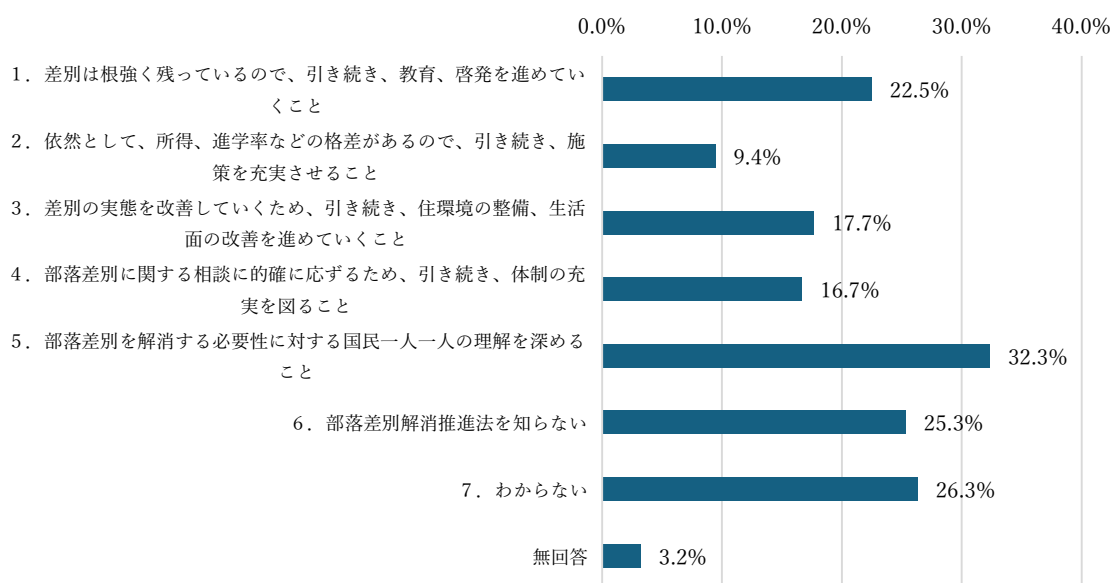
前回調査でも「わからない」の 41.7%が最も多かったが、今回の調査ではその割合が 32.5%と 9.2 ポイントも減少していた。具体的な内容は、「同和問題を解決するための啓発、広報活動の推進」が 35.6%だったが、今回の調査でもこの項目が 29.1%と近い割合を示していた。

問 1 6 平成 14(2002)年で同和対策にかかる国の特別措置法が失効し、残された課題及び一般対策としての事業を実施してきました。しかし、いまだ同和問題(部落差別)が存在するため、部落差別解消推進法※が平成 28(2016)年に施行されました。その部落差別解消推進法に対して、この法律の実効性を高めるために、あなたはどのような施策が効果的だと思いますか（○は最大 3 つまでも）

部落差別解消推進法の実効性を高めるために効果的な施策について聞いたものである。

問 1 6 部落差別解消推進法の推進のために必要な施策

n=498



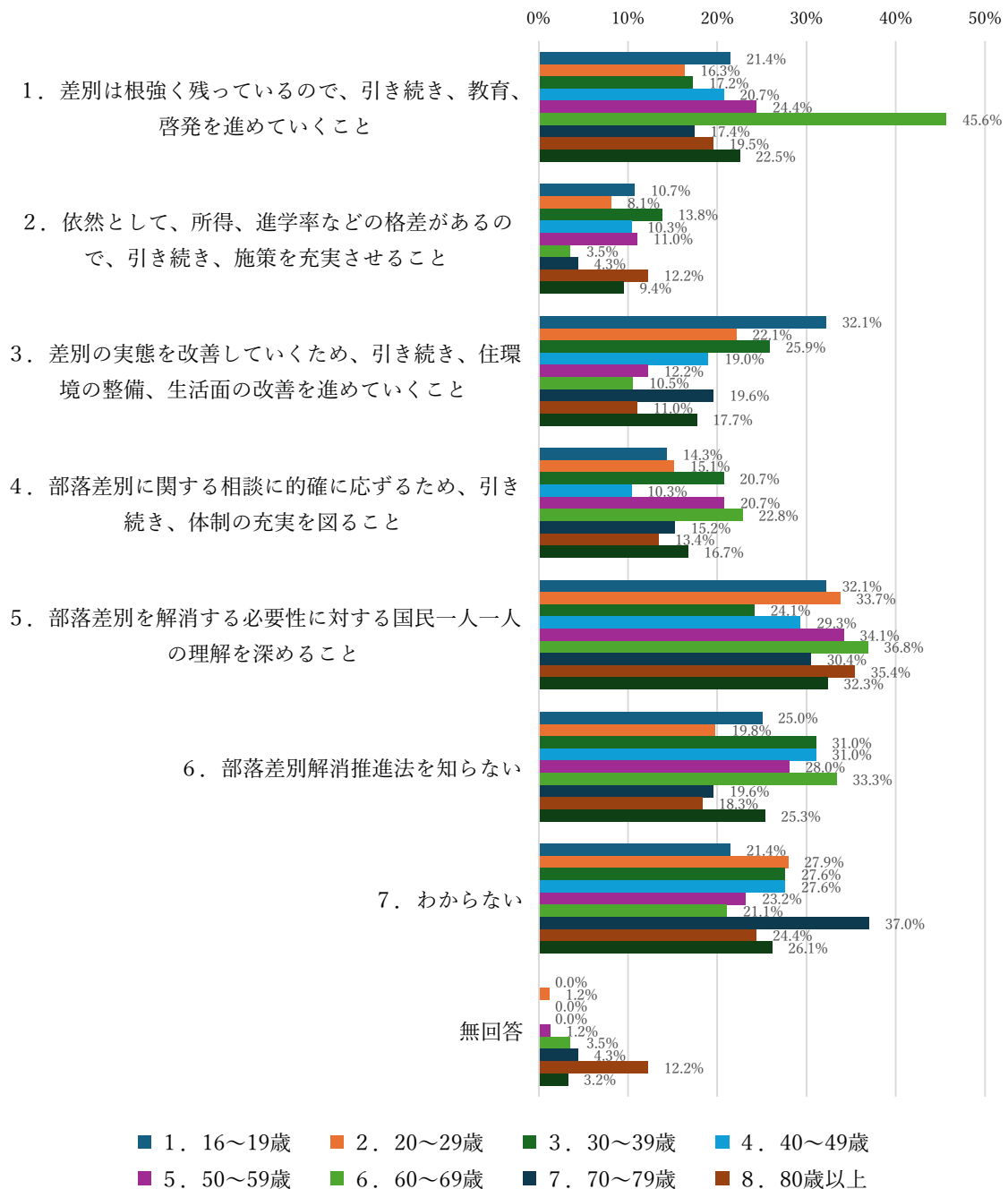
項目	回答数	割合
差別は根強く残っているので、引き続き、教育、啓発を進めていくこと	112	22.5%
依然として、所得、進学率などの格差があるので、引き続き、施策を充実させること	47	9.4%
差別の実態を改善していくため、引き続き、住環境の整備、生活面の改善を進めていくこと	88	17.7%
部落差別に関する相談に的確に応ずるため、引き続き、体制の充実を図ること	83	16.7%
部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めること	161	32.3%
部落差別解消推進法を知らない	126	25.3%
わからない	131	26.3%
無回答	16	3.2%

部落差別解消推進法の実効性を高めるために効果的な施策の考えは、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めること」が32.3%で最も多く、これに「差別は根強く残っているので、引き続き、教育、啓発を進めていくこと」の22.5%、「差別の実態を改善していくため、引き続き、住環境の整備、生活面の改善を進めていくこと」の17.7%が続いた。一方、「わからない」が26.3%や「部落差別解消推進法を知らない」が25.3%という実態も見られた。

前回調査では、最も多かったのが「わからない」の48.9%だった。今回の調査では、「わからない」が最も多いわけではなく、具体的な回答が最も多かった点が特徴的である。前回調査の具体的な内容の回答があったもののなかで最も多かったのは、「これからは、他の人権問題についても教育・啓発すべきである」の26.2%で、これに続いて「差別は根強く残っているので、引き続き教育・啓発を進めていく必要がある」の16.2%だったので、啓発の重要性を感じている点では今回の調査と同様の傾向がみられる。

問 1 6 部落差別解消推進法の推進のために必要な施策 (年齢別)

合計 n=498 10歳代 n=28 20歳代 n=86 30歳代 n=58 40歳代 n=58
50歳代 n=82 60歳代 n=57 70歳代 n=46 80歳以上 n=82



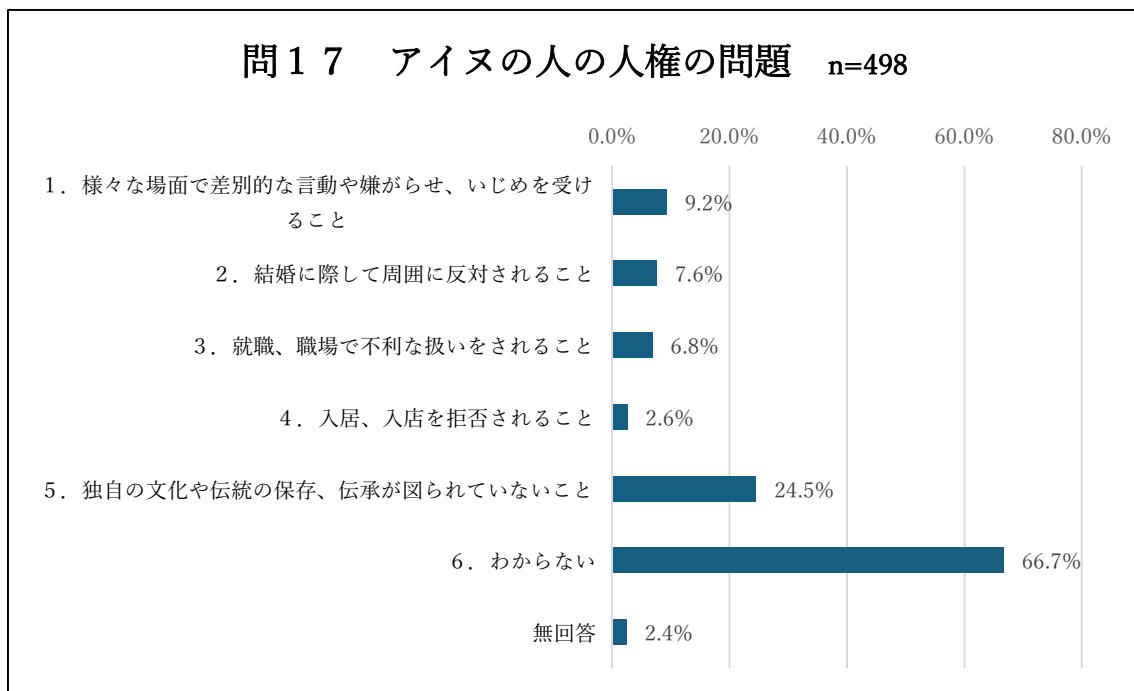
	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上	合計
差別は根強く残っているの で、引き続き、教育、啓発を 進めていくこと	21.4 %	16.3 %	17.2 %	20.7 %	24.4 %	45.6 %	17.4 %	19.5 %	22.5 %
依然として、所得、進学率な どの格差があるので、引き続 き、施策を充実させること	10.7 %	8.1% %	13.8 %	10.3 %	11.0 %	3.5% %	4.3% %	12.2 %	9.4% %
差別の実態を改善していくため、 引き続き、住環境の整備、生活面 の改善を進めていくこと	32.1 %	22.1 %	25.9 %	19.0 %	12.2 %	10.5 %	19.6 %	11.0 %	17.7 %
部落差別に関する相談に的確 に応ずるため、引き続き、体 制の充実を図ること	14.3 %	15.1 %	20.7 %	10.3 %	20.7 %	22.8 %	15.2 %	13.4 %	16.7 %
部落差別を解消する必要性に 対する国民一人一人の理解を 深めること	32.1 %	33.7 %	24.1 %	29.3 %	34.1 %	36.8 %	30.4 %	35.4 %	32.3 %
部落差別解消推進法を知らな い	25.0 %	19.8 %	31.0 %	31.0 %	28.0 %	33.3 %	19.6 %	18.3 %	25.3 %
わからない	21.4 %	27.9 %	27.6 %	27.6 %	23.2 %	21.1 %	37.0 %	24.4 %	26.1 %
無回答	0.0% %	1.2% %	0.0% %	0.0% %	1.2% %	3.5% %	4.3% %	12.2 %	3.2% %

年代別に見ると、「差別の実態を改善していくため、引き続き、住環境の整備、生活面の改善を進めていくこと」が年代が低くなるに従い回答の割合が大きく増える傾向がみられるが、それ以外は大きな年代による傾向はみられない。

(6) アイヌの人々の人権

問17 あなたは、アイヌの人々の人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

アイヌの人々の人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
様々な場面で差別的な言動や嫌がらせ、いじめを受けること	46	9.2%
結婚に際して周囲に反対されること	38	7.6%
就職、職場で不利な扱いをされること	34	6.8%
入居、入店を拒否されること	13	2.6%
独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと	122	24.5%
わからない	332	66.7%
無回答	12	2.4%

アイヌの人々の人権問題については、「わからない」が 66.7%と突出して多く回答されており、3分の2の回答者がこの問題に分からないとの回答をして

いた。具体的な回答のあった内容で最も多かったのは、「独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと」の 24.5%で、後の項目はいずれも 10%以下の回答だった。この項目では、圧倒的に設問への回答数が少ないことが特徴的である。アイヌの人々の人権問題は、多くの市民の関心の外にあることがうかがえる結果となった。

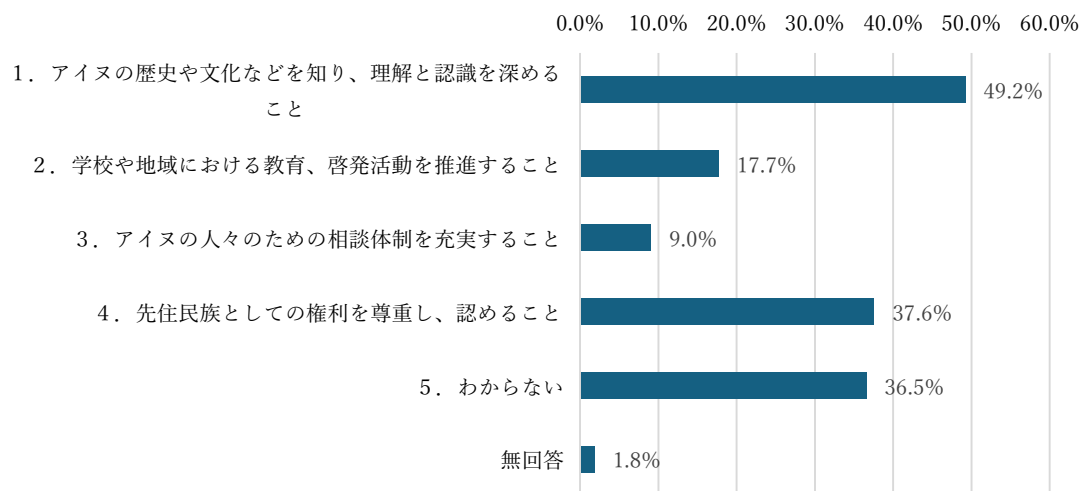
前回調査でも、「わからない」が 53.7%と多く回答されていたが、今回は前回は 13.0 ポイントも上回り、アイヌの人々の人権の問題意識が低くなっていることがわかった。具体的な回答のあった内容で最も多かったものも「伝統や文化の保存、伝承が十分に図られていないこと」の 35.0%と今回の調査と同じものだったが、この項目も前回より回答の割合が下回っている。

問18 あなたは、アイヌの人々に関する人権について、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は最大3つまで)

アイヌの人々の人権を守るために必要なことを聞いたものである。

問18 アイヌの人の人権を守るために必要なこと

n=498



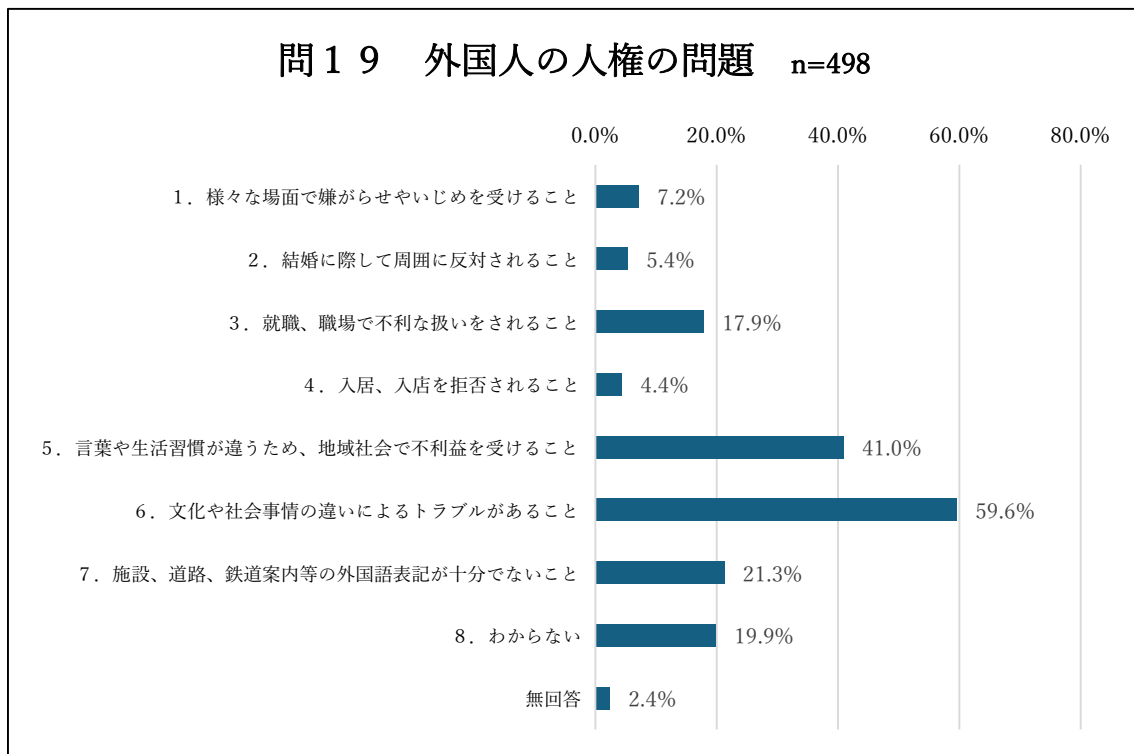
項目	回答数	割合
アイヌの歴史や文化などを知り、理解と認識を深めること	245	49.2%
学校や地域における教育、啓発活動を推進すること	88	17.7%
アイヌの人々のための相談体制を充実すること	45	9.0%
先住民族としての権利を尊重し、認めること	187	37.6%
わからない	182	36.5%
無回答	9	1.8%

アイヌの人々の人権を守るために必要なことの回答は、「アイヌの歴史や文化などを知り、理解と認識を深めること」が49.2%で最も多く、次いで「先住民族としての権利を尊重し、認めること」の37.6%が続いていた。また、「わからない」も36.5%で3番目に多い回答となっていた。

（７）外国人の人権

問１９ あなたは、外国人の人権について、現在どのような問題があると思いますか。（○は最大３つまで）

外国人の人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
様々な場面で嫌がらせやいじめを受けること	36	7.2%
結婚に際して周囲に反対されること	27	5.4%
就職、職場で不利な扱いをされること	89	17.9%
入居、入店を拒否されること	22	4.4%
言葉や生活習慣が違うため、地域社会で不利益を受けること	204	41.0%
文化や社会事情の違いによるトラブルがあること	297	59.6%
施設、道路、鉄道案内等の外国語表記が十分でないこと	106	21.3%
わからない	99	19.9%
無回答	12	2.4%

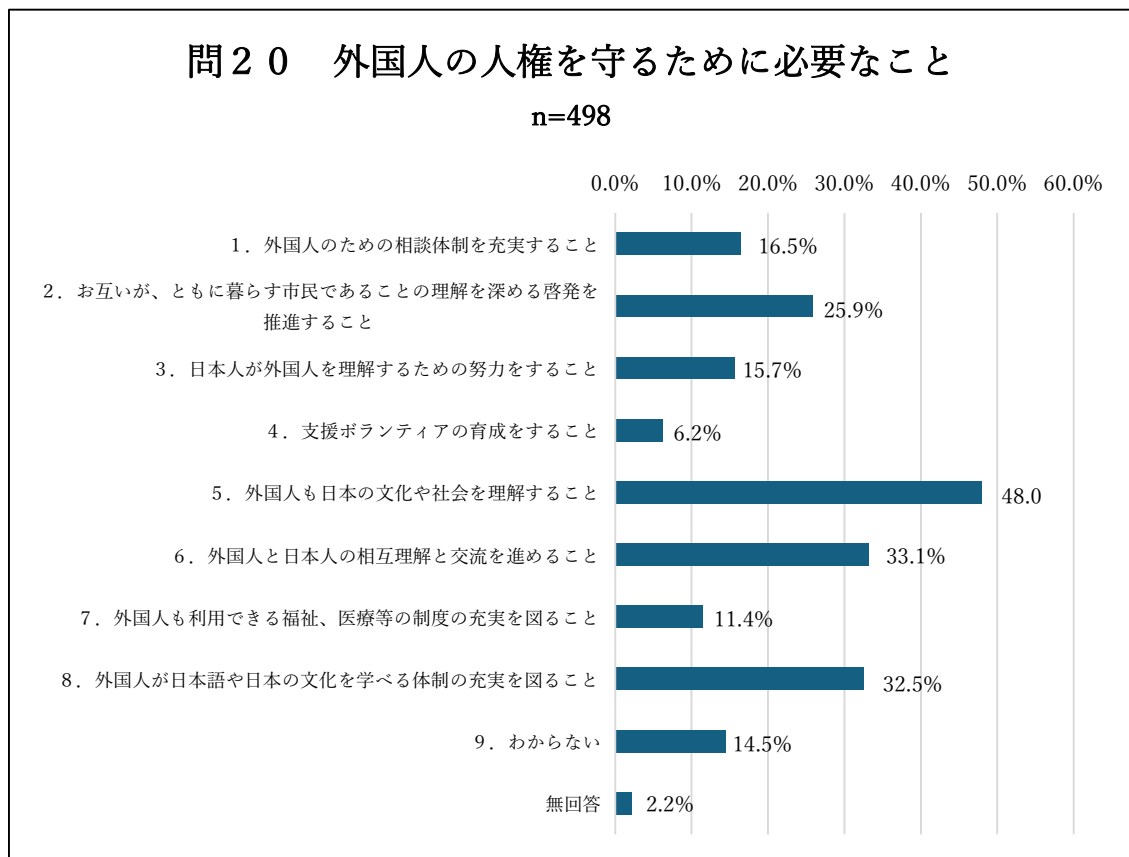
外国人の人権問題として最も多くあげられていたのは、「文化や社会事情の違いによるトラブルがあること」の 59.6%で、次いで多かったのは「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で不利益を受けること」の 41.0%で、この 2 点が特に多くの解答があった項目である。

前回調査では、「文化や社会事情の違いによるトラブルがあること」の 58.8%が最も多く、今回の調査と同様の傾向がみられる。前回調査では、これに続いたのが「就職、職場での不利な扱いを受けること」の 19.8%だったが、今回の調査では「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で不利益を受けること」が次に多かった。この項目は、類似項目として前回調査では「風習、習慣の違いによる様々な不利益を受けること」の 37.3%があり、同様に文化や社会事情の違いに関するトラブルが挙げられていた。

内閣府調査では、「特にない」が 38.3%で最も多かった。具体的な内容での回答では、「風習や習慣などの違いが受け入れられないこと」が 27.8%で最も多く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」の 22.1%、「差別的な言葉を言われること」の 19.5%が続いた。今回の調査には「特にない」の選択肢は設けていないが、「わからない」の回答が 19.9%だったことと比較しても、内閣府調査の「特にない」が最も多かった点とは大きな相違がみられた。

問20 あなたは、外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

外国人の人権を守るために必要なことを聞いたものである。



項目	回答数	割合
外国人のための相談体制を充実すること	82	16.5%
お互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を推進すること	129	25.9%
日本人が外国人を理解するための努力をすること	78	15.7%
支援ボランティアの育成をすること	31	6.2%
外国人も日本の文化や社会を理解すること	239	48.0%
外国人と日本人の相互理解と交流を進めること	165	33.1%
外国人も利用できる福祉、医療等の制度の充実を図ること	57	11.4%
外国人が日本語や日本の文化を学べる体制の充実を図ること	162	32.5%
わからない	72	14.5%
無回答	11	2.2%

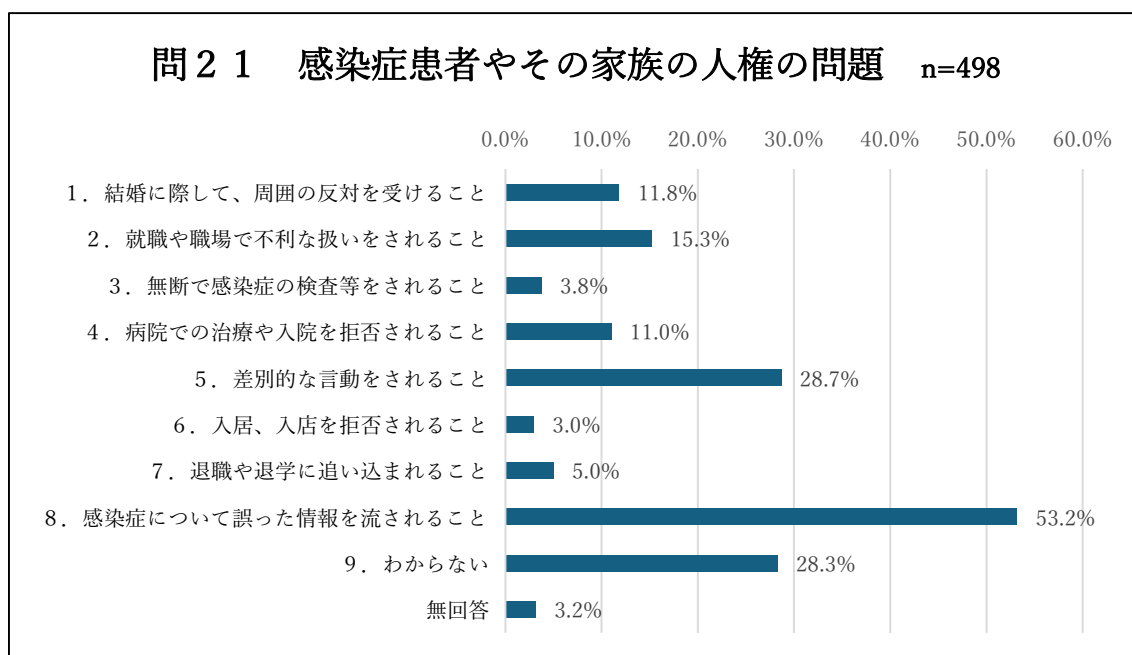
外国人の人権を守るために必要なこととして最も多く選ばれたのは、「外国人も日本の文化や社会を理解すること」の 48.0%で、次いで「外国人と日本人の相互理解と交流を進めること」の 33.1%、「外国人が日本語や日本の文化を学べる体制の充実を図ること」の 32.5%が続いた。外国人が日本を理解することが、日本人と外国人の相互交流よりも必要との考えが多いことがわかった。

前回調査では、「お互いに、より多くの情報を提供し、相互理解に努める」が 48.7%で最も多く、次いで「外国人も日本の文化や社会事情を理解する努力をすること」の 43.2%が続いており、今回の回答の 1 位と 2 位が逆の結果となっている。

(8) 感染症（エイズ、肝炎、新型コロナウイルス等）患者やその家族などの人権

問 2 1 あなたは、感染症患者やその家族などの人権について、現在どのような問題があると思いますか。（○は最大3つまで）

感染症患者やその家族の人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
結婚に際して、周囲の反対を受けること	59	11.8%
就職や職場で不利な扱いをされること	76	15.3%
無断で感染症の検査等をされること	19	3.8%
病院での治療や入院を拒否されること	55	11.0%
差別的な言動をされること	143	28.7%
入居、入店を拒否されること	15	3.0%
退職や退学に追い込まれること	25	5.0%
感染症について誤った情報を流されること	265	53.2%
わからない	141	28.3%
無回答	16	3.2%

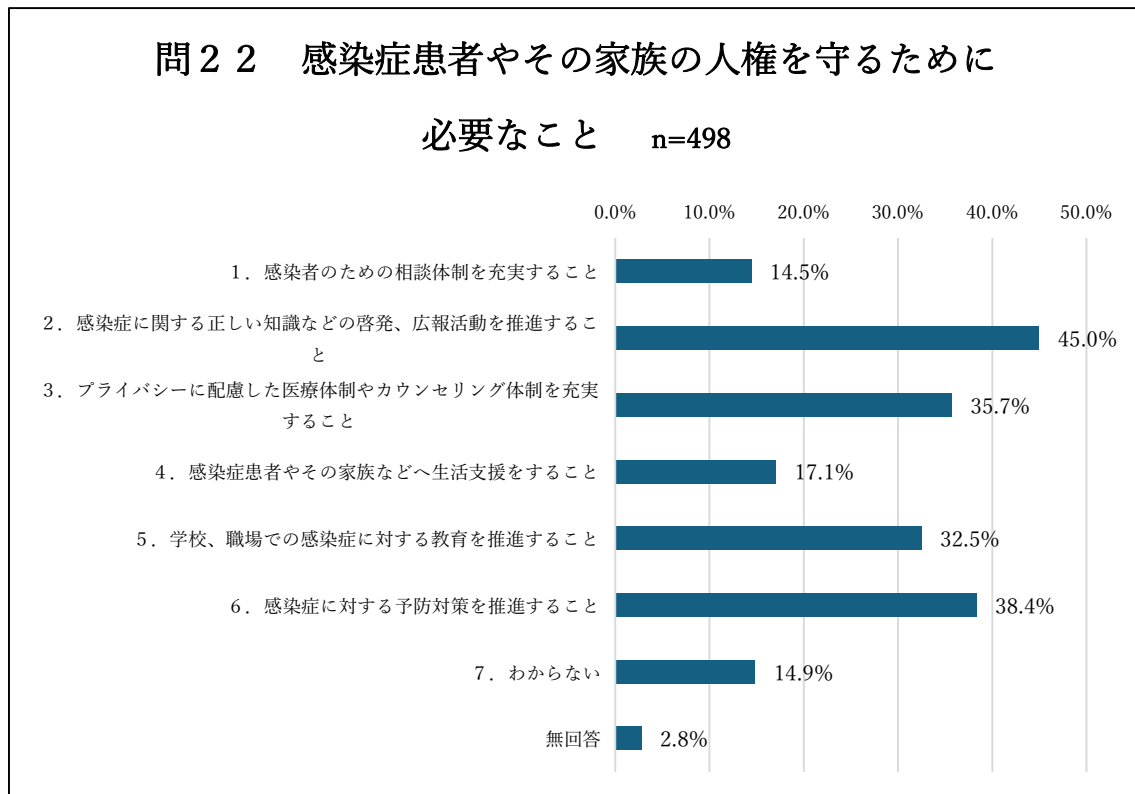
感染症患者やその家族の人権の問題について最も多くあげられていたのは、「感染症について誤った情報を流されること」が 53.2%で最も多く、次いで多かった「差別的な言動をされること」の 28.7%との差が 24.5 ポイントもあり、突出して多かった。また、「わからない」が 28.3%で第 3 位であり、この問題の一般的な関心の温度差が見られる結果となっていた。

前回調査では、今回の第 3 位までの結果は同様の項目であり、大きな変化はなかった。

内閣府調査は、感染症患者やその家族の設問はなく、類似した項目として新型コロナウイルス感染者について問われていた。この項目の結果を見ると、「感染者やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われること」が 38.2%で最も多く、次いで「医療従事者などの社会や生活を支えるために必要不可欠な労働者やその家族に対して、差別的な言動や不利益な取扱いが行われること」が 35.8%、「集団感染が発生した施設や感染者が所属する団体に対して、誹謗中傷が行われること」が 26.7%で続いていた。また、「特にない」は 31.1%だった。感染者に対する理不尽な周りの人の言説や行動をあげる点では、共通した結果だった。

問 2 2 あなたは、感染症患者やその家族などの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は最大3つまで)

感染症患者やその家族の人権を守るために必要なこと聞いたものである。



項目	回答数	割合
感染者のための相談体制を充実すること	72	14.5%
感染症に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること	224	45.0%
プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実すること	178	35.7%
感染症患者やその家族などへ生活支援をすること	85	17.1%
学校、職場での感染症に対する教育を推進すること	162	32.5%
感染症に対する予防対策を推進すること	191	38.4%
わからない	74	14.9%
無回答	14	2.8%

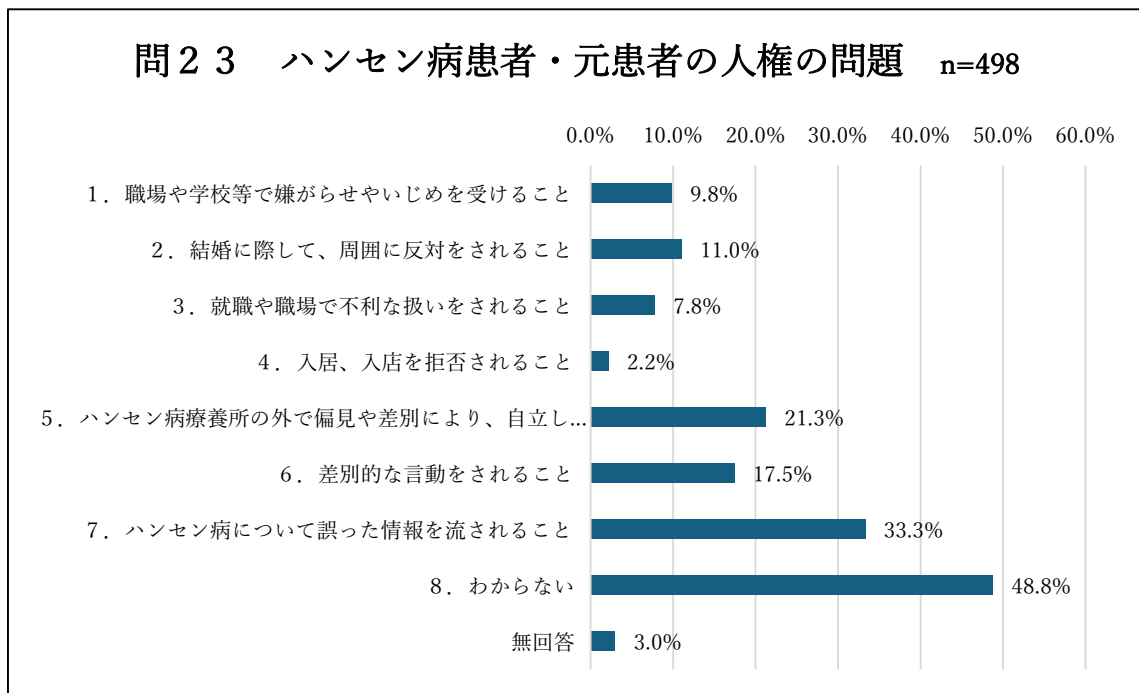
感染症患者やその家族の人権を守るために必要なことで最も重要と考えられているのは、「感染症に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること」の 45.0%が最も多く、次いで「感染症に対する予防対策を推進すること」の 38.4%、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実すること」の 35.7%が続いている。

前回調査では、「正しい知識などの啓発、広報活動の推進」の 51.8%が最も多く、次いで「エイズ・H I Vに対する予防対策の推進」の 48.4%、「プライバシーの保護」の 39.7%が続いていて、今回の調査と同様の結果となっている。

(9) ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権

問 2 3 あなたは、ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権について、現在どのような問題があると思いますか。(○は最大3つまで)

ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること	49	9.8%
結婚に際して、周囲に反対をされること	55	11.0%
就職や職場で不利な扱いをされること	39	7.8%
入居、入店を拒否されること	11	2.2%
ハンセン病療養所の外で偏見や差別により、自立した生活を営むのが困難なこと	106	21.3%
差別的な言動をされること	87	17.5%
ハンセン病について誤った情報を流されること	166	33.3%
わからない	243	48.8%
無回答	15	3.0%

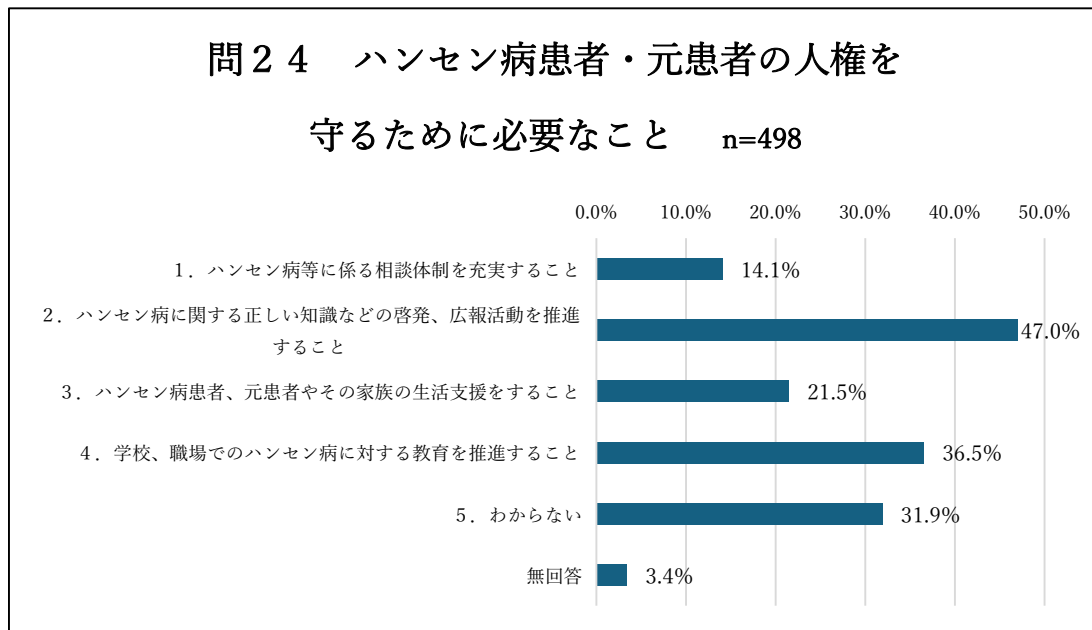
ハンセン病患者、元患者やその家族の人権の問題として最も多くあげられていたのは、「ハンセン病について誤った情報を流されること」の 33.3%で、次いで「ハンセン病療養所の外で偏見や差別により、自立した生活を営むのが困難なこと」の 21.3%が多かった。ただ、具体的な回答よりも多かったのは「わからない」と回答した 48.8%であり、問題点自体の理解が乏しいことが分かった。

前回調査でも同様の結果となっているが、「わからない」の回答が 46.0%から 48.8%へ上昇しており、問題の理解が薄くなっている現状が見られた。

内閣府調査では、「特になし」が 55.5%で最も多かった。具体的な回答が多かったのは、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」が 22.2%、「交際や結婚を反対されること」の 19.3%、「職場、学校などで嫌がらせやいじめを受けること」の 17.4%だった。今回の調査の「わからない」と同様に、具体的な回答のない項目の選択が、他の人権問題と比較して極めて多い点が特徴的である。

問24 あなたは、ハンセン病患者、元患者やその家族などのを守るために、
どのようなことが必要だと思いますか。(〇は最大3つまで)

ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権を守るために必要なこと聞いたものである。



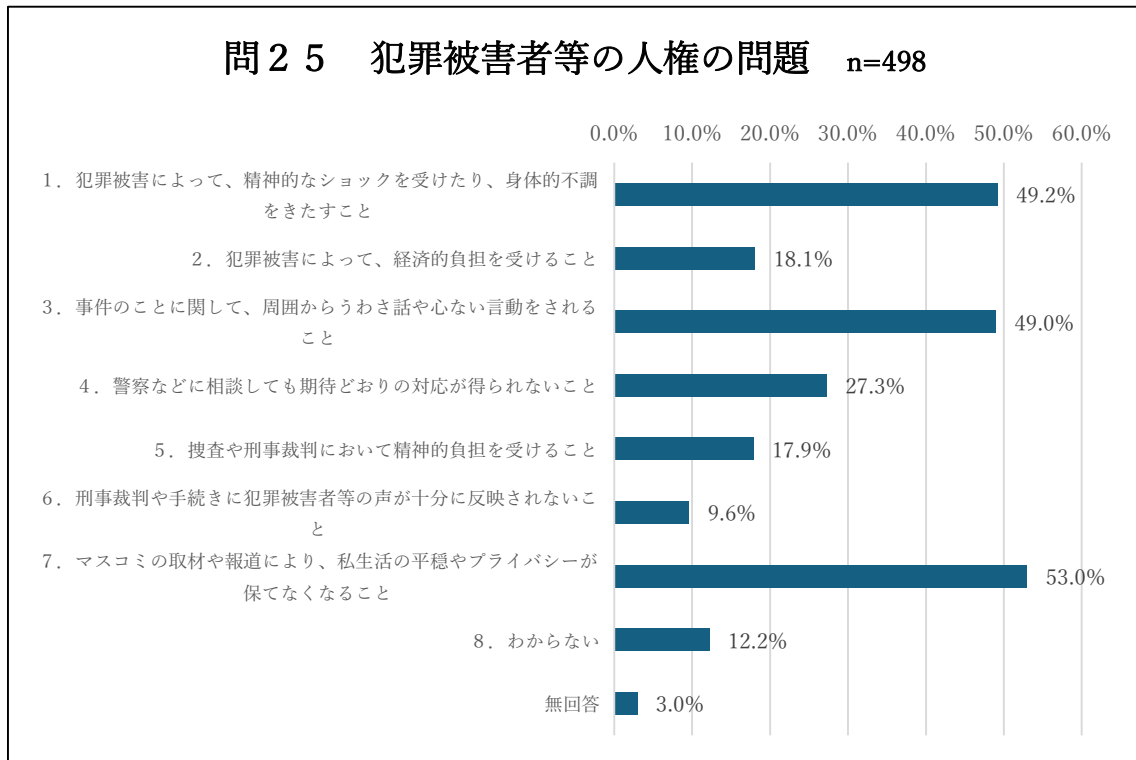
項目	回答数	割合
ハンセン病等に係る相談体制を充実すること	70	14.1%
ハンセン病に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること	234	47.0%
ハンセン病患者、元患者やその家族の生活支援をすること	107	21.5%
学校、職場でのハンセン病に対する教育を推進すること	182	36.5%
わからない	159	31.9%
無回答	17	3.4%

ハンセン病患者、元患者やその家族の人権を守るために必要なことで最も重要と考えられているのは、「ハンセン病に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること」の47.0%であり、これに「学校、職場でのハンセン病に対する教育を推進すること」の36.5%が続いている。また、「わからない」も31.9%にのぼっていた。

(10) 犯罪被害者等の人権

問25 あなたは、犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権について、現在どのような問題があると思いますか。（○は最大3つまで）

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権の問題について聞いたものである。



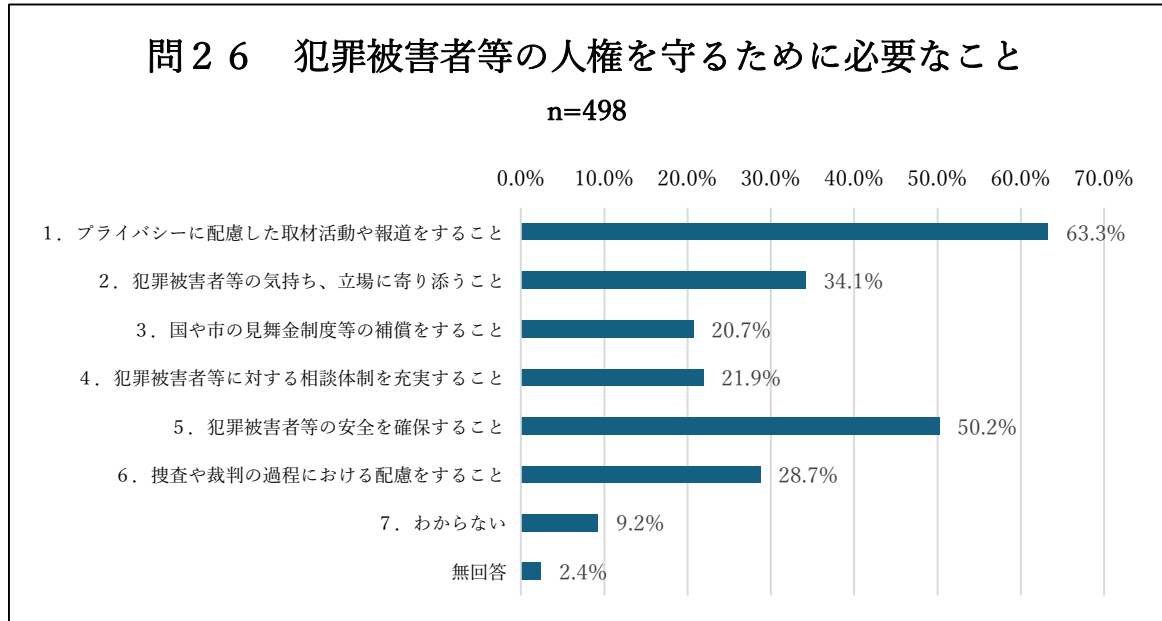
項目	回答数	割合
犯罪被害によって、精神的なショックを受けたり、身体的不調をきたすこと	245	49.2%
犯罪被害によって、経済的負担を受けること	90	18.1%
事件のことにに関して、周囲からうわさ話や心ない言動をされること	244	49.0%
警察などに相談しても期待どおりの対応が得られないこと	136	27.3%
捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること	89	17.9%
刑事裁判や手続きに犯罪被害者等の声が十分に反映されないこと	48	9.6%
マスコミの取材や報道により、私生活の平穏やプライバシーが保てなくなること	264	53.0%
わからない	61	12.2%
無回答	15	3.0%

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権について最も問題と考えられていたのは、「マスコミの取材や報道により、私生活の平穏やプライバシーが保てなくなること」の 53.0%で、次いで「犯罪被害によって、精神的なショックを受けたり、身体的不調をきたすこと」の 49.2%、「事件のことに關して、周囲からうわさ話や心ない言動をされること」の 49.0%が多く、この3項目が特に多く選択されていた。犯罪被害による精神的負担と同等以上に報道や流言による精神的負担を問題視する傾向が見られた。

前回調査では、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が 62.6%、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」が 44.4%、「事件のことに關して、周囲にうわさ話をされること」が 40.3%だったので、今回の調査の結果と同様であった。

問26 あなたは、犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権を守るために必要なこと聞いたものである。



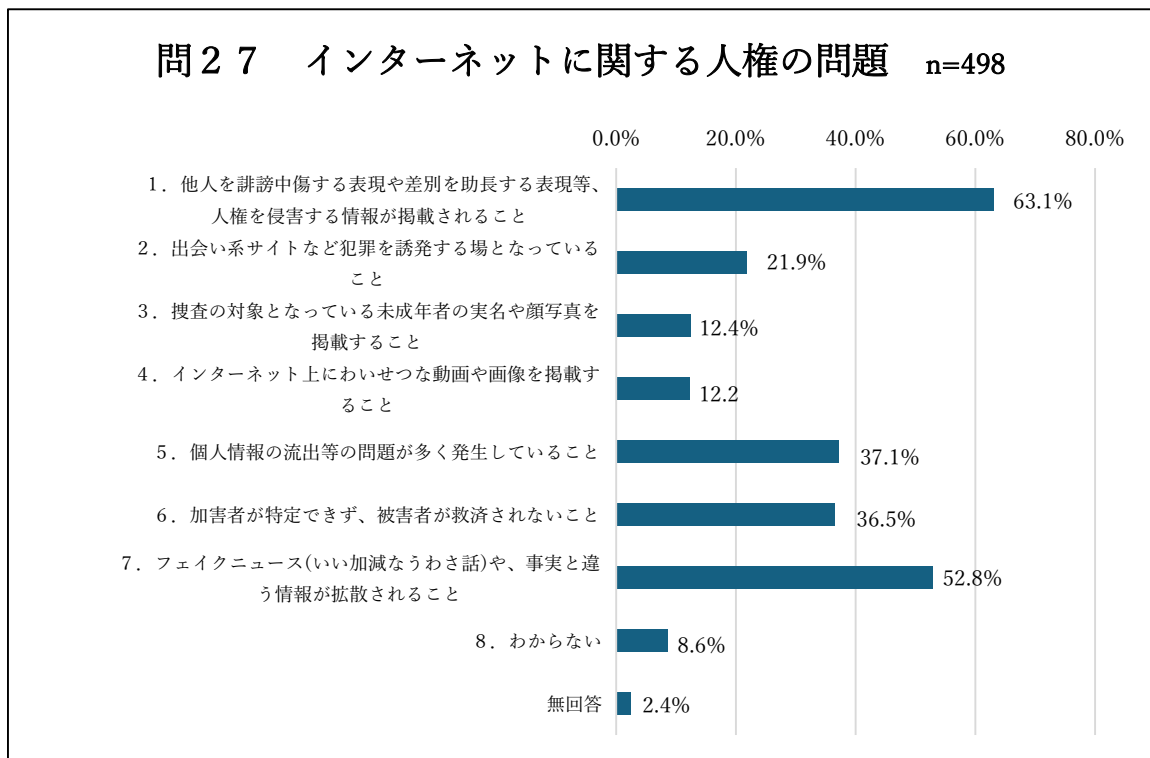
項目	回答数	割合
プライバシーに配慮した取材活動や報道をすること	315	63.3%
犯罪被害者等の気持ち、立場に寄り添うこと	170	34.1%
国や市の見舞金制度等の補償をすること	103	20.7%
犯罪被害者等に対する相談体制を充実すること	109	21.9%
犯罪被害者等の安全を確保すること	250	50.2%
捜査や裁判の過程における配慮をすること	143	28.7%
わからない	46	9.2%
無回答	12	2.4%

犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権を守るために必要なことで最も重要と考えられているのは、「プライバシーに配慮した取材活動や報道をすること」の63.3%であり、これに「犯罪被害者等の安全を確保すること」の50.2%が続いている。犯罪被害者等の心身の安全と安定への対策を求める回答が多く、前設問の問題意識に呼応した結果となっていた。

(11) インターネットの人権

問27 あなたは、インターネットに関することで人権上どのような問題があると思いますか。

インターネットに関する人権の問題について聞いたものである。



項目	回答数	割合
他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されること	314	63.1%
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	109	21.9%
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること	62	12.4%
インターネット上にわけつな動画や画像を掲載すること	61	12.2%
個人情報の流出等の問題が多く発生していること	185	37.1%
加害者が特定できず、被害者が救済されないこと	182	36.5%
フェイクニュース(いい加減なうわさ話)や、事実と違う情報が拡散されること	263	52.8%
わからない	43	8.6%
無回答	12	2.4%

インターネットを使った人権侵害の問題として最も多くあげられていたのは、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されること」の 63.1%で、次いで「フェイクニュース(いい加減なうわさ話)や、事実と違う情報が拡散されること」の 52.8%、「個人情報の流出等の問題が多く発生していること」の 37.1%と続いている。「わからない」と回答したのは、8.6%と少なかった。他者の人権への配慮に欠いた情報や事実と異なる情報などによる人権侵害を問題視する回答が多かった。

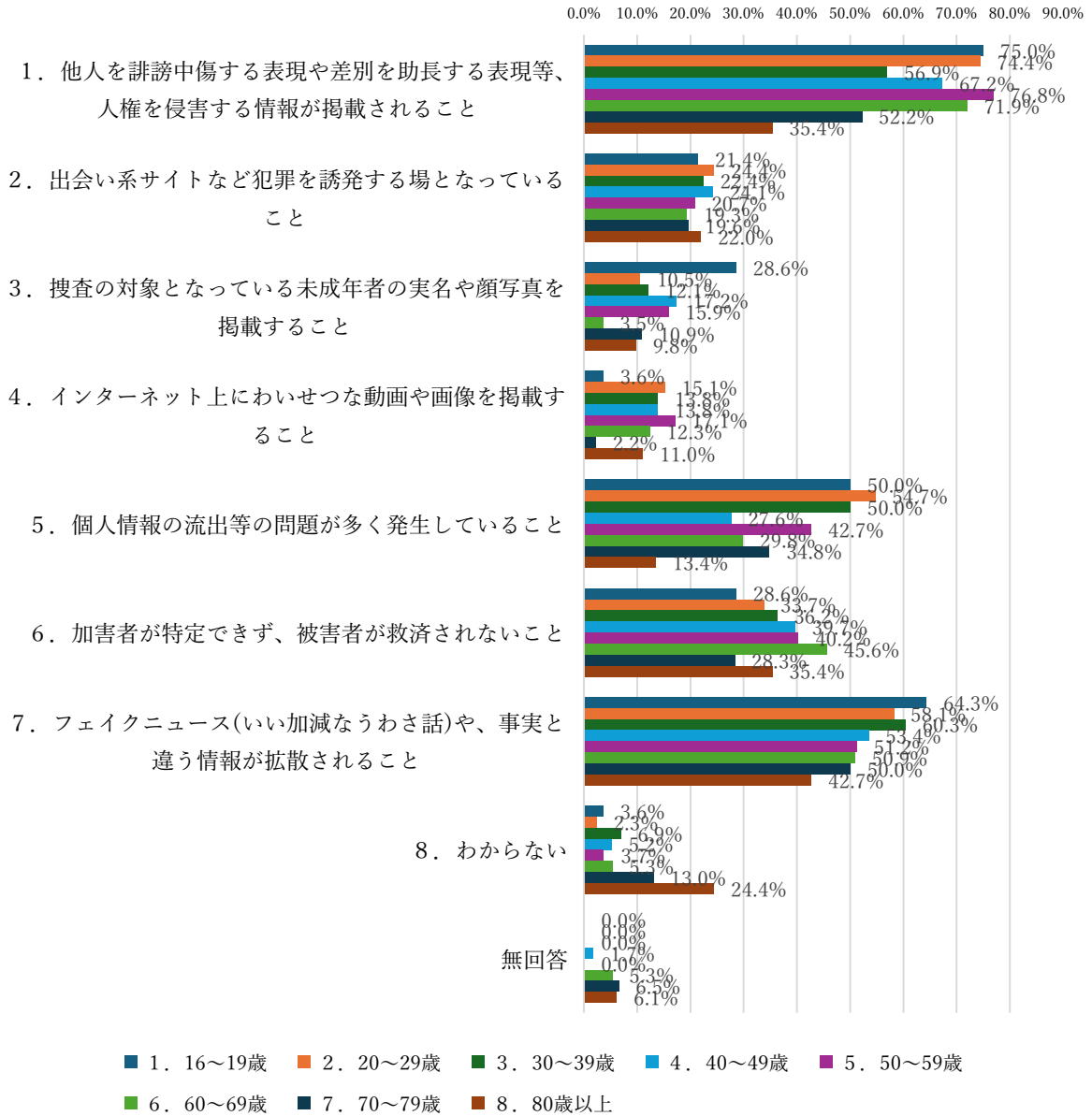
前回調査は、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が 63.8%で今回の調査と同様に最も多かった。次いで多かったのが「プライバシーに関する情報が掲載されること」の 55.0%で、その次に多かった「差別しようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」の 36.9%に対して、今回の調査とは逆の結果となっていた。

内閣府調査では、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が 67.7%で最も多く、次いで「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」の 42.8%、「プライバシーに関する情報が掲載されること」の 42.5%と続いた。

問27 インターネットに関する人権の問題（年代別）

合計 n=498 10歳代 n=28 20歳代 n=86 30歳代 n=58 40歳代 n=58

50歳代 n=82 60歳代 n=57 70歳代 n=46 80歳以上 n=82



	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上
他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されること	75.0 %	74.4 %	56.9 %	67.2 %	76.8 %	71.9 %	52.2 %	35.4 %
出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること	21.4 %	24.4 %	22.4 %	24.1 %	20.7 %	19.3 %	19.6 %	22.0 %
捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること	28.6 %	10.5 %	12.1 %	17.2 %	15.9 %	3.5% %	10.9 %	9.8% %
インターネット上にわいせつな動画や画像を掲載すること	3.6% %	15.1 %	13.8 %	13.8 %	17.1 %	12.3 %	2.2% %	11.0 %
個人情報の流出等の問題が多く発生していること	50.0 %	54.7 %	50.0 %	27.6 %	42.7 %	29.8 %	34.8 %	13.4 %
加害者が特定できず、被害者が救済されないこと	28.6 %	33.7 %	36.2 %	39.7 %	40.2 %	45.6 %	28.3 %	35.4 %
フェイクニュース(いい加減なうわさ話)や、事実と違う情報が拡散されること	64.3 %	58.1 %	60.3 %	53.4 %	51.2 %	50.9 %	50.0 %	42.7 %
わからない	3.6% %	2.3% %	6.9% %	5.2% %	3.7% %	5.3% %	13.0 %	24.4 %
無回答	0.0% %	0.0% %	0.0% %	1.7% %	0.0% %	5.3% %	6.5% %	6.1% %

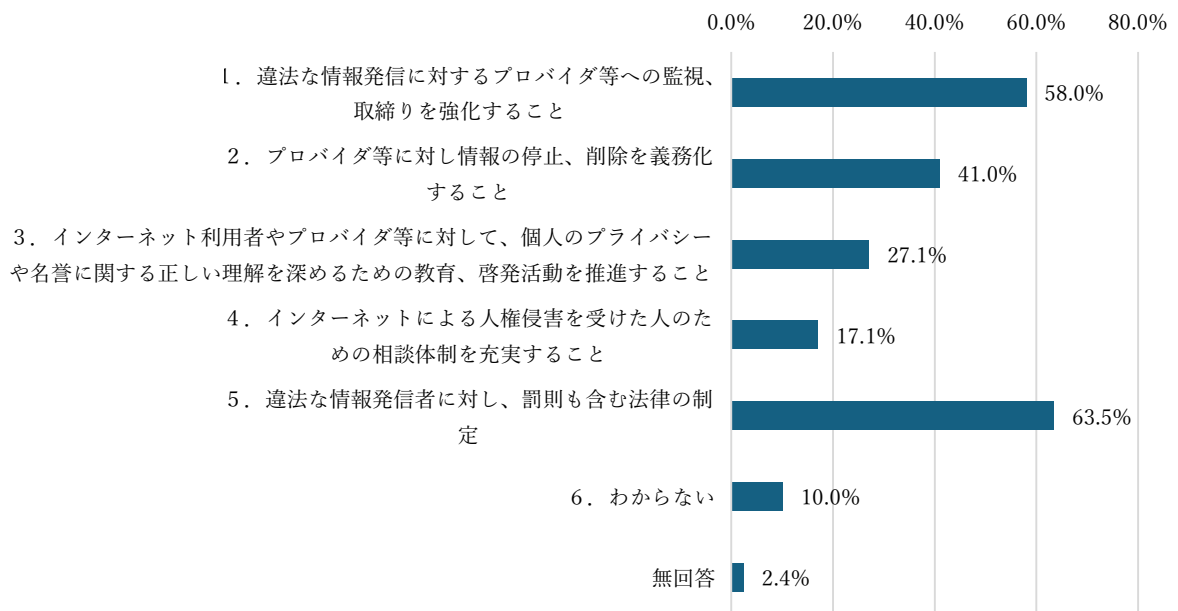
年代別に見ると、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されること」と「フェイクニュース(いい加減なうわさ話)や、事実と違う情報が拡散されること」の項目について、若い年代になるほど多く選択されていた。

問28 あなたは、インターネットによる人権侵害を防ぐために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は最大3つまで)

インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なこと聞いたものである。

問28 インターネットに関する人権を守るために

必要なこと n=498



項目	回答数	割合
違法な情報発信に対するプロバイダ等への監視、取締りを強化すること	289	58.0%
プロバイダ等に対し情報の停止、削除を義務化すること	204	41.0%
インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育、啓発活動を推進すること	135	27.1%
インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実すること	85	17.1%
違法な情報発信者に対し、罰則も含む法律の制定	316	63.5%
わからない	50	10.0%
無回答	12	2.4%

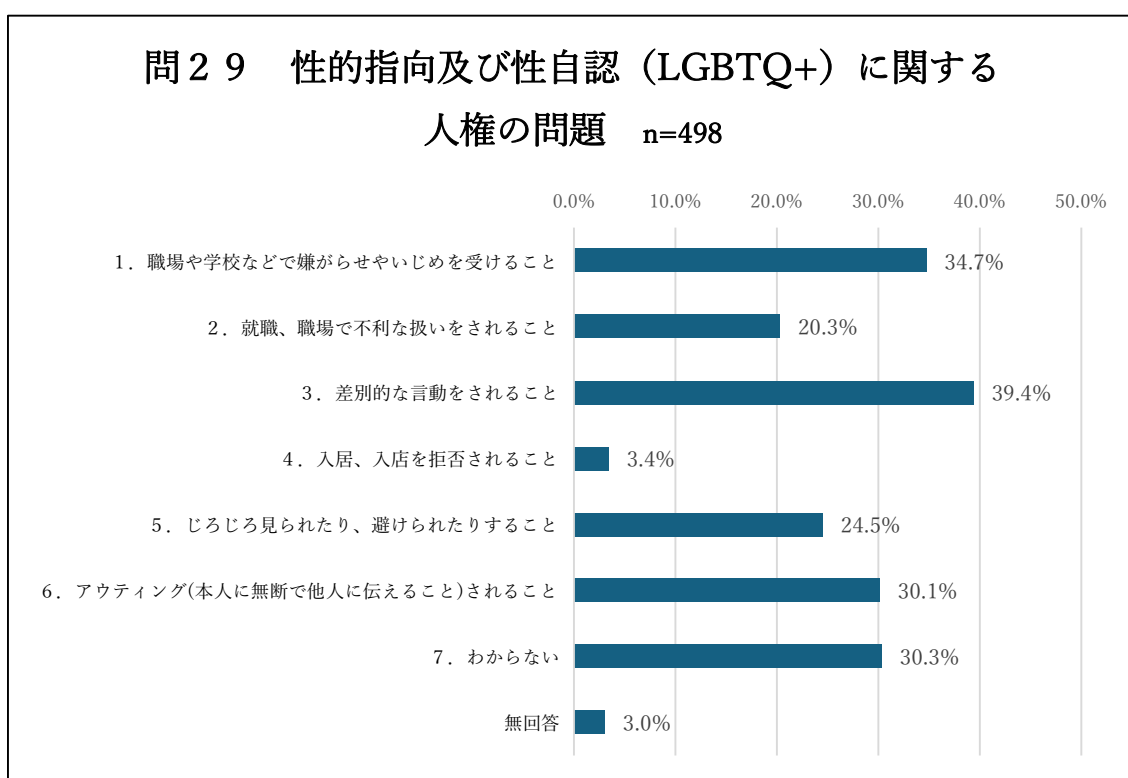
インターネットによる人権侵害を防ぐために必要なことで最も重要と考えられているのは、「違法な情報発信者に対し、罰則も含む法律の制定」の63.5%であり、これに「違法な情報発信に対するプロバイダ等への監視、取締りを強化すること」の58.0%、「プロバイダ等に対し情報の停止、削除を義務化すること」の41.0%が続いている。

内閣府調査では、「プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務付ける法的規制をすること」が63.9%で最も多く、次いで「プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を含む対応を求めること」が59.5%、「人権を侵害する違法な情報に対する監視・取締りを行うこと」が58.0%と多かった。今回の調査と同様に、プロバイダーによる情報規制を強化することを求める内容が多い傾向だった。

(12) 性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権

問29 あなたは、性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権について、現在どのような問題があると思いますか。(〇は最大3つまで)

性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権の問題について聞いたものである。



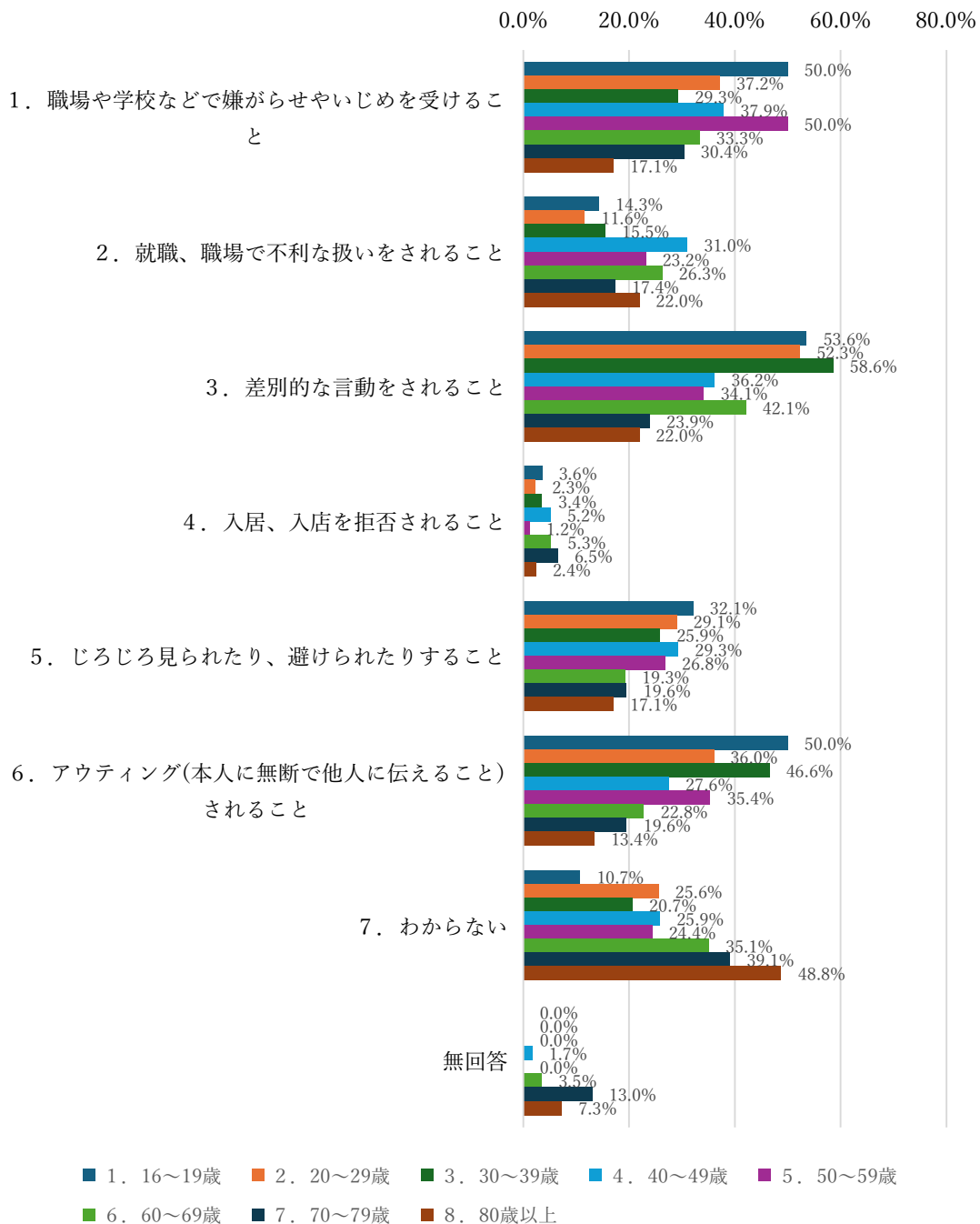
項目	回答数	割合
職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること	173	34.7%
就職、職場で不利な扱いをされること	101	20.3%
差別的な言動をされること	196	39.4%
入居、入店を拒否されること	17	3.4%
じろじろ見られたり、避けられたりすること	122	24.5%
アウティング(本人に無断で他人に伝えること)されること	150	30.1%
わからない	151	30.3%
無回答	15	3.0%

性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権の問題として最も多く選ばれていたのは、「差別的な言動をされること」の 39.4%で、これに次いで「職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること」の 34.7%、「アウティング(本人に無断で他人に伝えること)されること」の 30.1%が多くなっていた。また、「わからない」が 30.3%で、全体の 3 位と多かった。性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人権問題は、ハンセン病や感染症患者に関するものよりもメディアで扱われることが比較的多いにもかかわらず、「わからない」の回答が多く、人権課題としての理解が十分ではないことが明らかになった。

前回調査では、「差別的な言動をされること」が 45.0%で最も多く、今回の結果と同様であった。これに次いでいたのは、「じろじろと見られたり、避けられたりすること」の 33.7%、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の 29.2%が多くなっており、今回の結果の第 2 位と第 3 位の順が逆になっていた。

問 2 9 性的指向及び性自認（LGBTQ+）に関する 人権の問題

合計 n=498 10歳代 n=28 20歳代 n=86 30歳代 n=58 40歳代 n=58
50歳代 n=82 60歳代 n=57 70歳代 n=46 80歳以上 n=82



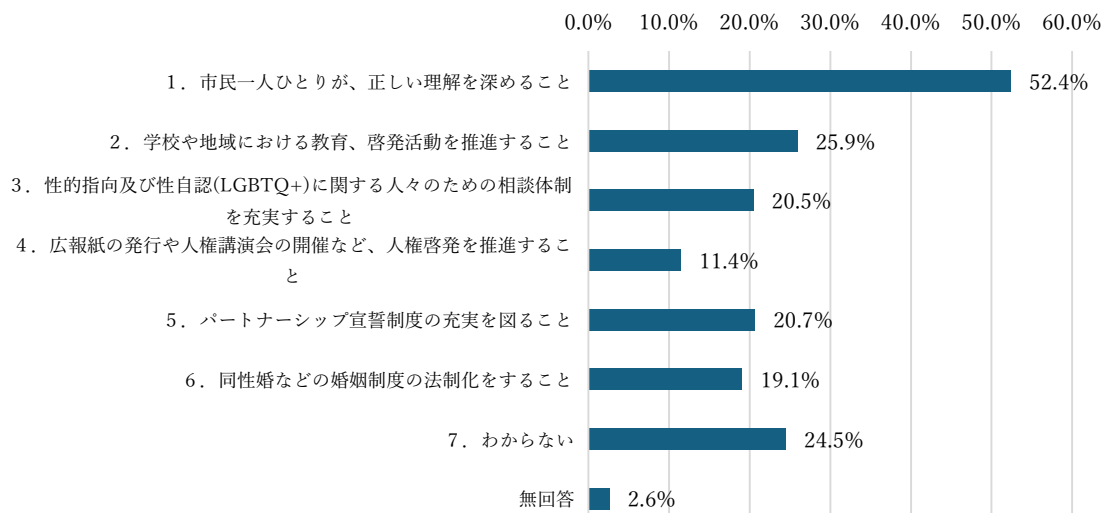
	16～ 19 歳	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70～ 79 歳	80 歳 以上
職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること	50.0 %	37.2 %	29.3 %	37.9 %	50.0 %	33.3 %	30.4 %	17.1 %
就職、職場で不利な扱いをされること	14.3 %	11.6 %	15.5 %	31.0 %	23.2 %	26.3 %	17.4 %	22.0 %
差別的な言動をされること	53.6 %	52.3 %	58.6 %	36.2 %	34.1 %	42.1 %	23.9 %	22.0 %
入居、入店を拒否されること	3.6% %	2.3% %	3.4% %	5.2% %	1.2% %	5.3% %	6.5% %	2.4% %
じろじろ見られたり、避けられたりすること	32.1 %	29.1 %	25.9 %	29.3 %	26.8 %	19.3 %	19.6 %	17.1 %
アウティング(本人に無断で他人に伝えること)されること	50.0 %	36.0 %	46.6 %	27.6 %	35.4 %	22.8 %	19.6 %	13.4 %
わからない	10.7 %	25.6 %	20.7 %	25.9 %	24.4 %	35.1 %	39.1 %	48.8 %
無回答	0.0% %	0.0% %	0.0% %	1.7% %	0.0% %	3.5% %	13.0 %	7.3% %

年代別に見ると、「就職、職場で不利な扱いをされること」以外の項目で年代が下がるほど回答が増えている。また、「わからない」の回答は年代が上がるほど割合が高くなっている。

問30 あなたは、性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は最大3つまで)

性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権を守るために必要なこと聞いたものである。

問30 性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する
人権を守るために必要なこと n=498



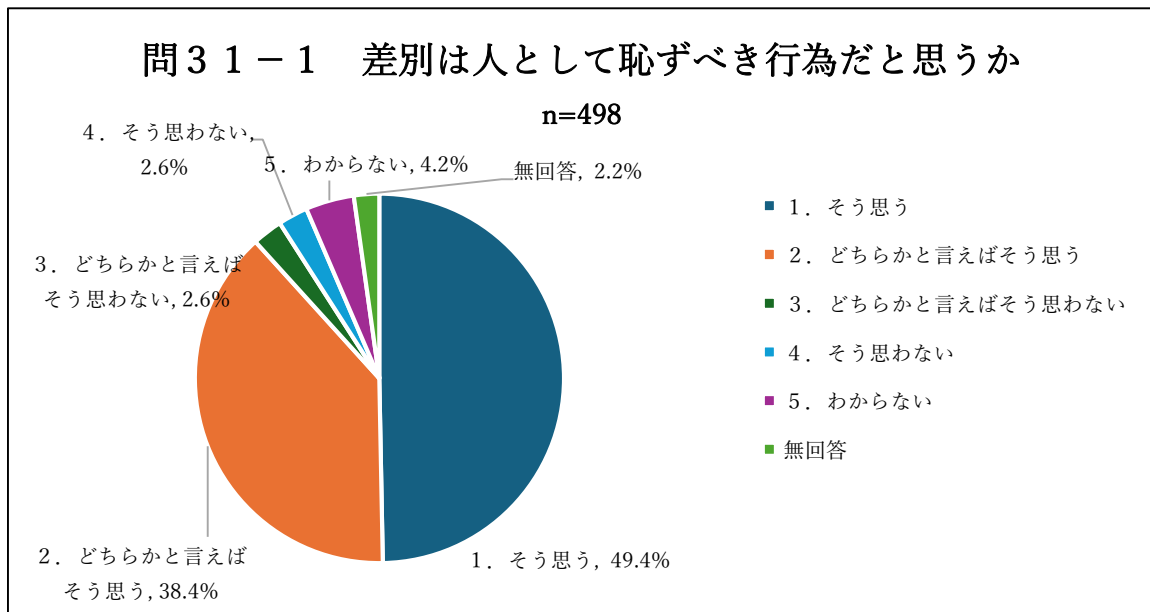
項目	回答数	割合
市民一人ひとりが、正しい理解を深めること	261	52.4%
学校や地域における教育、啓発活動を推進すること	129	25.9%
性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々のための相談体制を充実すること	102	20.5%
広報紙の発行や人権講演会の開催など、人権啓発を推進すること	57	11.4%
パートナーシップ宣誓制度の充実を図ること	103	20.7%
同性婚などの婚姻制度の法制化をすること	95	19.1%
わからない	122	24.5%
無回答	13	2.6%

性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権を守るために最も必要と考えられているのは、「市民一人ひとりが、正しい理解を深めること」の52.4%であり、これに「学校や地域における教育、啓発活動を推進すること」の25.9%、「パートナーシップ宣誓制度の充実を図ること」の20.7%が続いている。また、「わからない」も24.5%あった。前設問で「わからない」が多かった半面、この設問では正しい理解の浸透の必要性が意識されていることが明らかとなった。

3. 差別に対する考え方について

問3 1－1 差別は人として、もっとも恥ずべき行為の一つだと思う。(○は1つ)

差別を恥ずべき行為と考えているかどうかの認識を聞いたものである。



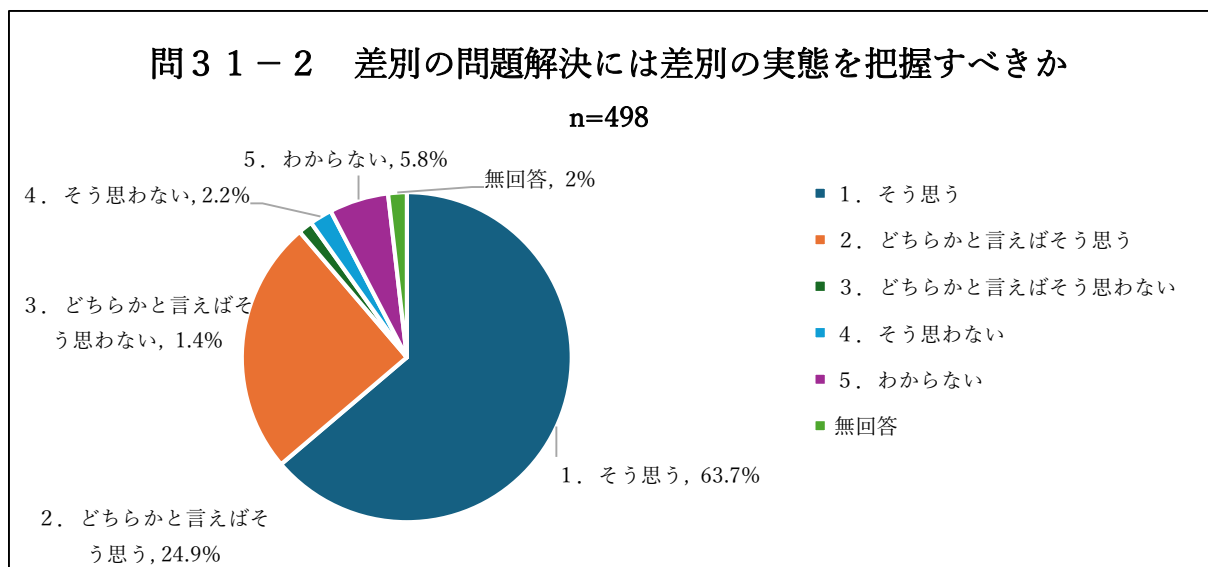
項目	回答数	割合
そう思う	246	49.4%
どちらかといえばそう思う	191	38.4%
どちらかといえばそう思わない	13	2.6%
そう思わない	13	2.6%
わからない	21	4.2%
無回答	11	2.2%

差別は恥ずべき行為と認識しているかは、約半数の 49.6%が「そう思う」と回答し、「どちらかといえばそう思う」の 38.4%を合せると、88.0%と大多数が差別は恥ずべき行為との認識を持っていることがわかった。

前回調査では、「そう思う」が 50.8%、「どちらかといえばそう思う」が 36.9%と今回調査と同様の結果だった。

問3 1－2 差別の問題を解決するには、まず、差別の実態をきちんと把握すべきだと思う。(○は1つ)

差別の問題解決のための実態把握の必要性の意識を聞いたものである。



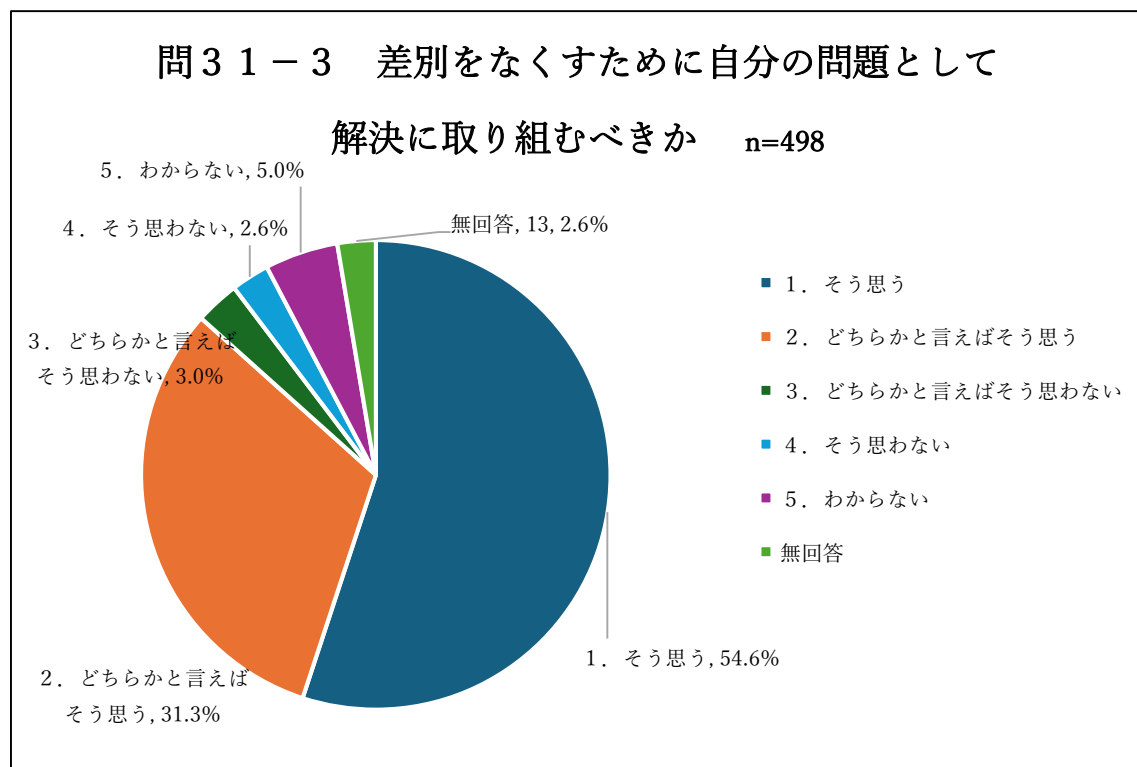
項目	回答数	割合
そう思う	317	63.7%
どちらかといえばそう思う	124	24.9%
どちらかといえばそう思わない	7	1.4%
そう思わない	11	2.2%
わからない	29	5.8%
無回答	9	1.8%

差別解消のための意識の実態把握の必要性は、「そう思う」が 63.7%、「どちらかといえばそう思う」が 24.9%で、これらを合せると 88.6%と圧倒的多数が実態把握を必要と考えていた。

前回調査では、「そう思う」が 60.2%、「どちらかといえばそう思う」が 26.8%でこれらを合わせると 87.0%だったので、これらの 2 項目の合計では今回調査のほうが若干増加しており、特に「そう思う」は前回から 3.5 ポイント増加している。

問3 1－3 差別をなくすためには、一人ひとりが自分の問題として解決に取り組むべきだと思う。(○は1つ)

差別をなくすために自分の問題として解決に取り組むべきとの意識について聞いたものである。



項目	回答数	割合
そう思う	272	54.6%
どちらかといえばそう思う	156	31.3%
どちらかといえばそう思わない	15	3.0%
そう思わない	13	2.6%
わからない	25	5.0%
無回答	13	2.6%

差別をなくすために自分の問題として解決に取り組むべきという考えは、「そう思う」が 54.6%、「どちらかといえばそう思う」が 31.3%でこれらを

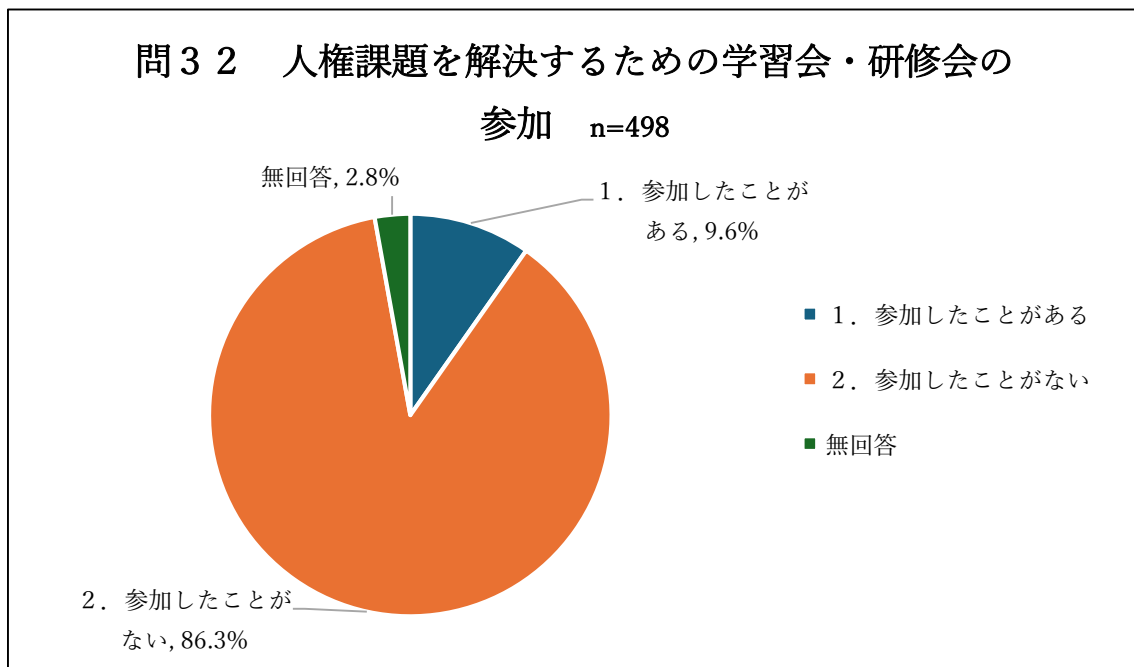
合せると 85.9% と圧倒的多数が自分の問題として取り組むべきと考えている。

前回調査では、「そう思う」が 53.2%、「どちらかといえばそう思う」が 32.8%で、これらを合わせると 86.0%だったので、合計は同等だが「そう思う」の割合が若干増加した。

4. 人権啓発について

問3 2 あなたは、過去1年間で人権課題を解決するための学習会や講演会に参加したことがありますか。(○は1つ)

人権課題を解決するための学習会や講演会の参加について聞いたものである。

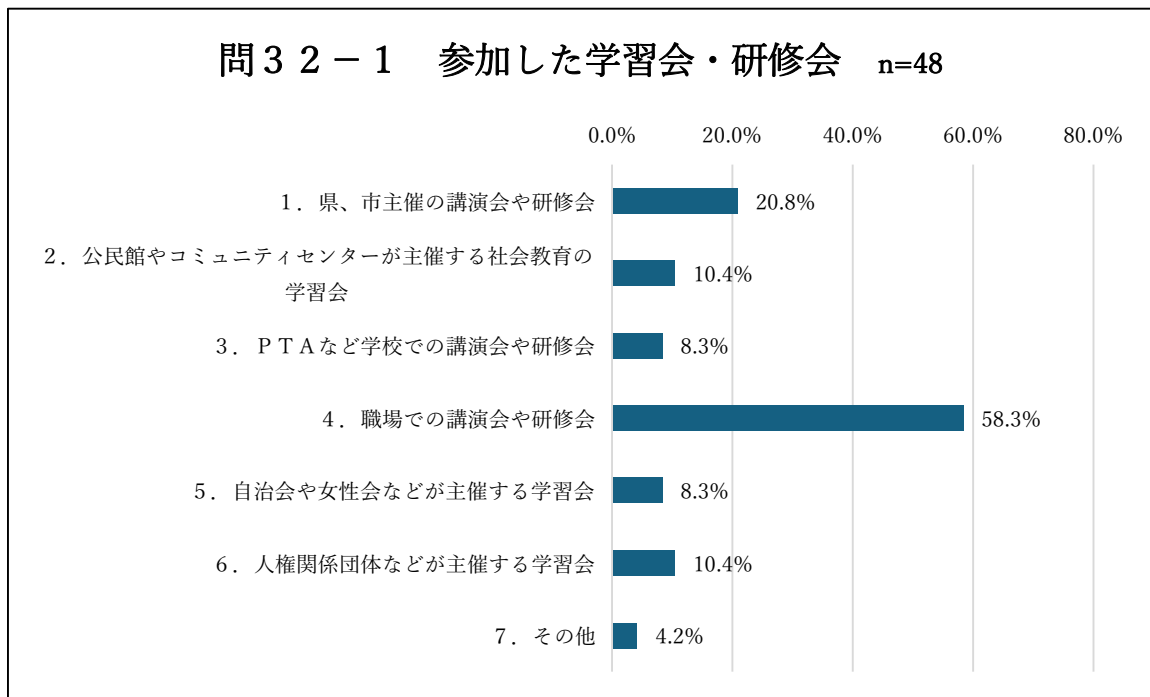


項目	回答数	割合
参加したことがある	48	9.6%
参加したことがない	430	86.3%
無回答	14	2.8%

人権に関する学びの場への参加については、「参加したことがない」が86.3%と圧倒的に多く、「参加したことがある」の9.6%と大きく差があった。前回調査では、「参加したことがない」が85.6%だったので若干増加している。

問3 2—1 <「参加したことがある」の回答者について>参加したのは次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

参加したことがあると回答した人に対し、どんな学習会・研修会に参加したのか聞いたものである。



項目	回答数	割合
県、市主催の講演会や研修会	10	20.8%
公民館やコミュニティセンターが主催する社会教育の学習会	5	10.4%
PTAなど学校での講演会や研修会	4	8.3%
職場での講演会や研修会	28	58.3%
自治会や女性会などが主催する学習会	4	8.3%
人権関係団体などが主催する学習会	5	10.4%
その他	2	4.2%

人権に関する学びの場に「参加した」と答えた回答者への質問として、どのようなものに参加したか聞くと、「職場での講演会や研修会」が 58.3%で最も多く、次いで「県、市主催の講演会や研修会」が 20.8%、「公民館やコミュニ

ティセンターが主催する社会教育の学習会」及び「人権関係団体などが主催する学習会」が 10.4%と続いていた。

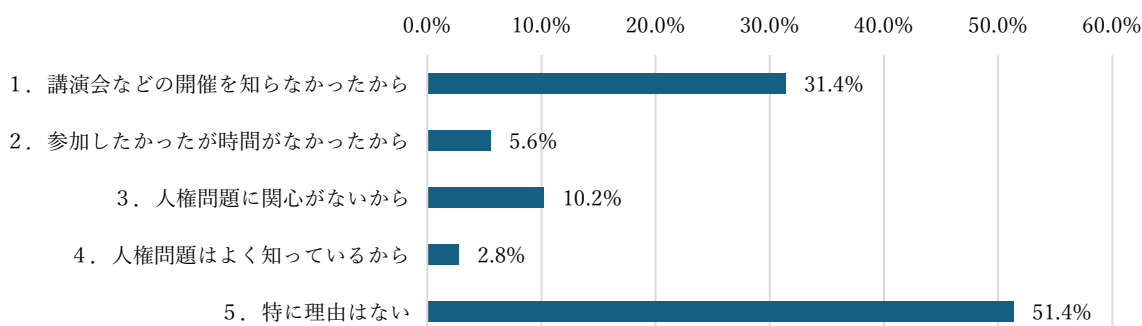
前回調査では、「職場での講演会や研修会」が 62.5%で最も多く、次いで「県、市主催の講演会や研修会」が 25.0%、「自治会や女性会などが主催する学習会」が 10.4%と今回と同様に職場や公的機関のものに参加していることがわかった。

問3 2—2 <「参加したことがない」の回答者について>参加したことがない理由は次のうちどれですか。(○は1つ)

参加したことがないと回答した人に対し、参加したことがない理由を聞いたものである。

問3 2—2 学習会・研修会に参加したことがない理由

n=430



項目	回答数	割合
講演会などの開催を知らなかったから	135	31.4%
参加したかったが時間がなかったから	24	5.6%
人権問題に関心がないから	44	10.2%
人権問題はよく知っているから	12	2.8%
特に理由はない	221	51.4%

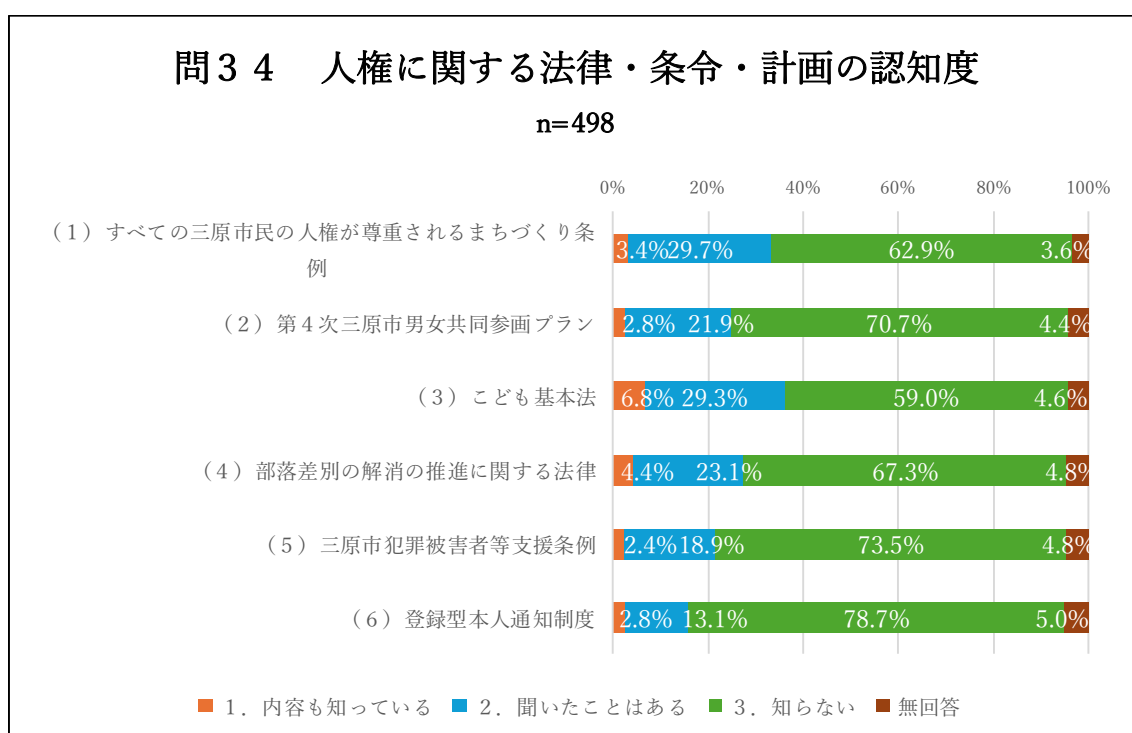
人権に関する学びの場に「参加したことがない」と答えた回答者への質問として、なぜ参加したことがないのかの質問では、「特に理由はない」が 51.4%で最も多く、次いで「講演会などの開催を知らなかった」の 31.4%、「人権問題に関心がないから」の 10.2%に続いていた。

前回調査では、「特に理由はない」が 57.1%で最も多く、次いで「講演会などの開催を知らなかった」の 28.3%が多いのは同様の結果だった。しかし、「人権問題に関心がないから」は前回調査では 6.2%だったのに対し、今回は 10.2%と 4.0 ポイント増加していた。

※問33は、別表（P100～P103）のとおり

問34 あなたは、次の人権に関する法律や条例、計画等を知っていますか。
（○はそれぞれ1つ）

様々な人権施策や計画等の認知度を聞いたものである。



	1. 内容も知っている	2. 聞いたことはある	3. 知らない	無回答
(1) すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例	3.4%	29.7%	62.9%	3.6%
(2) 第4次三原市男女共同参画プラン	2.8%	21.9%	70.7%	4.4%
(3) こども基本法	6.8%	29.3%	59.0%	4.6%
(4) 部落差別の解消の推進に関する法律	4.4%	23.1%	67.3%	4.8%
(5) 三原市犯罪被害者等支援条例	2.4%	18.9%	73.5%	4.8%
(6) 登録型本人通知制度	2.8%	13.1%	78.7%	5.0%

人権施策や計画等の認知度は、全ての項目について「知らない」が最も多く、認知度が低いことがわかった。特に「登録型本人通知制度」は「知らない」の回答が78.7%で最も多かった。反対に、「内容も知っている」の回答が最も多かったものは、「こども基本法」の6.8%だった。「こども基本法」は、「知らない」が59.0%と最も少なく、これらの項目の中では最も認知度が高かった。

第Ⅳ章 調査結果のまとめ

1. 人権の課題の広範化

今回の調査は、平成 29(2017)年度に行った前回調査から 8 年を経て、市民の人権意識の傾向の変化を見ることができた。各人権課題についての設問では、多くの項目では、前回調査と同様の傾向を示していた。

そのなかで、女性の人権課題については、家庭内での女性の役割意識が前回調査よりも今回の調査では低くなっていた。外国人の人権課題への対応策では、外国人自身が日本の文化や社会を理解することを求める回答が相互に理解を深める趣旨の回答よりも多かった。この 7 年間の男女共同参画社会づくりの施策や外国人との関わりの増大などが影響を与えたのか、興味深い結果となっていた。

また、各人権課題の設問において、「わからない」と回答している割合を見ると、高齢者、子ども、障害者、インターネットなどの人権課題の内容を聞く項目で「わからない」と回答したのは、いずれも 10%未満だった。反対に、「わからない」との回答が多かったのは、アイヌの人々、ハンセン病患者・元患者やその家族で、「わからない」の回答が半数近くであった。今回の調査の設問で問うたそれぞれの人権課題は、いずれも私たちの社会において重要な人権課題のひとつとしてメディアでの取り上げや啓発が広く行われているものである。

しかし、実際の市民の人権課題としての問題意識の浸透度には、差があることがわかった。高齢者や子どもの人権課題のように、課題の当事者が社会のなかに広く存在するものもあれば、アイヌの人々やハンセン病に関する当事者など社会のなかで人数が多くない人権課題もある。私たちは、人権課題の当事者数の多少で人権課題の理解の濃淡をつくることのないように、広範な人権課題の問題意識を形成し、それを維持することが必要である。

2. 同和問題の啓発の潜在化

人権課題の原点ともいえる同和問題は、著しく問題意識の低下がみられたことも今回の調査結果の特徴と言える。同和問題の有無について「わからない」の回答が半数を超え、「同和問題はもうない」との回答した理由で自分の周りに問題状況を見ないからとの回答が多くを占め、どんどん私たちのまわりから同和

問題が遠く感じられている状況が見られた。しかし、一方ではSNSなどで同和問題にかかる人権侵害の情報の拡散が広くみられており、問題状況は潜在化しながら広がりを見せている。

このような状況のなか、同和問題を知ったきっかけが学校教育の場である割合が突出して高いことから、学校での同和教育を維持することが重要と言える。同時に、学校以外に家庭や地域ですべての市民が同和問題を受動的な理解にとどまることなく、自分たちの生活に関わるリアリティを持った課題としての意識を高めることが求められると言えるだろう。

幸いにも、差別をなくすために自分の問題として解決に取り組む意識は、8割以上が取り組むべきと考えている。同和問題も差別の重要な問題として理解を深めるための施策を維持することで、差別の解消や軽減に対し希望が持てると言えるだろう。

3. 日常のコミュニケーションにおける人権課題の理解の深化

今回の調査の冒頭の設問において日常の中で人権問題を話し合い機会の有無について聞いた結果を見ると、話し合いがないとの回答が7割以上あった。日常生活のコミュニケーションのなかで、人権のことが話題にはほとんど出ていない現状が明らかになった。

また、人権啓発の設問において、人権課題を解決するための学習会や講演会に参加したことがないという回答が前回調査と同様に8割以上だったことは、大きな課題と言える。さらに、参加したことがない人を対象にその理由を問うと、特に理由がないとの回答が半数にのぼっていた。

人権課題の特徴として、私たちが他者と“コミュニケーションを図る”ことで、人権侵害の考えを拡散し深化してしまう側面と、反対に自分や相手の人権侵害の考えに気づき是正する側面を併せ持つ両義性がある。私たちの日常生活において、人権課題について話すこともなく、学習することもないなかでは、私たちの人権課題への気づきや学びが深まることは期待できない。あらためて、人権課題の現状や問題点について、広く話題にし学ぶ機会づくりを広げることが求められると言える。

4. 社会保障・社会福祉の施策への問題提起の必要性

今回の調査のなかで、高齢者・障害者・子どもの人権課題について問題と捉えられている内容には、虐待、貧困、失業、年金、医療など社会保障・社会福祉施策が不十分な結果生じているものが多くあげられていた。

歴史的に見ても社会保障・社会福祉の法制度は、国民が直面する生活課題を人権課題としてとらえ、その解決への公的対策の必要性を問う国民運動のなかで発展してきた。

今回の調査で明らかになった人権課題のうち、社会保障・社会福祉施策の問題点については、地方自治体や保健・医療・福祉・介護の専門機関・専門職など法制度に関わる立場の人に対して積極的に問題提起をして、三原市民の誰もが住みやすい社会づくりに寄与する行動が必要である。

第Ⅴ章 資料

1 自由記述

<問33>あなたは人権について理解を深めていくためには、どのような取組が必要だと思いますか。

※意見は主なもの（原文のとおり掲載しています。）

三原市が障害者、高齢者（認知症カフェ的なもの）、LGBTQ、外国人の方々と協力して、それぞれの楽しいイベントを考えて実施してほしい。まずは知ってもらうことだと思う。続けていくうちにその人達のことを知って、理解、考えるキッカケになっていくと思う
当事者であったり、身近な人にいなければ自分ごととして考えることはできない。学校や職場などの自由参加ではなくほぼ義務的な場での研修や講演をすることは、理解を深めるまではいかなくても知ってもらったり、考えたりするきっかけにはなると思う。
小さい頃からの教育、ネット上など過度な書き込みに対する罰則
子供の頃から身近な課題(問題ではない)にあればいいと思う。学校なり家庭なりで、知る機会が増えれば興味を持ち調べていくこともあると思う。
大きな課題がありすぎて全てを解消する手は個人的な困難な課題だと捉えています。間違った情報は特に今の世で急激に拡まったSNSにより振り回されます。便利な世の中となった半面、様々な人権、差別意識が過去とはまた違った形で情報として飛びかい住みづらい一面感じます。
自分とは違う、知らない、不安、そんなところから他者との偏見や溝が出来るのかと思います。まずは知るところから。
各人権問題について知ることが必要。だが、自分に関係ないことについては知ろうとしないし知る機会もない。仕方がないと思う。自分がその立場にならないと考えない。子供が障害をもって生まれなければ全く知らなかった世界にいる今はそう強く思う。あたり前に周囲に関係者がいないと無理。あきらめている。20年以上障害のある子供を育てた親の感想です。
人権は日本に住む人の当然の権利であるが、学校で教わる事では足りないと思うので、主に子供や女性、障害、病気を持つ方への理解を深めて差別が起きない為にもっと深く、専門家をまじえて学校や職場で講演会等を行った方が良い。
人権に関する講演会、交流会を積極的に行うこと。SNSなどを使って人権について発信する
差別の実態を理解していないので、現実におきている差別事象を広く一般の人々に伝えることをまず市として始めて欲しい。
以前、図書館で勤めており、同和問題を含む、人権意識について人より学ぶ機会があったと思っています。現代生きていく中で、新しい問題（LGBTQ、外国人等）は自然と人々の間で話題になりますが、古い問題（同和問題、ハンセン病等）は知らない人も多くいるでしょう。忘れられていくことが差別が消えると考えるのでなければ、啓発活動が大切だと思います。
具体的な事例を知りかつ多くの人々と人間としての知識を共有し周囲に人にもおすすめしていくこと、でもなかなか実行するには勇気がいる!! 人事のように考えている自分がいる!!
日常生活に支障は無いのか？結婚等の時に現れていると思う。これは人間性への教育が必要だと思います
学校での教育、ドラマや映画などで幅広い年代の人々に知ってもらう機会を作ること
まずは他人事だと思わないこと。自分のできることは何か考える
どのような人でも個人としてのその人を認めてあげる、10人いれば10通りの人がいるので、自分と違うのがあたりまえである。意見が違うのがあたりまえである。1つの答えを出す。まとめる必要はない

すべての人が平等である事が大事。知らず知らず人をきずつけてしまう事もあるので、1人1人が、考えて、近いしていく事が大切だと思う。
公務員、教職員の方向けての市主催の(県主催?)の講演会の組合より強制で参加しました。一方で一般の方はとても少なかったため、三原市内など中心部でイベントなどもかねて実施するなどが必要だと思います。特に子ども達はとても柔軟な考えを持っているので、幼少期から様々な価値観、考えがあるのだという導入づくりとして企画してハードルを下げてほしいと思います。
偏見をもたずに、みんな平等に接していくことが必要だと思う。たとえ、LGBTQや障害者などの人が、学校や職場・地域などにいたとしても偏見で差別せずに、一人の人間として過ごしていく。苦手な人でもその人を第3者に悪く言わないことも必要だと思う。
“この人は障害者”“この人は外国人”等、枠組みで考えると差別がうまれやすいと思うので、フラットに皆と付き合うべきだと思う。取組としては、一人一人の理解を深めるためのものがあればいいのかな
今の日本は、人権が守られているのでしょうか？日本国憲法では、衣食住が保障されているのですが、年金の少ない老人の貧困生活や、シングルマザーのシングルマザーの貧困で子供を殺す事件ニュースなどで目にします。そういう人たちが、安心してして暮らせる日本にしたいので
人は誰しも多かれ少なかれ差別心を持ち、偏見を持っていると私は思っている。教育や人権啓発活動で自分の差別心や偏見に気づくことで、行動することができる。人は弱いもの。ストレスが負担になれば自殺することもある。相談できる人・体制を作っていくことが大切。
一人ひとりが良く考えないといけませんが、自分の事ではないと思っている方が多い為、分かりやすく説明等行う必要がある。
興味を持てる人権についての講演会などに参加していく事から始めていくのが必要なのかなと思いました。
小学校から習うべきかもしれない。親からだとは違った認識をあたえ、逆効果。市の担当者、理解者から伝うべきかと思う。
学生時代の勉強の他に社会に出た時にも人権について学ぶ機会を作るべきだと思う。講演会だけではなく、会社などでも研修という形でしたりするなど。
世の中では、差別の解決問題に人それぞれの生活を渡り無理に克服しなくても自分らしく生きるためにも自分自身の権利を主張するだけでなく、他者の人権を守る義務も伴います。人々が生活しやすい環境も大事だとそう思います！
人から人へと伝えられることが多いと思うので、一人一人がことの真実・事実を良く理解して、良い加減なことを他人に伝えないこと、親→子、又友人→友人とかいろいろ。
差別などを受けている人の実際の声を聞き、その人たちが本当に願っている対策などをしていくべきだと思っています。
ここに挙げられている人権問題は、高齢者であるほど又田舎であるほど理解や改善がむずかしいと思う。地域で地道に研修会や交流を図るのも大切だが時間がかかる。こういうことこそ影響力のある「テレビ」などで頻繁に取り上げてくれたらスピード感をもって変われそうな気がする(テレビが好きなわけではない)。でもそれがすべてではない。個人の心の奥底にある偏見や誤解を解くのはむずかしい
一人ひとりが人権について理解するため学習の場を増やしたり目につく場所とポスターを設置したり、人権について身近に感じ、考えられる環境を作してほしいです
職場や学校等で人権問題についての勉強会を頻回に行い、日常的に意識出来る意識付けが必要だと思う。被害者にならないと分からない事が多いと思う為、講演会等の参加をライフスタイルに取り入れ関心を持つ事が必要だと思う。

今、私の職場には技能実習生が4人います。考え方や生活習慣もちがっているのも、最初は戸惑うことも多くありました。声が大きいこと、人の通り道でも平気で横になって休んだり、今でもおどろくことはたくさんありますが、話をする中で、お互いの文化を共有したり分かり合う努力をしてきました。どの国も素晴らしい文化のある国だと思うので、お互いの理解を食文化等身近な話題から進めていけば良いように思います。
テレビやSNSなどで根気強く発信していくしかないと思う。あとは、子どもへの犯罪が増えているので、親だけでなく子ども自身も自分の安全も守れるように子ども番組の合間などに危機感を持たせるような内容かつ分かりやすい言葉や絵で子どもにも注意してもらうようにする。
三原市民それぞれに人権についての考え方や取り組み内容に違いがあると思うので、人権問題の学習会や講演会をより多く実施し分かりやすくマンガ等で作成した教育ツールで啓発活動を推進したらどう年代や育ってきた(教育)環境にもよると思うが違いを知ること、一人一人小なり大なり違いがあることを認め合い、尊重し、共に生きてゆけたら良いと思うから、まずは人を知ること、こんな人がいるよ。こんな人もいるよ。産まれにもった障害や遺伝はかえれないし、場所も選べない、同じ人間同志認め合うには知ることが必要だと思う。
人権という内容がとてもセンシティブな内容なのでそう簡単にはいかないと思うが、少しポップに広める活動や取組があれば目にとまると思う。恥ずかしながら私自身、このアンケートに記入するまで人権の問題などは難しくてろくに考えた事無かったから理解を深めていくためにはもう少し砕けた発信があるとありがたい。
障がい児を持つ親として、もっと福祉が充実してほしいと感じます。放課後デイに通っていますが、日数が限られているし、そもそもデイが三原市は少ないと思います。今年度から祝日の利用がなくなって少し困っています。もっと相談できる場や病院（発達相談）が充実していたらよかったなと思います
新聞やテレビを見る事が少なくなりニュースも自分の見たい物だけ見れるので義務教育の間に正しく理解できる様になるとよいと思います
町内会にて、人権についての講話会を日時を決めて実施されたら良いかと思います。少しでもお集り頂けたら理解等深まり、また参加されていない方々は回覧(文章を纏める)をやっていけば必ず理解が深まって行くと思います。
一生のかいだだと思います。いつもは差別はないと思ってでも子供の入学・仕事となり、あの子は良くやるとかたいしたものとかついくらべてしまっている。自分達の事になるとなんだか差別・区別している時があると思う
人を思いやる気持ちを学校、家庭、社会全体で教育する必要がある。インターネット等で差別的発言や表現を目にしても流されない、しっかりとした考えを持てる人間に育てる必要があるのではないかな。実生活の中では、あまり人権について考える機会がないが、メディアから(TV等)の発信を増やす
もっと個々の人権問題に対する講演会や意見交換など理解を深める場を増やし個々の認識を高めたほうが良いと思われます。
人間が人間らしく自分の意思で生きていくためのだれからも侵されることのない基本的な権利を理解できない方々の多いこと残念でなりません
部落について最近するきっかけがありました。言葉は聞いたことがあっても、その中身までは知らなかった。インターネットで詳しく調べようとしてもあまり情報がのっていなかった。歴史をきちんと学ぶ機会が必要だと思った。知ったうえで、どうしていくべきか考えていくことが大事かなと思う。
人権についての意識が足りないとこの調査でわかりました。まず人権についてびんかんになることだと思います。

手軽に正しい知識を得られる機会を作る。講演会などは本当に興味のある人しかいない。そこまで興味が無い人でも手軽に情報が得られるよう、ネットやXなど手軽に情報を得られる方が良い。しかし正しい情報でないものも多く、公的な機関から正しい知識が手軽に発信される事が必要だと思う。そこで興味を持つ人が詳しい講演会等に参加すると思う。興味の無い、知らない人が正しい情報を得る機会を作るのが大切だと思う。
難しいことは教えず、人権の定義を教えることで、一人一人が人権について考えるきっかけを作る。身近な場所で起こる人権問題に目を向けて、疑問に感じることを調べて情報や知識を得る必要がある。
自分にどのような権利が保証されているか知ること
町内の回覧板などで、チラシなど簡単なものでいいので、人権についての簡単な読み物を作ってまわしてはどうか。自分で、人権についてパンフレットを取り寄せたり、講演に参加するのは、難しいと思う。大人になってから人権問題を学ぶのは、難しい。
個々人の心を豊かにすること、自分に余裕がないと他人の心配や配慮は愚かになりがちだと思いま
自分にはどのような行為や発言が人権の侵害が該当するのかよく分かりません、なので根本的に人権の侵害とはどこでラインを引けばいいのかわからないのです。そのため、大きな人権侵害(人権侵害に大も小もないかもしれませんが)ではなく些細な部分(街中で起きてそうな事)での人権侵害はどのような事例があるのか知りたいです。
特定の人差別にあっていてという現状を認識していないので、世の中で何が起きているのか認識する必要がある
各個人の考えの尊重、相手を思いやる気持ちの大切さをみんなが持つこと。個人の尊重と自分勝手な行いは別のものであることを周知すること。
人権についての講演を開くのだとしたら、もっと若い世代が興味を持てるようなタイトルや内容作りをした方がいいと思います。また、宣伝方法の幅も広げた方が多くの方が関心を持てると思います。
差別の根源は「無知」や「異物への恐怖・排除意識」といった、人間の本心にあると思う。それを克服し、本質的な理解を得るには、知識や経験を通じて学ぶしかないと思う。 実際、職場にインドネシアからの技術研修生3名を迎え入れる際、言語や文化、宗教の違いに対して不安があった。しかし、事前に最低限の知識を学び、理解を深めたうえで受け入れた結果、就労した彼女たちは優秀で明るく、積極的に日本語や技術や文化的な知識もグングンと吸収していった。もし知識を持たずに迎えていれば、自分たちから与える彼女らへの心象も酷い事になって、職場の雰囲気は悪化していたかもしれないし、逆に彼女たちが業務や日本の文化に対しても雑な態度を取ってれば、外国人に対する印象も悪くなっていただろう。つまり、相互理解は「学ぶ姿勢」と「誠実な関わり」があってこそ築かれるものであり、差別をなくすには、互いを知ろうとするために、組織と個人それぞれの努力
私の仕事は障害を持ってる人達と係る仕事です。一緒に買い物に行ったりご飯を食べに行ったり外に出る事が有ります。私が引率として健常者の方々から視線や棚から彼らが持った商品を戻した商品を小さなお子さんがお母様に持って行った時に棚に戻し少し奥にある同じ商品に交換した時、彼が触ったからかな?と思いました。まずは障害を持ってる方々は素晴らしい何やらの個性が有ります。感染する病気でも有りません。だから、義務教育である9年間で子供、親権者、等に偏見な目などないよう講義、講演、ふれあい等して頂きたいです。
人権と言ってもいろんな問題点から人権侵害が起こるので、それぞれ課題があると思います。だから、一括りにせずに対応していくことが大事かなと思います。
職場や学校などでもっと人権問題に関する研修などを開催するべき。当事者の意見などを聞く場所があればより理解が深まるのではないかと考える。

<最後の項目の自由記述> 人権問題や啓発活動、またこの調査についての意見や要望がありましたらお書きください。（原文のとおり掲載しています。）

人権問題の研修会や啓発活動は”固くるしい”というイメージがあると思います。難しい問題こそ入口はとってつきやすくするべきだと思います。アニメや有名人などを活用するなどして興味を持ちやすくし、漢字やカタカナ英語をちりばめたような分かりにくい内容ではなくシンプルな表現で問題の要点を理解できるような啓発活動に期待しています。
人権学習は自由な考えを言いにくい場で気をつかいます。逆にインターネットを介した中傷はひどいのでインターネットも厳しくして自由な考えを発しにくくしたほうがいいと思っています。
すべての人が幸せを感じられる「まち」になってほしいです。
啓発する側も啓発される側の立場が多様な意見があると理解しなければならないと思う。多様性が求められる現代、例えばLGBTQなど受け入れることができないという意見があってもそれを無視することはできないし、人権問題は今後解決することのない課題の1つであるように思う。
私をはじめとして、人権問題を自分のこととしてとらえていない人が、多くおられるのではないかと思います。自分の身にふりかかった時に、ようやく自分ごととして考え始める人が多いでしょう。この調査をもとに、どうしたらそんな人が自分ごととして考えるようになるか、対策をして欲しいです。
要望という訳ではありませんが各問題についての説明広報がどこにあるかまとめて知る方法をみはらし広報などに提示して頂けると有難いと思います 人権について 女性の人権について 少子について 高齢者について 障害者について
私は精神的な病気を持つ人間です。差別とは呼んでいいかわかりませんが、就労に関するハードル、派遣会社であれば契約継続のハードルを感じます。病気を持つ人間が自立して暮らせるように、行政のお方をお貸しいかだきたいです。障害者手帳をもらえない程度の病気の人間も、困っています。一番は雇用主の理解の低さだと思います。啓発活動など理解がすすむよう、お知恵をしばっていただきたく存じます。よろしくお願いします。
人権問題に関係なく、漫然と生活をしています。調査を通じて関心を持つことが大事なのだと思います。
人権問題は奥が深いのですぐに解決は難しいと思いますが、皆さんが真剣に取り組んで解決に向けて努力する必要があると思います。
このような調査への取り組みは、とても素晴らしいと思う。人権問題で悩んでいる人々を見放さないでいてくれるようなので、嬉しかった。ただ、アンケートなので表面的なことしか伝えられないのがもどかしく感じる。おそらく実際の例を聞いたり、どのような差別を受けて、その差別がどれだけその個人を苦しめ、実生活に影響を及ぼしているのか、アンケートでは近い できないと思う。理解ができなければ、人権問題の解決は難しいのではないかなと思う。差別はこれからも思い出す度に心を苦しめ、生きる気力を奪っていくもの。プライバシーの問題もあるので当事者に話を直接聞くのは難しいと思うが、人権問題で今も苦しんでいる人々がいること、その人たちへの寄り添いの心を忘れないでほしい。
男女差別では女性の意見が過度に尊重されてしまうのではないかなという不安もある。男性から女性のセクハラや性的発言・暴力が基本だとは思いますが、逆の可能性もゼロではない。女性が100悪くても時代的に男性が不利にもとなっていく。大事なのは男女”平等”ということ、そこには上も下もない。男性だから女性だからではなく、一人の人間としてという考えを持たないといけないと思う。外国人差別においては差別はよくないが、多くの同感を起こすのも外国人だということ、”日本”を守る為には外国人側の努力が必要ではないか。
人権については日常の生活の中で考えたことがなかったです。自分を守ろうと思った時に相手の気持ちになりそうすることが大切なあーと勇気が必要だと思いました。
人として重要性のある調査ですね。正確な情報を得るためにはアンケート調査は不可欠です。参加できたこと光栄に思います。
講演会などもっと多く開催して、多くの市民に啓発していくことが必要だと思う。差別を受けた本人様からの生の声を伝えることが多くの人に理解を深めてもらえるのではと考える。専門家や先生などではなく生身の苦しさを味わった人の話は心に響くのではないのでしょうか？

人権など不用（差別）全員が幸せに平和な世界が来る事を願ってまいります 戦争のない世界で有ります様に老人からの願いです
調査を通して、自分の考えを振り返る時間が持てました。人権問題ときくと弱いと思える側を保護する。教育を通して弱い側を守れるようにする…というイメージが私にはあります。ただ、色々な経験を通して、全てがそうとは思えない、という考えもできています。立場の異なる者同士、みんなが平等に生きていくのは難しいとも思いますし、どのように改善していくかも私にはイメージできていません。自分勝手な思いですが、せめて、自分達の子ども世代が、安全で、心も穏やかに過ごしていけるような現状になって欲しいなと思っています。
自分らしく生きるために、平等に人権が尊重されるためにも、暮らしに余裕が出来、心の余裕が育む事でも相手への(人権)関心や関り方が違ってくるのではないかと思います。正しい知識と教育、「見て見ぬふり」をしない態度が出来る人が増えれば良いと思います。
娘が妊娠、出産のため、退職せざるをえなくなりました。女性が女性であるために不利益を受けることについてもっと声を上げていかなければ、と思います。初の女性首相も誕生しました。私は女性天皇の誕生も楽しみにしています。男だから、女だから、という考え方を捨てて共同参画社会のための啓発活動を望みます。
これからの三原市の発展やイベント活動など広報、市民課のご活躍を期待しています。最も住みやすい三原市になるようにお祈りしています。
この調査については同じような解答を部内別に求めているが「人権」というひとくくりにしてやれば良いと思う。同じようなことを次々とやると、解答の意欲が途中でなくなってしまう。人権問題については、そういった人権を優遇しすぎると逆格差が生まれることも考慮してほしい。
人権問題の渦中にいる方々にとってこういった活動が光となっていると思います。私自身も常日頃から人権について考えたりする事はあまり無いですが、まずは知識を増やし、その上で社会生活を送り、そういった方々に少しでも手を差しのべられる人でありたいと思っています。今回の調査を有意義なものになるよう心から願っています。
LGBTQ+の方々への配慮が欲しい、トランスジェンダーで尚且つ、閉鎖性二分脊椎を患ったアセクシャルな自分からすれば、パートナーがADHDの精神障害者で、パートナーは「理解出来ているし尊重出来る」といながら実際は、同意の無い性的行為をしてしまう程理解が乏しい人達も居るわけで、誰しもがLGBTQ+に理解があっても実行に移せないという方もいる為、LGBTQ+の事を細かく分かりやすい持ち帰り可能の無料冊子を作ったり、無料参加できる「LGBTQ+について」等の講習があってもいいと思います。今頃TikTok等の動画サイトでさえLGBTQ+を細かく説明する動画を載せている方が居ますし、自分たちLGBTQ+の人からすれば、理解と配慮、講習での学びさえあってくれば、自殺や抱え込んで引きこもる等、苦しむ人達も少しは楽にはなるのでは無いでしょうか？
ルールを守る外国人を守る為に違法な事やルールを守らない外国人には強制送還していく必要がある。ルールを守られたら人権問題は起こらない。
男性の人権についての問題なども質問にあれば良いなと思いました。調査に必要な質問事項が少し多かったです。
人権の分野は、啓発、救済、いずれの方面から見ても一言では言い表せない難しさがあると思います。啓発活動については、その活動が形骸化しないように、救済活動については本当に助けを必要としている人に対して、その人の求めていることに可能な限り寄り添うことが大事なのではないかと思います。ただ「人権」という言葉を盾にして、過度な要求をする人もいないわけではないと思うので、行政としてできることできないことをご理解いただき、最終的には一人一人の人権意識を根気強く高めていくほかはないのかなというところに行き着きます。
人権問題に対して考えるいい機会であり、調査を行うことによって、より自分ごととして考えられるようになるのではないかと考えた。

人権 これをただの言葉のように感じてほしくない。大学で今国際生と仲良くしてたり、一緒に生活をしているが彼らやもちろんLGBTQ+に当てはまる人すべての人間がなんだかの人権を握っていることを気付かされたし、特に自分は当てはまらないと思っけていても自分にもなんだかの守られるべき人権があることを気付いてほしい。

まだまだ、人権に関する差別、偏見はあると思うので、人権の啓発活動をもっと積極的にすべきだと思う。どれだけ調査をして取り組もうとスタートしても人としての根本的な考え方を皆んなが理解をするまで終わらない問題だと思います。でも誰かがスタートを切らないと解決に一つも向かわない為この様なことは必要だと思います。頑張ってください！出来ることは少しずつ取り組んでいこうと思います。

三原市人権問題市民意識調査票

日頃から市政に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

三原市は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちを市民の皆様と共につくるために、「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」を令和5(2023)年10月に施行しました。

「人権」とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自身の意思で生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

しかし、私たちが暮らしている社会には、今もなお同和問題、女性、子ども等に対する人権課題や、情報化の進展によりインターネット等の人権侵害が顕在化しています。

本市では、すべての市民の人権が尊重されるまちの実現をめざし、皆様の人権問題に対する意識を把握し、今後の人権教育や啓発を進める基礎資料とするため本調査を実施します。

なお、調査対象者は、幅広い世代の考えを把握するために市内にお住まいの16歳以上の方（令和7(2025)年9月1日現在）の中から、2,000人を無作為で選出します。どうぞ、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

※「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例」については、右の二次元コードを読み取っていただき、ホームページをご覧ください。



【 回答にあたってのお願い 】

1 調査票はありのままを回答してください。

この調査票は、「無記名方式」です。回答には30分程度の時間がかかると見込まれます。調査結果は統計的に処理をしますので、回答していただいた方に、ご迷惑をお掛けすることはありません。

2 あなた自身についてお答えください。

この調査は、個人を対象としていますので、封筒のあて名の方がお答えください。

3 回答方法は、次の(1)または(2)のどちらかでお願いします。

(1) 郵送による回答

ご記入いただいた調査票は、同封の返送用封筒（切手不要）に入れて、10月31日（金）までに、ご返送ください。お名前、ご住所の記入は必要ありません。

(2) インターネットによる回答

右の二次元コードを読み取り、回答してください。

※WEBによる回答には、回答の際に通信料の負担が生じる場合があります。



4 この調査は、県立広島大学と協働で実施しています。

返信は、同封の返送用封筒に入れ、県立広島大学までお願いします。

回答の二次元コード

5 調査票の問い合わせ先

三原市生活環境部人権推進課（電話：0848-67-6044）〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

令和 7 (2025)年度 三原市人権問題市民意識調査

- ◆あなた自身のことについて、お聞きします。
該当するものに「○」をしてください。

〔性別〕 あなたの性別

1 男性	2 女性	3 どちらでもない	4 答えない
------	------	-----------	--------

※自認する性に○をつけてください。

〔年齢〕 あなたの年齢（令和 7 (2025)年 9 月 1 日現在）

1 16～19 歳	5 35～39 歳	9 55～59 歳	13 75～79 歳
2 20～24 歳	6 40～44 歳	10 60～64 歳	14 80 歳以上
3 25～29 歳	7 45～49 歳	11 65～69 歳	
4 30～34 歳	8 50～54 歳	12 70～74 歳	

〔職業〕 あなたの職業

1 会社員、団体職員	7 パート、アルバイト
2 公務員、教職員	8 家事従事者
3 自営業	9 生徒、学生
4 自由業（開業医、弁護士、芸術家等）	10 その他（ ）
5 農林水産業	11 無職
6 契約社員、派遣社員	

〔地域〕 あなたのお住まいの地域

1 三原地域	2 本郷地域	3 久井地域	4 大和地域
--------	--------	--------	--------

【第 1 章 あなた自身の人権について】

《全員の方にお聞きします》

〔問 1〕 あなたは、この 1 年間で誰かと人権問題について話し合うことがありましたか。 （○は 1 つ）

1 ある → <u>問 1-1 へ進む</u>	2 ない → <u>問 2 へ進む</u>
-------------------------	-----------------------

〔問 1-1〕 問1で「ある」と答えた方にお聞きします。

話し合った内容は何か。 （〇はいくつでも）

- | | |
|------------------------------------|----------------------------|
| 1 女性の人権 | 10 刑を終えて出所した人やその家族の人権 |
| 2 子どもの人権 | 11 犯罪被害者やその家族などの人権 |
| 3 高齢者の人権 | 12 インターネット上の人権侵害 |
| 4 障害者の人権 | 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者やその家族 |
| 5 同和問題（部落差別） | 14 ホームレスの人権 |
| 6 アイヌの人々の人権 | 15 性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人権 |
| 7 外国人の人権 | 16 人身取引に関する人権侵害 |
| 8 感染症（エイズ、肝炎、新型コロナウィルス等）患者やその家族の人権 | 17 震災時の災害に起因する差別や偏見 |
| 9 ハンセン病患者、元患者やその家族の人権 | 18 ゲノム（遺伝情報）に関する人権 |

《全員の方にお聞きします》

〔問 2〕 あなたの人権は守られていると思いますか。 （〇は1つ）

- | | | | |
|--------------|--------------------|-----------|--------------------|
| 1 守られている | → <u>問 3 へ進む</u> | 4 守られていない | → <u>問 2-1 へ進む</u> |
| 2 ほぼ守られている | → <u>問 3 へ進む</u> | 5 わからない | → <u>問 3 へ進む</u> |
| 3 あまり守られていない | → <u>問 2-1 へ進む</u> | | |

〔問 2-1〕 問2で「あまり守られていない」、「守られていない」と答えた理由で、思い当たるものは何か。 （〇はいくつでも）

- | |
|--|
| 1 根拠のないあらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 |
| 2 暴力、強迫、虐待、強要 |
| 3 差別的取扱い（出身地、家柄、人種、性別、年齢、障害の有無等による不平等、不利益な取扱い） |
| 4 地域などでの嫌がらせ |
| 5 職場や学校での嫌がらせやいじめ |
| 6 プライバシーの侵害 |
| 7 セクハラ（性的嫌がらせ）やパワハラ（職務上適正な範囲を超えて苦痛を与える行為）などのハラスメント |
| 8 ドメスティックバイオレンス（配偶者やパートナーからの暴力） |
| 9 ストーカー行為 |
| 10 その他（ ） |

《全員の方にお聞きします》

〔問3〕あなたは他人の人権を侵害したり、差別をしたりしたことがありますか。

（〇は1つ）

- | | |
|------------------------|---------|
| 1 あると思う | 3 ないと思う |
| 2 自分は気づいていないがあったかもしれない | 4 わからない |

【第2章 さまざまな人権問題について】

（1）女性の人権

《全員の方にお聞きします》

〔問4〕あなたは、女性の人権について、現在どのような問題があると思いますか。

（〇は最大3つまで）

- | |
|--|
| 1 「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な役割分担意識があること |
| 2 職場や学校などでセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)を受けること |
| 3 親しい関係にある配偶者やパートナーからの暴力(暴言、行動の監視を含む)を受けること |
| 4 就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違いがあること |
| 5 売春や買春、テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報の対象となっていること |
| 6 政策や方針を決定する時に女性が十分参画していないことや、参画できないこと |
| 7 妊娠、出産等を理由として職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること |
| 8 わからない |

〔問5〕あなたは、女性の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は最大3つまで）

- | |
|---|
| 1 女性のための相談体制を充実すること |
| 2 女性の人権を守るための教育、啓発活動を推進すること |
| 3 女性の就労の環境整備（管理職への登用や、就労に不利にならない家事、育児、介護などの制度）をすること |
| 4 女性への暴力など犯罪の取締りを強化すること |
| 5 性別による役割分担意識を解消すること |
| 6 夫婦別姓、選択制の法制化をすること |
| 7 さまざまな意思決定や方針決定の場への女性参画を促進すること |
| 8 年金など社会保障制度の男女格差の見直し |
| 9 わからない |

(2) 子どもの人権

《全員の方にお聞きします》

〔問6〕あなたは、子どもの人権について、現在どのような問題があると思いますか。

(○は最大3つまで)

- 1 子どもが親から暴力を受けること
- 2 子どもが意見を言う場がないこと
- 3 「仲間はずれ」や「無視」などのいじめをしたり、されたりすること
- 4 子どもが先生から体罰を受けること
- 5 児童買春、児童へのわいせつ行為などの犯罪に巻き込まれること
- 6 子どもに親が食事を与えないなど、子どもの養育を放棄すること
- 7 進学や就職に際して、子どもの意見を親が無視すること
- 8 子どもが成績や学歴だけで判断されること
- 9 わからない

〔問7〕あなたは、子どもの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は最大3つまで)

- 1 子どものための相談体制を充実すること
- 2 子どもの人権を守るための教育、啓発活動を推進すること
- 3 教職員の資質、能力を高めること
- 4 子どもがたくましく生きるための力を身につけること
- 5 子どもに、他人への思いやりや命の大切さを教えること
- 6 児童買春、児童へのわいせつ行為などの取締りを強化すること
- 7 子どもの個性を尊重すること
- 8 子どもが意見を言う場を設けること
- 9 わからない

(3) 高齢者の人権

《全員の方にお聞きします》

〔問8〕あなたは、高齢者の人権について、現在どのような問題があると思いますか。

(○は最大3つまで)

- 1 高齢者が地域や家庭内で意見や行動を尊重されず、邪魔者扱いされること
- 2 家庭内での看護や介護において嫌がらせや虐待をされること
- 3 病院での看護や高齢者の施設において嫌がらせや虐待をされること
- 4 高齢者が暮らしやすいまちづくりが十分でないこと
- 5 高齢者が働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと
- 6 高齢者が経済的に自立が困難なこと
- 7 高齢者が振り込め詐欺や悪徳商法の被害を受けること
- 8 わからない

〔問9〕あなたは、高齢者の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。

(○は最大3つまで)

- 1 高齢者のための相談体制を充実すること
- 2 高齢者の人権を守るための教育、啓発活動を推進すること
- 3 虐待予防策を充実すること
- 4 高齢者の就職機会を確保すること
- 5 高齢者が被害者となる犯罪の取締りを強化すること
- 6 高齢者和其他の世代との交流を促進すること
- 7 高齢者が自立して暮らしやすい環境を整備すること
- 8 介護体制や救急医療体制を充実すること
- 9 わからない

(4) 障害のある人たちの人権

《全員の方にお聞きします》

〔問 10〕 あなたは、障害のある人たちの人権について、現在どのような問題があると思いますか。 （○は最大3つまで）

- 1 結婚に際して、周囲から反対されること
- 2 就労の機会が少なく、不利な扱いを受けること
- 3 入居、入店が困難な施設が多いこと
- 4 スポーツ、文化、地域活動など気軽に参加できないこと
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 学校、職場、地域の中で合理的配慮を受けられないこと
- 7 介護などに係る人材不足や福祉施設、病院が少ないこと
- 8 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと
- 9 バリアフリー化(建物等の障害を取り除く)などの暮らしやすいまちづくりが図られていないこと
- 10 看護や介護において嫌がらせや虐待をされること
- 11 障害のある人の生活上の不便さなどに対する人々の認識が不足していること
- 12 わからない

〔問 11〕 あなたは、障害のある人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。 （○は最大3つまで）

- 1 障害のある人のための相談体制を充実すること
- 2 障害に対する正しい知識や人権を守るための啓発、広報活動を推進すること
- 3 障害のある人が自立して生活しやすい環境を整備すること
- 4 障害のある人と障害がない人との交流を促進すること
- 5 バリアフリー化を促進すること
- 6 合理的配慮など障害者差別解消法の内容を周知すること
- 7 虐待の予防策を充実すること
- 8 わからない

(5) 同和問題(部落差別)

《全員の方にお聞きます》

〔問 12〕 あなたは、現在、同和問題(部落差別)があると思いますか。 (○は1つ)

- 1 差別はまだある → 問 12-1、問 12-2 へ進む
- 2 差別はもうない → 問 12-3 へ進む
- 3 わからない → 問 13 へ進む

〔問 12-1〕 問 12 で「差別はまだある」と答えた方にお聞きます。どのような問題があると思いますか。 (○はいくつでも)

- 1 結婚や交際において、家族や周囲に反対されること
- 2 就職や職場において、不利な扱いを受けること
- 3 差別的な言動や落書きをされること
- 4 インターネットを利用した差別的な情報を掲載されること
- 5 出身地や居住地を聞かれること(身元調査)
- 6 近所や職場でのつきあいを避けられること
- 7 不動産や住宅を選ぶ時、同和地区と関連があることを理由に避けられること

〔問 12-2〕 問 12 で「差別はまだある」と答えた方にお聞きます。同和問題(部落差別)が、今もあるのはなぜだと思いますか。 (○はいくつでも)

- 1 同和問題(部落差別)に対する偏見が強く、そのまま受け入れてしまう人がいるから
- 2 差別を禁止する法律がないから
- 3 差別意識をなくすための教育、啓発を十分していないから
- 4 日本に戸籍制度があるから
- 5 同和問題(部落差別)の解消に対する同和地区の住環境や生活上の格差など施策が不十分であるから
- 6 同和問題(部落差別)に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから
- 7 落書きやインターネット上などで差別意識を助長する人がいるから
- 8 結婚や就職における身元調査が、いまだに行われているから
- 9 同和問題(部落差別)が残っていることを、教育、啓発で広めているから
- 10 わからない

〔問 12-3〕 問 12 で「差別はもうない」と答えた方にお聞きします。ないと思う理由は何ですか。 （〇はいくつでも）

- 1 同和対策事業特別措置法※が平成 14(2002)年に終了したことにより、解決したと思うから
- 2 自分の周りで、同和問題(部落差別)で差別をされる人を知らないから
- 3 同和問題(部落差別)について話をする人がいないから
- 4 わからない

※ 同和対策事業特別措置法とは、同和問題解決のために昭和 44(1969)年に公布・施行された、国及び地方公共団体の責務を定めた法律です。

《全員の方にお聞きします》

〔問 13〕 あなたが、同和問題(部落差別)について、はじめて知ったきっかけは何ですか。 （〇は 1 つ）

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 家族から聞いた | 8 テレビ、ラジオ、新聞、本等で知った |
| 2 親戚から聞いた | 9 同和問題(部落差別)に関する研修会で知った |
| 3 近所から聞いた | 10 県や市の広報紙や冊子で知った |
| 4 職場で聞いた | 11 同和問題(部落差別)は知っているがきっかけは覚えていない |
| 5 友人から聞いた | 12 同和問題(部落差別)は知らない |
| 6 学校の授業で教わった | |
| 7 インターネットで知った | |

〔問 14〕 あなたは、交際相手や結婚相手が同和地区出身者であるか気になりますか。 （〇は 1 つ）

- | | | |
|--------|----------|---------|
| 1 気になる | 2 気にならない | 3 わからない |
|--------|----------|---------|

《全員の方にお聞きします》

〔問 15〕 あなたは、同和問題(部落差別)を解決していくために、どのようなことが必要だと思いますか。 （〇はいくつでも）

- 1 同和問題(部落差別)に関わる相談体制を充実すること
- 2 同和問題(部落差別)を解決するための教育、啓発活動を推進すること
- 3 同和問題(部落差別)の重要性を認識し、自分自身の問題として解決に取り組むこと
- 4 同和問題(部落差別)を含むあらゆる差別を罰する法律を制定すること
- 5 就職の機会均等が確保されるよう事業者へ取り組むこと
- 6 インターネットなどを利用した差別情報の掲載等を削除するための制度や法制化を行うこと
- 7 わからない

〔問 16〕平成 14(2002)年で同和対策にかかる国の特別措置法が失効し、残された課題及び一般対策としての事業を実施してきました。しかし、いまだ同和問題(部落差別)が存在するため、**部落差別解消推進法※**が平成 28(2016)年に施行されました。その部落差別解消推進法に対して、この法律の実効性を高めるために、あなたはどのような施策が効果的だと考えますか。

(○は最大 3 つまで)

- 1 差別は根強く残っているので、引き続き、教育、啓発を進めていくこと
- 2 依然として、所得、進学率などの格差があるので、引き続き、施策を充実させること
- 3 差別の実態を改善していくため、引き続き、住環境の整備、生活面の改善を進めていくこと
- 4 部落差別に関する相談に的確に応ずるため、引き続き、体制の充実を図ること
- 5 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めること
- 6 部落差別解消推進法を知らない
- 7 わからない

※ 部落差別解消推進法は、部落差別のない社会を実現することを目的として、差別解消を推進するために制定された法律です。この法律は、すべての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという基本理念に基づいています。

(6) アイヌの人々の人権

《全員の方にお聞きします》

〔問 17〕あなたは、アイヌの人々の人権について、現在どのような問題があると思いますか。 **(○は最大 3 つまで)**

- 1 様々な場面で差別的な言動や嫌がらせ、いじめを受けること
- 2 結婚に際して周囲に反対されること
- 3 就職、職場で不利な扱いをされること
- 4 入居、入店を拒否されること
- 5 独自の文化や伝統の保存、伝承が図られていないこと
- 6 わからない

〔問 18〕あなたは、アイヌの人々に関する人権について、どのようなことが必要だと思いますか。 **(○は最大 3 つまで)**

- 1 アイヌの歴史や文化などを知り、理解と認識を深めること
- 2 学校や地域における教育、啓発活動を推進すること
- 3 アイヌの人々のための相談体制を充実すること
- 4 先住民族としての権利を尊重し、認めること
- 5 わからない

(7) 外国人の人権

《全員の方にお聞きします》

〔問 19〕あなたは、外国人の人権について、現在どのような問題があると思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 様々な場面で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 結婚に際して周囲に反対されること
- 3 就職、職場で不利な扱いをされること
- 4 入居、入店を拒否されること
- 5 言葉や生活習慣が違うため、地域社会で不利益を受けること
- 6 文化や社会事情の違いによるトラブルがあること
- 7 施設、道路、鉄道案内等の外国語表記が十分でないこと
- 8 わからない

〔問 20〕あなたは、外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 外国人のための相談体制を充実すること
- 2 お互いが、ともに暮らす市民であることの理解を深める啓発を推進すること
- 3 日本人が外国人を理解するための努力をすること
- 4 支援ボランティアの育成をすること
- 5 外国人も日本の文化や社会を理解すること
- 6 外国人と日本人の相互理解と交流を進めること
- 7 外国人も利用できる福祉、医療等の制度の充実を図ること
- 8 外国人が日本語や日本の文化を学べる体制の充実を図ること
- 9 わからない

(8) 感染症（エイズ、肝炎、新型コロナウイルス等）患者やその家族などの人権
《全員の方にお聞きします》

〔問 21〕 あなたは、感染症患者やその家族などの人権について、現在どのような問題があると思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 結婚に際して、周囲の反対を受けること
- 2 就職や職場で不利な扱いをされること
- 3 無断で感染症の検査等をされること
- 4 病院での治療や入院を拒否されること
- 5 差別的な言動をされること
- 6 入居、入店を拒否されること
- 7 退職や退学に追い込まれること
- 8 感染症について誤った情報を流されること
- 9 わからない

〔問 22〕 あなたは、感染症患者やその家族などの人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 感染者のための相談体制を充実すること
- 2 感染症に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること
- 3 プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実すること
- 4 感染症患者やその家族などへ生活支援をすること
- 5 学校、職場での感染症に対する教育を推進すること
- 6 感染症に対する予防対策を推進すること
- 7 わからない

(9) ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権
《全員の方にお聞きします》

〔問 23〕 あなたは、ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権について、現在どのような問題があると思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること
- 2 結婚に際して、周囲に反対をされること
- 3 就職や職場で不利な扱いをされること
- 4 入居、入店を拒否されること
- 5 ハンセン病療養所の外で偏見や差別により、自立した生活を営むのが困難なこと
- 6 差別的な言動をされること
- 7 ハンセン病について誤った情報を流されること
- 8 わからない

〔問 24〕あなたは、ハンセン病患者、元患者やその家族などの人権を守るために、
どのようなことが必要だと思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 ハンセン病等に係る相談体制を充実すること
- 2 ハンセン病に関する正しい知識などの啓発、広報活動を推進すること
- 3 ハンセン病患者、元患者やその家族の生活支援をすること
- 4 学校、職場でのハンセン病に対する教育を推進すること
- 5 わからない

（10）犯罪被害者等の人権

《全員の方にお聞きします》

〔問 25〕あなたは、犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権について、現在
どのような問題があると思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 犯罪被害によって、精神的なショックを受けたり、身体的不調をきたすこと
- 2 犯罪被害によって、経済的負担を受けること
- 3 事件のことにに関して、周囲からうわさ話や心ない言動をされること
- 4 警察などに相談しても期待どおりの対応が得られないこと
- 5 捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること
- 6 刑事裁判や手続きに犯罪被害者等の声が十分に反映されないこと
- 7 マスコミの取材や報道により、私生活の平穏やプライバシーが保てなくなること
- 8 わからない

〔問 26〕あなたは、犯罪被害者等（犯罪被害者やその家族）の人権を守るために、
どのようなことが必要だと思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 プライバシーに配慮した取材活動や報道をすること
- 2 犯罪被害者等の気持ち、立場に寄り添うこと
- 3 国や市の見舞金制度等の補償をすること
- 4 犯罪被害者等に対する相談体制を充実すること
- 5 犯罪被害者等の安全を確保すること
- 6 捜査や裁判の過程における配慮をすること
- 7 わからない

(11) インターネットの人権侵害

《全員の方にお聞きします》

〔問 27〕 あなたは、インターネットに関することで、現在、人権上どのような問題があると思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報が掲載されること
- 2 出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること
- 3 捜査の対象となっている未成年者の実名や顔写真を掲載すること
- 4 インターネット上にわいせつな動画や画像を掲載すること
- 5 個人情報の流出等の問題が多く発生していること
- 6 加害者が特定できず、被害者が救済されないこと
- 7 フェイクニュース(いい加減なうわさ話)や、事実と違う情報が拡散されること
- 8 わからない

〔問 28〕 あなたは、インターネットによる人権侵害を防ぐために、どのようなことが必要だと思いますか。 （〇は最大3つまで）

- 1 違法な情報発信に対するプロバイダ等への監視、取締りを強化すること
- 2 プロバイダ等に対し情報の停止、削除を義務化すること
- 3 インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育、啓発活動を推進すること
- 4 インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談体制を充実すること
- 5 違法な情報発信者に対し、罰則も含む法律の制定
- 6 わからない

(12) 性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権
《全員の方にお聞きします》

〔問 29〕あなたは、性的指向及び性自認(LGBTQ+)※に関する人々の人権について、
現在どのような問題があると思いますか。 (○は最大3つまで)

- 1 職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること
- 2 就職、職場で不利な扱いをされること
- 3 差別的な言動をされること
- 4 入居、入店を拒否されること
- 5 じろじろ見られたり、避けられたりすること
- 6 アウティング(本人に無断で他人に伝えること)されること
- 7 わからない

※ 性的指向とは、どのような性別の人に性的または恋愛的魅力を感じるのか、あるいは感じないのかを示す内的な感覚や傾向のことを言います。

※ 性自認とは、自分の性別をどのように認識するか示すもので、「心の性」とも言います。

※ L G B T Q + は、レズビアン(L e s b i a n)、ゲイ(G a y)、バイセクシャル(B i s e x u a l)、トランスジェンダー(T r a n s g e n d e r)、クィア(Q u e e r)またはクエスチョニング(Q u e s t i o n i n g)の頭文字をとった言葉で、性的指向や性自認を表す際に使用されます。

〔問 30〕あなたは、性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。 (○は最大3つまで)

- 1 市民一人ひとりが、正しい理解を深めること
- 2 学校や地域における教育、啓発活動を推進すること
- 3 性的指向及び性自認(LGBTQ+)に関する人々のための相談体制を充実すること
- 4 広報紙の発行や人権講演会の開催など、人権啓発を推進すること
- 5 パートナーシップ宣誓制度の充実を図ること
- 6 同性婚などの婚姻制度の法制化をすること
- 7 わからない

※ 三原市はパートナーシップ宣誓制度を、令和4(2022)年1月1日からスタートしました。この制度は、一方または双方が性的マイノリティでパートナー関係にある二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互協力し合う関係(パートナーシップ)である宣誓書を提出し、市が受領証及び受領カードを交付する制度です。

【第3章 差別に対する考え方について】

《全員の方にお聞きします》

〔問 31〕あなたは、同和問題をはじめとするあらゆる「差別」について、どのように考えていますか。次の各問にお答えください。 (○はそれぞれ1つ)

〔問 31-1〕差別は人として、もっとも恥ずべき行為の一つだと思う。

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかと言えばそう思わない | |

〔問 31- 2〕差別の問題を解決するには、まず、差別の実態をきちんと把握すべきだと思う。

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかと言えばそう思わない | |

〔問 31- 3〕差別をなくすためには、一人ひとりが自分の問題として解決に取り組むべきだと思う。

- | | |
|------------------|----------|
| 1 そう思う | 4 そう思わない |
| 2 どちらかと言えばそう思う | 5 わからない |
| 3 どちらかと言えばそう思わない | |

【第 4 章 人権啓発について】

《全員の方にお聞きします》

〔問 32〕あなたは、過去 1 年間で人権課題を解決するための学習会や講演会に参加したことがありますか。 （○は 1 つ）

- | |
|---|
| 1 参加したことがある → <u>問 32- 1 へ進む</u> |
| 2 参加したことが <u>な</u> い → <u>問 32- 2 へ進む</u> |

〔問 32- 1〕問 32 で「参加したことがある」と答えた方にお聞きします。
参加したのは次のうちどれですか。 （○はいくつでも）

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1 県、市主催の講演会や研修会 | |
| 2 公民館やコミュニティセンターが主催する社会教育の学習会 | |
| 3 P T A など学校での講演会や研修会 | |
| 4 職場での講演会や研修会 | |
| 5 自治会や女性会などが主催する学習会 | |
| 6 人権関係団体などが主催する学習会 | |
| 7 その他（ | ） |

〔問 32- 2〕 問 32 で「参加したことがない」と答えた方にお聞きします。

参加したことがない理由は次のうちどれですか。 （○は1つ）

- | |
|---------------------|
| 1 講演会などの開催を知らなかったから |
| 2 参加したかったが時間がなかったから |
| 3 人権問題に関心がないから |
| 4 人権問題はよく知っているから |
| 5 特に理由はない |

《全員の方にお聞きします》

〔問 33〕 あなたは、人権について理解を深めていくためには、どのような取組が必要だと思いませんか。 ご自由にお書きください。

《全員の方にお聞きします》

〔問 34〕 あなたは、次の人権に関する法律や条例、計画等を知っていますか。

（○はそれぞれ1つ）

法律、条例	内容も知っている	聞いたことはある	知らない
すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例 （令和 5（2023）年度施行）	1	2	3
私らしく暮らせるみはらプラン （第 4 次三原市男女共同参画プラン）	1	2	3

(令和 3 (2021) 年度策定)			
こども基本法 (令和 5 (2023) 年度施行)	1	2	3
部落差別の解消の推進に関する法律 (平成 28(2016) 年度施行)	1	2	3
三原市犯罪被害者等支援条例 (令和 7 (2025) 年度施行)	1	2	3
登録型本人通知制度 (三原市では平成 28(2016) 年から実施)	1	2	3

〔自由欄〕 人権問題や啓発活動、またこの調査についての意見や要望がありましたら、ご自由にお書きください。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。
調査票は、同封の返送用封筒に入れて、10月31日までに投函してください。

三原市人権問題市民意識調査報告書

発行日 令和 8（2026）年 3 月

発 行 三原市生活環境部人権推進課

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

TEL 0848-67-6044

協 力 県立広島大学 保健福祉学部 手島講師

※この報告書は、令和 7（2025）年度県立広島大学地域戦略協働
プロジェクト事業にて作成されたものです。